

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項 目 名	印紙税のあり方の検討		
税 目	印紙税		
要 望 の 内 容	印紙税は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税であるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討し見直す。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— （ （	百万円 百万円） 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(2) 施策の必要性		
	① 印紙税が創設された明治6年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等の受取書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点（5万円未満）が設けられている。他方、経済取引の数は莫大に増えており、印紙税に係る事務コストや税負担が、中小零細企業を始め、企業にとって無視できないコストとなっているとの指摘がある。 ② また、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されているとの指摘もある。 ③ 特に、小売・物販業等においては、近年、カード決済が増大してきており、印紙税が取引実態の変化に対応できていないとの指摘も強い。 上記の視点を踏まえ、制度の根底から、そのあり方を早急に検討することが必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	電子商取引など印紙税の対象とならない取引と、引き続き印紙税の対象となる取引との間の公平性について検証し、制度のあり方を見直すことは妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 22～令和 8 年度税制改正要望で検討事項として要望。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項 目 名	減価償却資産に係る取得価額基準等の見直し		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	減価償却資産取得時に、①10 万円未満の資産を取得時に全額損金算入、 ②10 万円以上 20 万円未満の資産は3年均等で損金算入が可能である制度等について、足下の物価上昇等を踏まえた基準額の見直しを行う。 所得税法施行令第 138 条、第 139 条 法人税法施行令第 133 条 第 133 条の 2 等		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 (— 百万円) — 百万円

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 物価上昇が継続していること等を踏まえ、長年据え置かれてきた本制度の基準等の見直しを行う。 (2) 施策の必要性 経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 2 1 日閣議決定） （経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換） 「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和 8 年度当初予算から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。その際、官公需における適切な価格転嫁を徹底するとともに、医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保に必要な対応を進める。あわせて、予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める。 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅸ. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進 1. 全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し 経済が物価上昇に転じた中で、政府の予算や制度もまた物価上昇に的確に対応できるよう変わっていかねばならない。政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、省庁横断で総合的に予算・税制に係る公的制度の基準額や閾値の点検と見直しに取り組む。		
	今回の要	合理性	政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

		政 策 の 達成目標	長年据え置かれてきた本制度の基準等について、足下の物価上昇等を踏まえた見直しを行うことで、企業の事務負担軽減を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	減価償却資産を取得し事業の用に供する事業者等において広く活用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	減価償却資産を個別に管理することの事務負担に対応する配慮として設けられている ・ 10 万円未満の資産を取得時に全額損金算入、 ・ 10 万円以上 20 万円未満の資産は 3 年均等で損金算入が可能である制度等 の基準について長年据え置かれていることを踏まえ、足下の物価上昇等を踏まえた基準額の見直しを行うことで、企業の事務負担軽減に資することができ、手段として有効。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯			経済産業省として過去要望したことはない。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項 目 名	申告手続に関する制度及び運用に係る所要の整備		
税 目	—		
要 望 の 内 容	申告等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 申告等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずることで、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化等を目指す。 (2) 施策の必要性 骨太の方針等にも記載のとおり、行政のデジタル化の着実な推進が求められていることから、行政手続の1つである税務手続に関しても一層のデジタル化が必要である。 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定） 第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 2. 全世代型社会保障の構築 (1) 社会保障と税の一体改革の推進（税制改革） 「強い経済」を実現するため、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、「責任ある積極財政」の下、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。 デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルール への対応を進める。	
今回の要望（租税特別	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	-
		租税特別措置の適用又は延長期間	-

		同上の期間 中の達成 目標	-
		政策目標の 達成状況	-
	有効性	要望の 措置の 適用見込み	-
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	-
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	-
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	-
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	-
		要望の措置 の妥当性	-
	これまでの租税特別措置の適用実績と 効果に関連する事項	租税特別 措置の 適用実績	-
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	-
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	-

	前回要望時の達成目標	－
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	－
これまでの要望経緯		継続要望

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課、経済産業政策局地域経済産業政策課、
経済産業政策局産業創造課、経済産業政策局産業組織課、
イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課）

項 目 名		取引相場のない株式の評価方式に関する見直し	
税 目		相続税・贈与税（財産評価基本通達）	
要 望 の 内 容	取引相場のない株式の評価は、株主の区分及び会社の規模等に応じて実態に即した評価をすることとされているが、今般の評価方式の見直しにあたっては、企業の成長や事業承継を阻害することがないように、慎重な検討が必要である。見直しによる影響や事業者の懸念を踏まえ適切な措置となるように検討する。		
	平年度の減収見込額		— 百万円
	（制度自体の減収額）		（ — 百万円）
	（改正増減収額）		（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 非上場企業は我が国雇用を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在。技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する企業の事業の更なる成長や円滑な事業承継により、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげる。 (2) 施策の必要性 企業の経営者は、事業承継が必要な 70 代以上の事業者や今後事業承継が必要となる 60 代の事業者も多く、事業承継は喫緊の課題である。 一方、今般検討が行われている評価方法の見直しでは、現行の評価方式と大きく変わることによって、多くの企業に影響を及ぼす可能性がある。企業の成長や事業承継を阻害することがないよう、慎重な検討が必要である。	
今回の要望（租税特別措置）に関する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	企業の事業の更なる成長や円滑な事業承継により、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし
		同上の期間中の達成目標	—

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	取引相場のない株式の相続税評価は、令和6年11月に会計検査院の検査報告において、「異なる規模の会社間での公平性や社会経済の変化を考慮し、より適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要」との指摘を受けたことを踏まえ、見直しの議論が行われている。 しかしながら、今般の見直しによって、多くの企業に影響を及ぼす可能性があり、企業の成長や事業承継を阻害することがないように、見直しによる影響や事業者の懸念を踏まえ慎重な検討が必要。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	・平成２８年度改正 要望。「適切なあり方について早急に総合的な検討を行う」とされた ・平成２９年度改正 類似業種比準方式の算定式の見直し等	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業組織課・産業創造課）

項目名	早期事業再生法の施行に伴う事業承継税制の拡充		
税目	相続税、贈与税 租税特別措置法第 70 条の 6 の 8、第 70 条の 6 の 10、第 70 条の 7、 第 70 条の 7 の 2、第 70 条の 7 の 5、第 70 条の 7 の 6 租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8、第 40 条の 7 の 10、第 40 条 の 8、第 40 条の 8 の 2		
要望の内容	「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（早期事業再生法）の施行に伴い、事業承継税制について、相続税・贈与税の納税が免除される要件のうち、法人税法施行令第 24 条の 2 第 1 項に規定する事実として、「早期事業再生法の規定に基づき権利変更決議の効力が生じたこと」の追加を行う。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 早期事業再生法の施行に向けて、事業承継税制上の所要の措置を講ずること で、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につな げる。 (2) 施策の必要性 日本企業の債務残高は、2024 年 6 月には約 700 兆円となり、コロナ禍前に比べ て約 120 兆円増加している。また、昨年の倒産件数は 12 年ぶりに 1 万件を超え た状況。今後の円安や物価高、人手不足の状況等を踏まえると、債務負担が収 益性向上の事業活動の足かせとなって事業再生の機会を逃し、倒産に至る企業 が更に増加するおそれがある。こうした経済社会情勢の動向を受け、事業者が 早期での事業再生に取り組み、事業価値の毀損や技術及び人材の散逸を回避で きる制度基盤を整備することが重要であり、こうした観点から、経済的に窮境 に陥るおそれのある事業者の円滑な事業再生の実施を図るため、事業者の金融 債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続の創設等の措置を講ずるべ く、早期事業再生法が 2025 年 6 月に成立・公布された。同法は 2026 年 12 月 11 日に施行予定。 同法の施行に向けて、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経 済の活性化につなげるため、本要望に基づく税制上の所要の措置を講ずること が必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることで、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につなげる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることは、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和５年度要望において「事業再構築を容易にするための制度に伴う所要の措置の検討」を要望し、「令和５年度税制改正の大綱」（令和４年１２月２３日閣議決定）において、事業再構築のための私的整理法制が整備されることを前提に、複数の措置が講じられることとなった。 その後、当該法制の更なる具体化に向けた検討が進められ、２０２５年６月、早期事業再生法が成立・公布された。 同法成立を踏まえ、令和８年度要望において、改めて複数の措置事項について要望を行い、下記について税制改正がなされるに至った。 ＜措置内容＞ ①欠損金の損金算入限度額の上限拡大 ②仮装経理に基づく過大申告の場合の更生に伴う法人税額の還付の特例 ③貸倒引当金の損金算入 ④消費税に係る貸倒れ 他方、令和８年度要望で上記とともに要望していた「事業承継税制の拡充」については、早期事業再生法に基づく手続が法人税法施行令第２４条の２第１項に該当するか否か、という点を調整の上、今年度に改めて要望することとした。	

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

項 目 名	グループ通算制度に係る投資簿価修正における算定方法の見直し		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	グループ通算制度における投資簿価修正について、現行制度においては通算子法人の買収時に認識した資産調整勘定等対応金額（買収プレミアム）に関し、通算子法人が非適格合併等を行った場合に当該買収プレミアムを一律に零とする取扱いとなっており、企業が事業再編の実施にこの足を踏む要因となっている。グループ経営の下で実施される事業の選択と集中やノンコア事業の切出し等、企業による機動的な事業ポートフォリオ再編を促進し、日本企業の「稼ぐ力」の向上を図る観点から本制度を見直し、非適格合併等の対象となる事業の規模等を踏まえた扱いへ改める措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 企業による機動的な事業ポートフォリオの見直しを促進し、日本企業の「稼ぐ力」の向上を図る。 特に、M&A 後のグループ一体経営の下で実施される事業の選択と集中やノンコア事業の切出しを阻害することなく、企業価値向上に資する事業再編を円滑に実施できる環境を整備する。 (2) 施策の必要性 グループ通算制度では、通算子法人の離脱時に買収プレミアムを反映できるよう、令和 4 年度税制改正において投資簿価修正の見直しが行われた。これは、企業買収において支払われたプレミアムを適切に考慮し、健全な企業行動を阻害しない観点から措置されたもの。 一方で、現行制度では買収後に通算子法人が非適格合併等を行った場合、その事業規模や重要性にかかわらず、資産調整勘定等対応金額全体が零となる。結果として、事業の一部切出しや不採算事業の売却といった企業価値向上に向けた事業再編を行うことで、多額の買収プレミアムが失われる。 企業の機動的な事業ポートフォリオ再編を促進し、成長投資と企業価値向上を後押しする観点から、非適格合併等の対象となる事業の規模等を踏まえた扱いへ改めることが必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	グループ通算制度における投資簿価修正の算定方法について、実態に即した取扱いに見直すことにより、M&A後のグループ一体経営の下で行われる事業ポートフォリオの見直しや事業再編に二の足を踏んでしまう要因を解消し、企業による成長投資及び事業の選択と集中を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望により、企業は買収後の事業再編に際して税制上の扱いについて懸念することなく、事業譲渡や事業統合等を実施できるようになる。 これにより、ノンコア事業の売却や切出しの促進、M&A後の統合・再編の円滑化、単体納税法人との税負担の公平性確保が図られ、日本企業の企業価値向上及び成長投資の促進に資することが期待される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	現行制度では、通算子法人において非適格合併等が行われた場合、移転した事業の規模や重要性にかかわらず、資産調整勘定等対応金額の全額を零とすることとされている。これにより、一部の規模の小さな非中核事業の切出しといった、事業の選択と集中と、これに伴う事業ポートフォリオ再編に必要な非適格合併等であっても、買収時に認識した買収プレミアム全体が消滅することから、こうした事業譲渡を通じた事業再編に二の足を踏んでしまう結果となっている。 一方、資産調整勘定等対応金額を零とする趣旨は、通算子法人を被合併法人等とする非適格合併等において、新たな資産調整勘定等が認識されることによる二重計上を防止する点にある。 現行措置は、一部事業の非適格合併等により、二重計上のおそれがないと考えられる部分も含め、買収プレミアム全体を消滅させるものであることから、非適格合併等の対象となる事業の規模等を踏まえた扱いへ見直すことが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			令和４年度 令和２年度に創設されたグループ通算制度における投資簿価修正について、通算子法人の離脱時において買収時に支払った資産調整勘定等対応金額（買収プレミアム）を譲渡原価に反映すべく、通算子法人の離脱時に買収プレミアムを簿価純資産価額へ加算する特例措置を要望し、措置された。

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

項目名	日本企業の中長期的な企業価値の向上に向けた役員給与税制の拡充		
税目	法人税 法人税法第 34 条 法人税法施行令第 69 条 法人税法施行規則第 22 条の 3		
要望の内容	日本企業の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に向けて、経営陣による適切なリスクテイクや経営判断を促す役員報酬の設計を促進するため、役員給与税制における業績連動給与の算定指標を見直す。 具体的には、現行の役員給与税制における業績連動給与の算定指標として用いることが認められている利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標に加え、中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略上の重要な指標として活用が進んでいるサステナビリティ指標のうち、一定の客観性及び透明性が確保されたものについて、業績連動給与の損金算入可能な算定指標として認める措置を講ずる。		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を実現するため、企業が自社の経営戦略に応じて役員報酬制度を設計できる環境を整備する。 これにより、経営陣の適切なリスクテイクや成長投資を促し、日本企業の「稼ぐ力」の向上を図る。 (2) 施策の必要性 近年、企業においては、中長期的な企業価値向上に向けて、財務指標のみならず、サステナビリティ指標など、多様な KPI を経営戦略に組み込む企業が増加している。 特に、サステナビリティに関する取組については、中長期的な企業価値を判断する上で重要性は高まっており、投資家との対話や企業価値評価等においても主要論点として取り上げられる機会も増えている。これらの状況を背景としながらサステナビリティ開示基準の策定等の環境整備も進んできており、2027 年 3 月期より、東京証券取引所プライム市場に上場する時価総額 3 兆円以上の企業から規模に応じて順次、サステナビリティ開示基準の適用が義務化されることとされている。 一方、現行の役員給与税制では、業績連動給与の算定指標として認められる範囲が限定されており、企業が企業価値向上に向けて重視する経営指標と税制上活用できる指標との間に乖離が生じている。 このため、企業は税務上の取扱いを考慮して役員報酬制度の設計を調整する等、自社の経営戦略を報酬戦略へ十分に反映できていない可能性がある。 企業の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けて、経営陣による適切なリスクテイク等を促進するため、企業実務の実態に即して、役員給与税制における業績連動給与の算定指標を見直す必要がある。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		(制度自体の減収額)	(－ 百万円)
		(改正増減収額)	(－ 百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	経営戦略と連動した業績連動報酬の導入促進を通じ、経営陣に対して、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを付与することにより、経営陣による「稼ぐ力」の向上に向けた経営を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	上場企業を中心に業績連動報酬を導入・検討する企業、サステナビリティ指標を経営上の重要な経営指標として位置付ける企業において利用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	企業が経営戦略と連動した経営指標を業績連動報酬へ反映しやすくなり、経営陣に対する適切なインセンティブ付与が可能となる。 その結果、成長投資の促進、中長期的な企業価値向上が期待され、日本企業全体の「稼ぐ力」の向上につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本要望は、役員給与の損金算入を無制限に認めるものではなく、現行制度の適正性・透明性確保の枠組みを前提としつつ、算定指標の対象範囲を企業実務に即して見直すもの。

			企業においては、近年、経営戦略と連動した多様な経営指標が採用されており、中長期的な企業価値を判断する観点からサステナビリティ関連指標についても、投資家との対話や企業価値評価等における重要性が高まっている。 一方で、税制上認められる算定指標の範囲は限定的であり、企業が重視する経営指標と税制の間に乖離が生じている。こうした乖離を解消し、企業価値向上に向けた役員報酬制度の活用を促進することは、企業の持続的な成長や中長期的な企業価値向上を後押しする観点から妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			平成 28 年度 平成 17 年度に創設された役員給与税制について、特定譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度の導入及び利益連動給与の見直しを要望し、特定譲渡制限付株式が事前確定届出給与の対象となり、利益連動給与の対象となる指標（ROE 等）が追加された。 平成 29 年度 平成 28 年度改正で創設した特定譲渡制限付株式（RS）を円滑に活用できるようにするとともに、多様な業績連動報酬・株式報酬の導入を促進するため、役員給与税制の損金算入要件の見直しを要望し、利益連動給与が、複数年度の利益や株価等に連動したものも損金算入の対象となる業績連動給与へと拡大された。 平成 31 年度 コーポレートガバナンス改革の進展を踏まえ、報酬委員会の構成の要件等の見直しを要望し、報酬委員会の委員構成について、委員の過半数を独立社外役員とする等の見直しがなされた。 令和 2 年度 会社法改正やコーポレートガバナンス改革の進展を踏まえ株式報酬に係る税制及び業績連動給与における独立社外役員要件等の見直しを要望し、特定譲渡制限付株式の範囲に株式等の無償発行制度創設に伴う見直し等がなされた。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課）

項 目 名		事業ポートフォリオ転換・強化促進税制の創設	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	AX、GX をはじめとした技術革新や経済安全保障の重要性の高まりなど、企業を取り巻く事業環境が劇的に変化する中で、我が国経済の中長期的な成長に向けて、企業による事業ポートフォリオの転換・強化を後押しする新たな税制を創設する。		
	（１）対象 産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた企業とすることを検討。		
	（２）措置内容 事業等の売却とあわせて事業等の買収等を行う場合について、売却益の課税を繰り延べる。		
	（３）要件 事業ポートフォリオの転換・強化の取組による一定以上の生産性の向上が見込まれていること等。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		▲55,200 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 AX・GXをはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している。このような環境下において、経済安全保障等を確保しながら、企業による事業ポートフォリオの転換・強化を後押しすることで、我が国経済の中長期的な成長を図る。 (2) 施策の必要性 2010年代以降、資本コストを踏まえた経営や投資家との建設的対話の重要性が投資家と企業経営者に共有され、「コーポレートガバナンス・コード」（2015年適用開始）をはじめとするコーポレートガバナンス改革が進展してきた。こうした改革の積み重ねは、企業の資本効率や収益性に対する意識の浸透と相まって、業績・株価の改善や株主還元の拡大にもつながっている。 しかしながら、足下では、業績・株価の上昇や資本効率の改善、株主還元の拡大が進む中、そうした成果が成長投資の拡大や持続的な賃金上昇に必ずしも十分結び付いていないという「新たなパラドックス」に直面している。 こうした背景にある構造的な要因の1つとして、日本企業全体として資本効率の改善は進展してきた一方で、依然として、資本コストを上回る収益性を安定的に確保できている事業が少ない上、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相殺される構造となっている※ことがあると考えられる。我が国経済の中長期的な成長に向けては、我が国企業が、事業ポートフォリオの転換を通じて、投下資本の戦略的な再配分・拡大を促していくことが必要である。 このような課題意識は、「コーポレートガバナンス・コード」（2026年改訂版）にも反映され、取締役会の役割として、「成長の道筋を構築すること」や、「成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源配分等に関し具体的に何を実行するのかについて説明を行う」こと（原則4-1）などが明確化された。経済産業省においても、「成長投資ガイドンス」（2026年）を策定してその実務的な対応の方向性を示し、その普及・啓発を通じて、事業ポートフォリオの見直しと成長投資の必要性に対する意識の浸透に向けて取り組んできている。 他方、企業が事業を入れ替えようとした際、売却益に対する課税によって、買収等の原資が目減りすることが入れ替えを抑制している重要な要因の1つとなっているという声もある。AX・GXをはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している環境下において、我が国企業がこのような環境に適応し、競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオの転換・強化を上記の取組から更に踏み込んで促進していくことが必要であり、新たな税制を創設することが必要である。 ※価値毀損セグメントに対する資本投入割合：日本：65% 米国：39% 欧州：42%
今回の要望（租税特別措置）	合理性 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 ○日本成長戦略（2026年7月21日閣議決定）p41 ii）「責任ある積極財政」を通じた「危機管理投資」・「成長投資」の推進 3.（2）③ii）に記載の改訂「コーポレートガバナンス・コード」と一体的に策定された、中長期的な企業価値向上のための実務指針となる「成長投資ガイドンス」を普及し、企業の成長投資の質・量の向上や、成長ステージ等に応じた成長投資と株主還元の適切なバランスの確保、ベストオーナー原則に基づく事業ポートフォリオ転換といった取組を促すとともに、非事業用資産等の成長投資への活用や、事業者間連携を促進する環境整備を進める。

		○成長投資を促進するための金融戦略 ― 資産運用立国のアップグレード ― (2026 年 7 月 21 日) p11 (3) 企業に対して資本コストを下回る事業に固定化された資本の見直しや成長分野への経営資源の再配分を促すため、事業ポートフォリオ改善や事業再編を促進・円滑化するための強力なインセンティブ措置を検討する。 ○成長投資ガイダンス (2026 年 7 月 21 日) p62, 63 5.2 経営資源の再配分と成長投資に対する支援措置 5.2.1 事業ポートフォリオの改善のための事業再編の促進 EP の拡大のためには、事業ポートフォリオの改善を通じて投下資本の配分を見直し、資本が ROIC-WACC スプレッドの低い領域に滞留する構造を改めることが重要である。それにより、キャッシュ創出力を高め、成長領域に投資を拡大していくことが可能となると考えられる。価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が投下されており、それらの事業の多くが新規事業ではないとの分析からみても、日本では社内外の様々な事情の中で果敢な事業再編が進んでこなかったと考えられる。 本格的な価値創造のためには事業再編を促進することが重要であり、政府として、ベストオーナーに対する事業移転（カーブアウト、事業譲渡、スピンオフ、M&A 等）を円滑化し、より高い価値創造が可能な主体へ事業を移すための制度的支援策を検討することが望ましい。CG コード及び本ガイダンスで提示している考え方や手法も活用し、企業と投資家の対話を通じて事業ポートフォリオの改善が促される環境を整備するとともに、実際に果敢に事業再編を行う企業に対しては効果的なインセンティブ措置（税制措置を含む）を検討すること、事業再編時に必要となる大規模な資金供給面の支援の在り方について、事業会社とファンドの役割分担や連携も踏まえて、具体的な検討を進めることが重要である。さらに、企業間連携の促進などに向けた環境整備や、会社法制など企業関係法令に関する予見可能性の更なる向上、柔軟で分厚い労働市場の整備等を通じ、再編が実行されやすい事業環境を整えることが重要である。
	政 策 の 達成目標	我が国においては、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相殺される構造となっている。このような構造的課題に対処するため、企業による事業ポートフォリオの転換・強化の促進を通じた、我が国経済の中長期的な成長を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間（税の適用を確認等する期間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	○適用数 （１）株式売却 （上場企業） ● 第三者による買収時に株式売却をした前後 5 年間に事業譲受または買収を実施している社数割合（※１）：19%

		● 平均株式譲渡益計上社数：172 [社]（過去5年度平均）（※3） ➤ 適用数：172 社×19%=33 [社] （非上場企業） ● 株式売却を実施している企業のうち、非上場企業の割合 （過去5年度平均）（※4）：56% ➤ 適用数（推計）：3.4 社×56%/（100%-56%）=8.0[社] （2）事業譲渡 （上場企業） ● 事業譲渡を実施した前後5年間に事業譲受または買収を実施している社数割合（※2）：6.1% ● 平均事業譲渡益計上社数：56[社]（過去5年度平均）（※3） ➤ 適用数：56 社×6.1%=3.4[社] （非上場企業） ● 事業譲渡を実施している企業のうち、非上場企業の割合 （過去5年度平均）（※5）：70% ➤ 適用数（推計）：3.4 社×70%/（100%-70%）=8.0[社] 【算定根拠】 （※1）2025年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、前5年間に第三者による買収時に株式売却をした企業の割合、及び2020年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、後5年間に第三者による買収時に株式売却をした企業の割合から推計。 出所：レコフデータのM&Aデータを基に算定。 期間：2020/04/01～2026/03/31(有効日) （※2）2025年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、前5年間に事業譲渡をした企業の割合、及び2020年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、後5年間に事業譲渡をした企業の割合を基に推計。 出所：レコフデータのM&Aデータを基に算定。 （※3）2021年4月1日から2026年3月31日までの決算期における「事業譲渡益」、「子会社株式売却益」、「関係会社株式売却益」を計上している企業数平均 出所：開示Net収録の有価証券報告書のデータを基に算定。 （※4）2021年4月1日から2026年3月31日までに実施されている買収のうち、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がない又は親会社が「未上場など」である割合 出所：レコフデータのM&Aデータを基に算定。 （※5）2021年4月1日から2026年3月31日までに実施されている事業譲渡のうち、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がない又は親会社が「未上場など」である割合 出所：レコフデータのM&Aデータを基に算定。 ○適用額 （1）株式売却 （上場企業） ● 1社あたり年平均株式売却益額：27 [億円/社]（過去5年度平均） （非上場企業） ● 1社あたりの平均株式売却額の比率：非上場：37%（※1）（過去5年度平均）
--	--	---

		➤ 1社あたり年平均事業譲渡益額（推計）：27 億円/社 $\times 37\% / (100\% - 37\%) = 16$ [億円/社] （２）事業譲渡 （上場企業） ● 1社あたり年平均事業譲渡益額：8.6 [億円/社]（過去５年度平均） （非上場企業） ● 1社あたりの平均事業譲渡額の比率：非上場：3.4%（※２）（過去５年度平均） ● 1社あたり年平均事業譲渡益額（推計）：8.6 億円/社 $\times 3.4\% / (100\% - 3.4\%) = 0.3$ [億円/社]（過去５年度平均） 【算定根拠】 年平均事業譲渡益額には、2023 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの決算期における「事業譲渡益」の平均値を採用。年平均株式売却益には、前記期間の「子会社株式売却益」と「関係会社株式売却益」の平均値を採用。 出所：開示 Net 収録の有価証券報告書のデータを基に算定。 （※１）2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに実施されている買収のうち、株式売却額が判明しているものであって、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がない又は親会社が「未上場など」である割合 出所：レコフデータの M&A データを基に算定。 （※２）2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに実施されている事業譲渡のうち、事業譲渡額が判明しているものであって、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がない又は親会社が「未上場など」である割合 ○減収額 減収額：552 億円 内訳 （１）株式売却 （上場企業） 27 億円/社 $\times 33$ 社 $\times 23.2\% \times 1.5$ 倍 = 312 億円 （非上場企業） 16 億円/社 $\times 41$ 社 $\times 23.2\% \times 1.5$ 倍 = 229 億円 （２）事業譲渡 （上場企業） 8.6 億円/社 $\times 3.4$ 社 $\times 23.2\% \times 1.5$ 倍 = 10 億円 （非上場企業） 0.3 億円/社 $\times 8.0$ 社 $\times 23.2\% \times 1.5$ 倍 = 0.8 億円 法人税率は、23.2%を採用。本税制措置により、対象が 1.5 倍に増加すると想定。 なお、本措置は、売却益又は事業譲渡益のうち一定割合の額について、課税を繰り延べるものであり、買収した事業又は株式を売却する際に繰り延べられた額を含めて課税されるものである。そのため、単年度で見た際に課税が繰り延べられる額を減収額として試算している。
	要望の措置 の効果見込	我が国においては、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セ

		み(手段としての有効性)	グメントが生み出した価値が相殺される構造となっている。他方、企業が事業を入れ替えようとした際、売却益に対する課税によって、買収等の原資が目減りすることが入れ替えを抑制している重要な要因の1つとなっている。 AX・GXをはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している環境下において、我が国企業がこのような環境に適応し、競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオの転換・強化を促進するための踏み込んだ措置が必要である。また、事業等の売却に伴う売却益の課税を繰り延べることは、中長期的な税収確保を図りながら、競争力強化に向けた手元資金を確保する効果も期待されることから、本税制措置を講ずることが有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置 本税制措置は主に事業ポートフォリオの転換の判断を、登録免許税の軽減は事業等を買収等する判断を後押しするものであり、両者を一体で講ずることで事業ポートフォリオの転換・強化が促進されることが期待される。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、事業ポートフォリオの転換・強化の取組による一定以上の生産性の向上が見込まれていること等の一定の要件を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものとすることを検討している。 本措置により、事業等の売却に伴う売却益の課税を繰り延べることで、中長期的な税収確保を図りながら、競争力強化に向けた手元資金を確保する効果も期待されることから、企業による事業ポートフォリオの転換・強化を促進するための特例措置として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—

	前回要望時の達成目標	事業ポートフォリオの転換を行う際の事業売却時の譲渡益の課税の繰延べにより、限られた経営資源を高い価値を生み出せる事業に振り向ける取組を促し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名		小規模企業等に係る税制のあり方の検討	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。 なお、令和8年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。」とされている。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて逦増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある。 そのため、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。		
	(2) 施策の必要性 上記「政策目的」に同じ。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	シャウブ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。 また、令和８年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。」とされており、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段としての有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		—	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省中小企業庁事業環境部企画課）

項 目 名	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長		
税 目	法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 4 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4		
要 望 の 内 容	【制度の概要（現行の要件）】 中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人事業主が、前年度から雇用者給与等支給額を 1.5%または 2.5%以上増加させた場合、その増加額のそれぞれ 15%、30%を税額控除できる。さらに、くるみん及びえるぼしの認定状況に応じて、税額控除率が 5%上乘せされる。 また、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額は、5 年間繰り越すことができる。なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の 20%を限度とする。		
	【要望の内容】 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する供給力強化政策そのものであり、経済成長の起点であるとの認識のもと、賃上げ率の向上を一過性のものとする事なく、引き続き賃上げを促進することで、賃上げの定着を図るため、本税制の適用期間を 3 年間延長する。 その上で、生産年齢人口の継続的な減少を見据え、賃金水準の変化をより適切に評価できるよう、現行制度の雇用者給与等支給額の増加要件を、従業員一人平均給与等支給額の増加要件へ改める。 また、現行制度による賃上げ要件（雇用者給与等支給額が前事業年度比で 1.5%以上増加など）を見直し、より積極的な賃上げを後押しする。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）		（精査中）百万円 （▲972,000 百万円） （+675,000 百万円） ※大企業・中堅企業向け分の増減収額を含む

新設・拡充又は延長を必	(1) 政策目的 本租税特別措置によって企業の賃上げを促進し、物価上昇に負けない賃金上昇を実現することにより、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現し、我が国経済の活性化を目指す。 (2) 施策の必要性 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり、経済成長の起点であるとの認識のもと、賃上げ率の向上を一過性のものとすることなく、引き続き賃上げを促進することで、賃上げの定着を図る必要がある。 また、物価高の中でも持続的な賃上げを実現できるよう、引き続き、予見可能性の高い税制により賃上げのインセンティブを高める必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 817 550 2112"> 合理性 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="550 817 1492 2112"> 7. 中小企業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築（賃上げ環境整備） 2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。 最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 2025）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、100 億企業や中堅企業から売上高 1～10 億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。 ○日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 7. 賃上げ環境整備 （2）対応の方向性 ③講ずべき施策パッケージ（賃上げの促進） 中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。 </td></tr> </table>	合理性 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築（賃上げ環境整備） 2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。 最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 2025）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、100 億企業や中堅企業から売上高 1～10 億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。 ○日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 7. 賃上げ環境整備 （2）対応の方向性 ③講ずべき施策パッケージ（賃上げの促進） 中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。
合理性 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築（賃上げ環境整備） 2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。 最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 2025）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、100 億企業や中堅企業から売上高 1～10 億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。 ○日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 7. 賃上げ環境整備 （2）対応の方向性 ③講ずべき施策パッケージ（賃上げの促進） 中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。		

		○労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略 6. 賃上げの促進 我が国経済の活性化のためには、暮らしの安全と安心を確保し、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、企業の事業収益が上がる「強い経済」を構築することが必要である。また、この好循環を実現し、日本経済のパイを大きくするとともに、物価上昇に負けない賃金上昇、いわゆる実質賃金がプラスとなることを実現し、生活者が経済成長の果実を実感できる状況を確保することが必要である。 このような考え方においては、賃上げは、生活者に対する分配政策にとどまらず、働き手のモチベーションを改善し、優秀な人材の確保につながることで、企業の競争力強化や人材の最適配置にも強く影響することから、供給力強化政策そのものであり、成長戦略の起点である。 （略） ④ 賃上げ促進税制の抜本的見直し 賃上げ促進税制は、重要な役割がある。このため、積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しするために、必要な見直しの検討を行うと共に、伴走支援の中での制度の周知広報を実施していく。																												
	政策の達成目標	中小企業の賃上げを促進し、令和 11 年度までの間、実質賃金年 1%程度の上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。 そのために、令和 11 年度までの各年度において、実質賃金年 1%の上昇を目指す。																												
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 9 年度から令和 11 年度まで																												
	同上の期間中の達成目標	中小企業の賃上げを促進し、令和 11 年度までの間、実質賃金年 1%程度の上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。 そのために、令和 11 年度までの各年度において、実質賃金年 1%の上昇を目指す。																												
	政策目標の達成状況	足下における実質賃金は上昇傾向にあるものの、目標としている年 1%の上昇には達していない。 ○実質賃金の推移 <table><tr><td>年度</td><td>平成 26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>令和元</td><td>2</td></tr><tr><td>前年度比（%）</td><td>-2.3</td><td>0.0</td><td>0.5</td><td>0.0</td><td>0.2</td><td>-0.5</td><td>-1.3</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>前年度比（%）</td><td>0.6</td><td>-1.3</td><td>-1.7</td><td>0.0</td><td>-0.1</td></tr></table> ※厚生労働省「毎月勤労統計調査」	年度	平成 26	27	28	29	30	令和元	2	前年度比（%）	-2.3	0.0	0.5	0.0	0.2	-0.5	-1.3	年度	3	4	5	6	7	前年度比（%）	0.6	-1.3	-1.7	0.0	-0.1
年度	平成 26	27	28	29	30	令和元	2																							
前年度比（%）	-2.3	0.0	0.5	0.0	0.2	-0.5	-1.3																							
年度	3	4	5	6	7																									
前年度比（%）	0.6	-1.3	-1.7	0.0	-0.1																									

			適用件数（単位：件）																		
			<table><tr><td>年度</td><td>令和 7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>法人税</td><td>307, 579 (307, 579)</td><td>331, 958 (331, 958)</td><td>365, 134 (365, 134)</td><td>380, 075 (379, 075)</td><td>403, 531 (401, 198)</td></tr><tr><td>所得税</td><td>41, 216 (41, 216)</td><td>44, 482 (44, 482)</td><td>48, 928 (48, 928)</td><td>50, 930 (50, 796)</td><td>54, 073 (53, 760)</td></tr></table>	年度	令和 7	8	9	10	11	法人税	307, 579 (307, 579)	331, 958 (331, 958)	365, 134 (365, 134)	380, 075 (379, 075)	403, 531 (401, 198)	所得税	41, 216 (41, 216)	44, 482 (44, 482)	48, 928 (48, 928)	50, 930 (50, 796)	54, 073 (53, 760)
年度	令和 7	8	9	10	11																
法人税	307, 579 (307, 579)	331, 958 (331, 958)	365, 134 (365, 134)	380, 075 (379, 075)	403, 531 (401, 198)																
所得税	41, 216 (41, 216)	44, 482 (44, 482)	48, 928 (48, 928)	50, 930 (50, 796)	54, 073 (53, 760)																
			※令和 7、8 年度は現行制度による見込み、9～11 年度は要件に従業員一人あたりとした場合の見込み ※令和 7 年度以降は中長期の経済財政に関する試算（令和 8 年 7 月 30 日経済財政諮問会議提出）における成長戦略実現ケース①による見込み、（）内は現状投影ケースによる見込み。																		

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	中小企業生産性革命推進事業等の生産性向上を目的とした補助事業は、政策目的に照らし支援の必要性が高い分野・企業に集中的に支援し、賃上げの原資を増大させるものである。 賃上げは、一般的には一度実施すると元の額に引き下げるのが難しいため、慎重な企業判断を要するもの。本税制は、要件を満たす企業が活用可能であり、予見可能性が高いため、企業の賃上げ判断を後押しする効果が期待される。 また、近年、賃上げ率は高い水準で推移しているものの、物価高の中においても持続的な賃上げを実現できるよう、引き続き賃上げの促進に取り組む必要がある
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	○適用件数 令和5年度 238,744件 令和6年度 275,014件 令和7年度 307,579件（見込み） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」及び中小企業庁実施アンケート） ○減収額実績 令和5年度 2,908億円（2,148億円） 令和6年度 3,330億円（2,356億円） 令和7年度 3,720億円（見込み）（2,866億円） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」及び中小企業庁実施アンケート）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：42条の12の5第2項 適用件数：275,014件 適用額：3,330億円 ※令和6年度の適用状況

租税特別措置の適用による効果
(手段としての有効性)

以下表中の「本税制による企業全体への賃上げ幅の影響(%)」の通り、本税制により、令和7年度には0.33%の賃上げ効果があったと推計される。

年度	令和4	5	6	7
適用-非適用企業の賃上げ率の差 (%) (A) 【※1】	4.9	4.9	4.9	4.9
適用企業数	229,962	272,653	311,589	348,795
中小企業全体 【※3】	3,322,234	3,279,577	3,236,920	3,194,263
中小企業全体に占める適用企業の割合(%) (D) = (B) / (C) * 100	6.92	8.31	9.63	10.92
本税制による賃上げ幅(%) (E) = (A) * (D)	0.34	0.41	0.47	0.54
全企業の総支給額のうち、中小企業の総支給額の割合(%) (F) 【※4】	61.83	61.83	61.83	61.83
本税制による企業全体への賃上げの影響(%) (E) × (F)	0.21	0.25	0.29	0.33

(※1)

・令和7年に経済産業省が実施した中小企業へのアンケートの回答結果をもとに、差の差分析（本租税特別措置の適用企業と非適用企業でそれぞれ給与総額の対数の平均値を算出し、その伸びを比較する）を実施したところ、適用企業の方が非適用企業よりも、令和4年度から令和5年度にかけて4.9%大きく支給額を伸ばしていた。その他の年度についても、適用企業は給与総額を4.9%ほど大きく成長させていたという前提のもと試算を行った。

(※2)

法人税の適用数と所得税の適用数を足し合わせた値。

(※3)

・「平成28年経済センサス-活動調査」、「令和3年経済センサス-活動調査」をもとに作成された、「産業別規模別企業数」（中小企業庁事業環境部調査室）から、平成28年度は3,578,176社、令和3年度は3,364,891社であり、平成28年度から令和3年度までの間、年間42,657社減少している。
・令和11年までについても、年間42,657社ずつ減少すると仮定し、試算した。

(※4)

・中小企業の給与総額 ÷ (大企業の給与総額 + 中小企業の給与総額) により、令和3年度の、全企業の総支給額のうち中小企業の総支給額の割合を算出(0.6183)した。
・なお、令和3年度の大企業の給与総額は、常用雇用者数(14,247,039人) × 常用雇用者の所定内給与額(301,763円)により算出し、中小企業の給与総額は、常用雇用者数(27,143,912人) × 常用雇用者の所定内給与額

		（256,578 円）により算出した。（出典：常用雇用者数...「令和 3 年度経済センサス-活動調査」、所定内給与額...「賃金構造基本統計調査」） ・令和 4 年度以降も同じ割合を使用した。																																																								
	前回要望時の達成目標	赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。																																																								
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	雇用者報酬（名目）及び家計最終消費（名目）は増加傾向にあり、家計所得は一定程度増大したといえる。 一方で、令和 7 年度の実質賃金上昇率は-0.1%であり、物価高を上回る賃上げには至っておらず、賃上げの取組は道半ば。 ○雇用者報酬、名目／内閣府「GDP 統計」 （兆円） <table><tr><td>年度</td><td>平成 26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr><tr><td>雇用者報酬</td><td>260</td><td>262</td><td>268</td><td>273</td><td>281</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>雇用者報酬</td><td>286</td><td>281</td><td>289</td><td>296</td><td>302</td><td>314</td><td>325</td></tr></table> ※小数点以下は四捨五入 ○個人消費の拡大 ※家計最終消費（除く持ち家の帰属家賃）名目／内閣府「GDP 統計」 （兆円） <table><tr><td>年度</td><td>平成 26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr><tr><td>家計最終消費</td><td>241</td><td>243</td><td>241</td><td>245</td><td>247</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>家計最終消費（兆円）</td><td>244</td><td>228</td><td>240</td><td>257</td><td>262</td><td>270</td><td>282</td></tr></table> ※小数点以下は四捨五入	年度	平成 26	27	28	29	30	雇用者報酬	260	262	268	273	281	年度	令和元	2	3	4	5	6	7	雇用者報酬	286	281	289	296	302	314	325	年度	平成 26	27	28	29	30	家計最終消費	241	243	241	245	247	年度	令和元	2	3	4	5	6	7	家計最終消費（兆円）	244	228	240	257	262	270	282
年度	平成 26	27	28	29	30																																																					
雇用者報酬	260	262	268	273	281																																																					
年度	令和元	2	3	4	5	6	7																																																			
雇用者報酬	286	281	289	296	302	314	325																																																			
年度	平成 26	27	28	29	30																																																					
家計最終消費	241	243	241	245	247																																																					
年度	令和元	2	3	4	5	6	7																																																			
家計最終消費（兆円）	244	228	240	257	262	270	282																																																			
これまでの要望経緯		平成 25 年度 新設 平成 26 年度 延長（平成 29 年度末まで）、 拡充（雇用者給与等支給総額増加割合の要件緩和等） 平成 27 年度 拡充（雇用者給与等支給増加割合の要件緩和） 平成 28 年度 拡充（雇用促進税制との併用禁止解除） 平成 29 年度 拡充（中小企業に対する控除率の強化） 平成 30 年度 延長（令和 2 年度末まで）、 拡充（要件見直し、基準年度の撤廃） 令和 3 年度 延長（令和 4 年度末まで）、 拡充（継続雇用者要件から給与総額要件に変更） 令和 4 年度 延長（令和 6 年度末まで）、 拡充（要件見直し、控除率の強化） 令和 6 年度 延長（令和 8 年度末まで）、																																																								

	拡充（くるみん・えるぼし） 令和7年度 拡充（教育訓練費に係る上乗せ措置の廃止）
--	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

○短期アウトカムについては、令和6年度にインフレ率を超える賃上げ（5%）の実現という目標を設定したところであり、全規模では5.10%の賃上げを達成した一方で、中小組合では4.45%であった。（「春季労使交渉集計結果（連合集計）」より）

○中期アウトカムについては、令和11年度に実質賃金年1%程度の上昇という目標を設定した。令和7年の実質賃金上昇率は▲0.8%であった一方、足下では、令和8年3月は1.6%、4月は2.2%、5月は1.8%と比較的高い水準となっており、賃上げの定着に向け、この上昇率を維持していく必要がある。（「毎月勤労統計」より）

○見直しの方向性として「中小企業向けについては、労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略の方針を踏まえ、5年間を重点期間と位置づけ、積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しするため、抜本的な見直し・強化を行う」としたところ。

生産年齢人口の減少及び物価高が続く中でも、中小企業・小規模事業者が先の見通しをもって持続的に賃上げを行えるよう、引き続き、賃上げの促進に取り組む必要がある。

○以上を踏まえて、本税制の適用期限を延長するとともに、以下の通り見直しをする。

①中小企業・小規模事業者において、

- ・ これまでは、新たな雇用を行うことにより、仮に一人あたり給与を上げずとも要件達成が可能であったが、実質賃金の向上の観点から、一人あたり給与の増加が必要である
- ・ 同時に、生産年齢人口が減ることから、今後、企業によっては従業者数が減ることもあり得るが、その中でも賃上げのインセンティブを確保するという観点から、賃金水準の変化をより適切に評価できるよう、現行制度の雇用者給与等支給額の増加要件を、従業員一人あたりの給与等支給額の増加要件に改める。

②足下の物価高を上回るような賃上げを一層促進するため、現行の雇用者給与等支給額が前事業年度比で1.5%以上増加している場合の税額控除措置（雇用者給与等支給増加額の15%）を見直し、より積極的な賃上げを後押しする要件とする。

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業人材課）

項目名	企業による自社外も含めた人的投資を促進するための措置の検討		
税目	法人税		
要望の内容	構造的な労働供給制約が厳しさを増す中、産業競争力の基盤である人材を産業全体で確保していくことが重要であることから、サプライチェーン上の協力会社に対する人的投資など、企業による自社外も含めた人的投資を促進するための所要の措置について検討する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業による自社外も含めた人的投資を促進することにより、産業競争力の基盤である人材を産業全体で確保する取組を活性化する。 (2) 施策の必要性 経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）では、「17 の戦略分野やエッセンシャル分野を始めとする幅広い人材の育成・確保のため、国・地域における取組を推進する。教育政策、産業政策と雇用政策を始めとする関係政策を連携させ、人材育成を一気通貫で推進する。」とされており、日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）においても、「国力の基盤となるのは人材力である。人口減少や A X の進展の中、不確実で非連続な変化が起こり得る未来に対応できる人材の育成が求められている。」とされている。 昨今、構造的な労働供給制約は厳しさを増し、また、AI・ロボット等の進展に伴う産業構造・就業構造の転換が加速度的に進む中で、一人ひとりに求められる技能等は急速に高度化・多様化しており、各社が自社のみでこうした変化に対応した人材育成・確保を行うことが困難な場合が生じている。 そのため、個社による取組を超えて、産業全体で、量と質の両面において産業競争力の基盤である人材確保に係る取組を活性化し、生産性改善や技能者確保を推進することが重要である。 一方、例えば、自社外への人的投資の税制上の扱いについて、判断に迷うケースがあること等の理由から、その投資拡大に踏み切れていないとの企業からの声もあるところ。 こうした状況を踏まえ、サプライチェーン上の協力会社に対する人的投資など、企業による自社外も含めた人的投資を促進するための措置について検討が必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	企業による自社外も含めた人的投資を促進することにより、産業競争力の基盤である人材を産業全体で確保する取組を活性化する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	－
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	－

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		-

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 投資促進課）

項 目 名	外国子会社合算税制の見直し		
税 目	法人税（租税特別措置法第 66 条の 6～9） 所得税（租税特別措置法第 40 条の 4～6）		
要 望 の 内 容	外国子会社を利用した租税回避の防止を目的とする外国子会社合算税制（CFC 税制）について、①租税回避と関係しないと考えられる場合であっても、形式的に課税対象になるなど、海外展開を行う企業から負担の軽減を求める要望が大きく、②軽課税国に所在する子会社の所得を本邦で課税する点で類似するグローバル・ミニマム課税の導入等に伴い、海外でも対象の縮減等の見直しが進んでいる。我が国においても、企業の海外展開を後押しするため、外国子会社合算税制への対応に伴う企業の負担等を踏まえた見直しを行う。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 外国子会社合算税制について、ビジネスの実態や国際課税環境の変化等を踏まえた見直しを行い、同税制が日本企業の海外展開を阻害することのないよう、企業の負担軽減を図る。 (2) 施策の必要性 外国子会社合算税制は、外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実態に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度である。一方で、同制度においては、租税回避と関係しないものと考えられるケースへの形式的な課税や、ビジネス実態と経済活動基準等の乖離による事業活動上必要な会社等への課税が生じている。そのため、海外展開を行う日本企業から同税制に係る負担の軽減を求める要望が大きく、制度の見直しが必要である。 また、今年度からグローバル・ミニマム課税の申告が開始したことにより多くの企業に追加的な事務負担が生じていることや、諸外国においてはグローバル・ミニマム課税の導入等に伴い、対象の縮減等の見直しが進んでいること等を踏まえ、日本企業に過度な事務負担が生じないように、既存の外国子会社合算税制を簡素な制度にする必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		政策目標の達成状況	—

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	健全な海外展開を行う日本企業に係る負担や、グローバル・ミニマム課税の申告開始に係る事務量の増加等を踏まえて、外国子会社合算税制について必要な見直しを行うことを求めるものであり、対象企業の負担軽減を図るものとして、当該税制の見直しによる措置が妥当。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
		前回要望時の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度	拡充 (合算対象を判定する租税負担割合 (トリガー税率) の引下げ (25%→20%)) (統括会社特例の導入)
	平成 25 年度	拡充 (無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し)
	平成 27 年度	拡充 (被統括会社の範囲の見直し) (税務申告時の別表添付要件の見直し)
	平成 28 年度	拡充 (外国税額控除の適正化)
	平成 29 年度	拡充 (外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入) (航空機の貸付けの取扱いの見直し)
	平成 30 年度	拡充 (日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し) (その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し)
	令和元年度	拡充 (ペーパーカンパニーの範囲等の見直し)
	令和 2 年度	拡充 (部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し)
	令和 5 年度	拡充 (特定外国関係会社の適用免除基準の見直し) (書類添付義務の見直し)
	令和 6 年度	拡充 (ペーパーカンパニー特例の見直し)
	令和 7 年度	拡充 (合算時期の見直し) (申告書添付書類の一部見直し)
	令和 8 年度	拡充 (解散した外国子会社に係る特例の創設) (ペーパーカンパニー特例の見直し)

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 投資促進課）

項 目 名		経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応	
税 目		法人税（法人税法第 82 条～第 82 条の 10、150 条の 3） 地方法人税（地方法人税法第 24 条の 2～第 24 条の 8）	
要 望 の 内 容		OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）における「2本の柱（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）」のうち、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、多数国間条約等の規定の国内法制化が行われる際には、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的としたグローバル・ミニマム課税（第2の柱）については、企業の実務上顕在化した課題等を踏まえつつ、今後の国際的な議論への参画・対応を行い、企業に過度な負担が生じないように必要な見直しを検討する。	
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的	国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に伴う新たな課税上の課題等に対応した措置を講ずるため、2021 年 10 月、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。 市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、2023 年 10 月に多数国間条約案が公表され、早期の署名に向けた交渉が継続している。 グローバル・ミニマム課税（第2の柱）については、各国で実施が進んでいる。我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（Income Inclusion Rule：IIR）に係る法制化が、令和6年度税制改正では同ルールについて、OECD により発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024 年 4 月より適用が開始された。また、令和7年度税制改正においては、軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule：UTPR）や国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax：QDMTT）の法制化等がなされ、2026 年 4 月に適用が開始された。 今後の市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や、OECD 等での議論を踏まえたグローバル・ミニマム課税の見直しを行う際には、既存制度との関係にも配慮しながら、各制度の対象となる日本企業に過度な負担が生じないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。	
	(2) 施策の必要性	OECD/G20 を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論やそれに基づく国内法制化等の作業は、日本企業と外国企業の公正な競争環境の確保、及び国際的な租税回避の防止に資するものであり、重要である。特にグローバル・ミニマム課税は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるという意味をもつ。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業。我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業と外国企業の国際的な競争条件のイコールフットイング、我が国の立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国際合意に基づく市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や OECD 等での議論を踏まえたグローバル・ミニマム課税の見直しの際には、企業の実務上顕在化した課題等を踏まえつつ、国際的な議論への参画・対応を行い、企業に過度な負担が生じないように必要な見直しを検討することは、国内外の企業間

			の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		令和5年度 新設（グローバル・ミニマム課税（所得合算ルール（IIR））の導入） 令和6年度 拡充（グローバル・ミニマム課税の改正） 令和7年度 拡充（グローバル・ミニマム課税（軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT））の導入）等 令和8年度 拡充（グローバル・ミニマム課税の改正）	

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局投資促進課）

項 目 名	租税条約ネットワークの拡充		
税 目	—		
要 望 の 内 容	日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や事業環境の整備に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について、各省庁が連携して具体的な検討を行う。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的		
	我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。 しかし、日本企業の進出先国においては、高税率な源泉課税により十分な収益の国内還流が損なわれる、課税権を決定する重要な指標である PE (Permanent Establishment：恒久的施設) の認定範囲が不明確なため予見されていない課税を受ける、税務紛争に発展した場合の税務当局間の相互協議等の実効的な法的枠組みが構築されていない等の課題がある。 また昨今、新興国等において日本企業が不当な課税を受けるケースが増加しているところ、今後、新興国等が BEPS プロジェクト最終報告書の本来の主旨に反して、制度改正等を実施する場合には、不適切な課税が助長されることが懸念される。 加えて、租税条約の新規締結・改正は、海外から国内への投資環境を税制面から整備することにつながるため、海外企業や外国人による我が国への投資拡大を促進する観点からも租税条約ネットワークの拡充は重要といえる。こうした点を踏まえ、租税条約の新規締結・改正を促進し、そのネットワークの迅速な拡充を図る。		
	(2) 施策の必要性		
	租税条約は、投資所得（配当・利子・使用料）の源泉税率の上限の設定や、PE の範囲の明確化、両国税務当局間の相互協議メカニズムの確立等の機能がある。こうした機能は、日本企業の投資予見性の拡大、進出先国における利益の我が国への還元の促進や、進出先国での課税問題の改善のために極めて重要な役割を果たす。 日本企業の海外投資が積極的に行われている現在において、日本企業の進出先国における事業環境、投資環境のイコールフットィングを確保し、整備していくことが大きな課題である。 また、我が国に進出、投資を行う海外企業や外国人にとって、我が国への更なる投資拡大を促進する観点から、租税条約の新規締結・改正を通じて、我が国への投資環境の整備を図ることも重要である。 このため、引き続き、投資の動向、我が国の産業界のニーズ、他国との競争条件等を踏まえ、交渉相手国の選定について具体的な検討を行い、近年の経済情勢の変化に対応した租税条約の新規締結、改正による質的・量的な租税条約ネットワークの拡充を推進していくことが必要である。		
今回の要望（租税特別	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—

		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外に進出する日本企業及び我が国に進出する外資系企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	租税条約ネットワークの拡充により、日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等の効果が見込まれるため、租税条約ネットワークを拡充することは妥当。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 8 年 8 月現在、我が国は、82 か国・地域との間で租税条約等（※）を適用済み。今後も日本企業の更なる海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題への対応のため、引き続き、租税条約ネットワークの拡充が必要。 ※二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約（いわゆる「租税条約」）及び「日台民間租税取決め」
これまでの要望経緯		平成 25 年度以降、租税条約ネットワークの拡充を要望。

令和9年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項目名	納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備		
税目	-		
要望の内容	納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	- 百万円 （ - 百万円） （ - 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずることで、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化等を目指す。 (2) 施策の必要性 骨太の方針等にも記載のとおり、行政のデジタル化の着実な推進が求められていることから、行政手続の1つである税務手続に関しても一層のデジタル化が必要である。 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定） 第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 2. 全世代型社会保障の構築 (1) 社会保障と税の一体改革の推進（税制改革） 「強い経済」を実現するため、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、「責任ある積極財政」の下、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。 デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルール への対応を進める。	
今回の要望（租税特別	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	-
		租税特別措置の適用又は延長期間	-

		同上の期間 中の達成 目標	-
		政策目標の 達成状況	-
	有効性	要望の 措置の 適用見込み	-
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	-
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	-
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	-
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	-
		要望の措置 の妥当性	-
	これまでの租税特別措置の適用実績と 効果に関連する事項	租税特別 措置の 適用実績	-
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	-
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	-

	前回要望時の達成目標	－
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	－
これまでの要望経緯		継続要望

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

項 目 名		国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充	
税 目		所得税（所得税法第 42 条第 1 項、同施行令第 89 条第 1 項第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号） 法人税（法人税法第 42 条第 1 項、同施行令第 79 条第 1 項第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号）	
要 望 の 内 容	法人税法の本則において措置されている国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入及び所得税法の本則において措置されている国庫補助金等の総収入額不算入について、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第七条第一号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第三号及び第三号の二（業務の範囲）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条第一号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第十五号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第三項第一号（安定供給確保支援法人の指定及び業務）に規定する助成金をいう。）の適用対象に令和 9 年度等の新規補助事業の追加等を図る。		
	＜令和 9 年度等新規補助事業＞ ・ 航空機装備品開発等支援事業（仮） ・ 航空先進技術の実用化・商業化支援プロジェクト（A-CREATE プロジェクト）（仮） ・ 次世代 eVTOL 機体研究開発事業（仮） 等		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲ 1,395 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 民間企業等の研究開発及び技術開発等に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金等の額が益金の額又は総収入金額に算入され、法人税又は所得税負担が生じることになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試作品の製作等における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発等に支障をきたすことになる。 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）を通じた補助事業（「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号等に基づくNEDO補助事業等」）においては、令和9年度予算等においても補助事業の新規追加が見込まれ、こうした状況に対応するため。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
		政策の達成目標	研究開発の促進及びこれらの技術の利用促進等の業務を行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の一層の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	・ 減収額（経済産業省試算） 令和 4 年度：165,034 百万円 令和 5 年度： 37,308 百万円 令和 6 年度： 94,000 百万円 令和 7 年度：289,364 百万円 令和 8 年度：244,013 百万円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの
要望経緯

平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令及び所得税法施行令が改正され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。以降、各年度の税制改正において新規補助事業を対象に追加。各年度の事業については以下の通り。

平成 20 年度税制改正

- ・省エネルギー革新技术開発事業(平成 24 年度から戦略的省エネルギー技術革新プログラムに統合、令和 3 年度より脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラムに名称変更)

平成 22 年度税制改正

- ・新エネルギーベンチャー技術革新事業業(平成 29 年度からベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業に、令和元年度から新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業に名称変更)

平成 24 年度税制改正

- ・戦略的省エネルギー技術革新プログラムなど(令和 3 年度より脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラムに名称変更)

平成 25 年度税制改正

- ・固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発

平成 26 年度税制改正

- ・低炭素社会を実現する次世代パワーエレクトロニクスプロジェクト
- ・風力発電等導入支援事業

平成 27 年度税制改正

- ・未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーン構築実証事業
- ・次世代燃料電池の実用化に向けた低コスト化・耐久性向上等のための研究開発事業
- ・研究開発型スタートアップ支援事業
- ・課題解決型福祉用具実用化開発支援事業
- ・ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト
- ・未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発
- ・地熱発電技術研究

平成 28 年度税制改正

- ・インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト
- ・国際研究開発／コファンド事業
- ・クリーンコール技術開発
- ・エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業
- ・国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業
- ・高温超電導実用化促進技術開発
- ・次世代火力発電等技術開発
- ・アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業
- ・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業
- ・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発

平成 29 年度税制改正

- ・ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト
- ・ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業

平成 30 年度税制改正

- ・ 海洋エネルギー発電実証等研究開発事業
- ・ 高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
- ・ 超高圧水素インフラ本格普及技術研究開発事業
- ・ AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業
- ・ 環境調和型プロセス技術の開発
- ・ 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業

令和元年度税制改正

- ・ 超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト
- ・ 高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発
- ・ Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業
- ・ 再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワーク安定化技術開発・再生可能エネルギー熱利用にかかるコスト低減技術開発
- ・ 省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化及び評価手法の開発
- ・ 未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発
- ・ 地熱発電技術研究開発

令和 2 年度税制改正

- ・ 燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業
- ・ バイオジェット燃料生産技術開発事業
- ・ 太陽光発電主力電源化推進技術開発
- ・ 官民による若手研究者発掘支援事業（産業技術分野）
- ・ 官民による若手研究者発掘支援事業（エネルギー・環境分野）
- ・ 次世代複合材創製・成形技術開発
- ・ 炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発
- ・ 革新的ロボット研究開発等基盤構築事業

令和 3 年度税制改正

- ・ 水素社会構築技術開発事業
- ・ 地熱発電導入拡大研究開発
- ・ 木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業
- ・ カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発
- ・ 5G 等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強化に向けた研究開発事業
- ・ 航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業
- ・ 自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業
- ・ ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業
- ・ 炭素循環型セメント製造プロセス技術開発
- ・ 安全安心なドローン基盤技術開発
- ・ アルミニウム素材高度資源循環システム構築事業

令和 4 年度税制改正

- ・ 産業 DX のためのデジタルインフラ整備事業
- ・ IOT 社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発
- ・ プラスチック有効利用行動化事業
- ・ グリーンイノベーション基金事業
- ・ 燃料アンモニア利用・生産技術開発
- ・ SBIR 推進プログラム
- ・ 次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト

	令和 5 年度税制改正 ・競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業 ・チップレット設計基盤構築に向けた技術開発事業 ・省エネ AI 半導体及びシステムに関する技術開発事業 ・次世代低 GWP 冷媒を使用した高効率中小型冷凍空調基盤技術の開発 ・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援） ・日本企業のグローバル化推進のための戦略的国際研究開発推進プログラム事業 ・量子・AI ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業 ・サプライチェーン強靱化に資する革新的磁性材料開発事業 ・IoT 社会実現のための革新的センシング技術開発 ・特定半導体基金事業 ・次世代ファインセラミックス製造プロセスの基盤構築・応用開発 令和 6 年度税制改正 ・再生可能エネルギー熱の面的利用システム構築に向けた技術開発事業 ・ディープテック・スタートアップ支援事業 ・研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業 ・バイオものづくり革命推進事業 ・安定供給確保支援基金事業（機構法第十五条第一項第十五号業務の追加） 令和 7 年度税制改正 ・ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業 ・デジタル・ロボットシステム技術基盤構築事業 ・太陽光発電導入拡大等技術開発事業 ・水素利用拡大に向けた基盤強化のための研究開発事業 ・GX 分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業（機構法第十五条第一項第三号の二の追加） 令和 8 年度税制改正 ・地熱ポテンシャル高度利活用技術開発 ・水素社会モデル構築高度化技術開発・実証事業 ・ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（機構法第十五条第一項第三号の二の追加） ・GX 分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（機構法第十五条第一項第三号の二の追加） ・GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業 ・持続可能な航空燃料（SAF）等の安定的・効率的な生産技術開発事業
--	--

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課）

項 目 名	世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた措置の検討		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付け、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとする観点から、必要な措置を図る。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と	平年度の減収見込額		
	—		
	百万円		
	(制度自体の減収額)		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と	(—		
	百万円)		
	(改 正 増 減 収 額)		
	(—		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と	百万円)		

今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 （参考）主な閣議決定文書等 ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定） Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決 2. スタートアップ （2）対応の方向性 ①対応の方向性 「5 か年計画」を抜本強化するため、以下の3本柱から成る「スタートアップ総力創出パッケージ」を着実に実行する。i) スタートアップのスケールアップを加速するため、成長資金の供給を強化するとともに、M&Aを含む多様な出口の確保により、資金と人材と技術の循環を促進する。くわえて、資金・人材・技術が循環するグローバルなエコシステムへの接続を強化する。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和8年7月21日閣議決定） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （2）成長基盤の強化 （スタートアップ） 「スタートアップ育成5か年計画」を抜本強化した「スタートアップ総力創出パッケージ」に基づき、スタートアップの研究開発から事業化・社会実装までを一気通貫で支援する。政府調達におけるスタートアップ比率3%目標の早期達成のための改善計画の策定や、政府がアンカーテナンシー型で本格調達することを促進するためSBI R制度を抜本強化するとともに、海外トップベンチャーキャピタル（VC）などの海外投資家の戦略的な呼び込み、M&A市場の活性化など国内外の資金・人材・技術が好循環するグローバルなエコシステムを構築することで、ディープテックを始めとする我が国発のスタートアップの成長を促進し、「強い経済」の実現につなげる。 ○「スタートアップ総力創出パッケージ～イノベーションを生み出す、育てる、実装する～」（令和8年5月20日） 4. 施策のパッケージ （柱1）スタートアップのスケールアップ （3）世界に伍するスタートアップエコシステムの形成とグローバルネットワークの強化 ④スケールアップする能力の高い人材の惹き付けと、優秀な海外起業家等の呼び込みに向けた体制整備 ○国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付け、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとする観点から、これまでに講じた政策の効果検証を実施した上で、税制を含むスタートアップに関連する政策の在り方や必要な措置について検討を進める。
			スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とする。 （スタートアップ育成5か年計画、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）
		租税特別措置の適用又は延長期間	—

		同上の期間 中の達成 目標	—
		政策目標の 達成状況	—
	有 効 性	要望の 措置の 適用見込み	—
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—
		要望の措置 の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁創業・新事業促進室）

項 目 名	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長		
税 目	登録免許税 租税特別措置法第 80 条第 3 項 租税特別措置法施行規則第 30 条の 3 第 6 項		
要 望 の 内 容	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。		
	(1) 対象者		
	創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援等事業の支援を受けた創業前の個人及び創業後 5 年未満の個人		
	(2) 軽減措置		
	①事業を営んでいない個人が株式会社、合同会社の設立に要する登録免許税の軽減措置		
	②創業 5 年未満の創業者が株式会社、合同会社の設立に要する登録免許税の軽減措置		
	租税特別措置法 第 80 条第 3 項	措置の内容	通常 の 税率・額
	1 号	株式会社の 設立	0.7%
	2 号	合同会社 の設立	0.7%
		強化法の特例	
	0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)		
	0.35% (当該金額が 3 万円に満たない場合は 1 件につき 3 万円)		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (▲306.6 百万円) (— 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 人口減少や労働供給制約が進む中、地域経済の持続的な成長を実現するためには、新たな事業や雇用を生み出す創業を促進することが重要であるが、特に地方においては大都市圏と比較して開業率が低く、地域経済の活性化につなげていない。さらに、地域経済の活性化に向けては、創業数を増やす（「量」の追求）だけでなく、創業後の事業拡大や雇用創出につながる「質」の高い創業を促進することが重要である。 (2) 施策の必要性 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画は、地域における創業を促進するため、潜在的創業希望者を掘り起こして創業を促すだけでなく、地域内に創業者のロールモデルを創出することで次の新たな創業者を生み出していく好循環の構築も目的とするものであり、そのためには、単なる創業だけでなく、創業した事業の成長を促していくことが重要である。 この点、法人形態は、個人事業主と比較して、信用力や資金調達、人材確保等の面で事業拡大に活用し得る特徴を有していることから、成長意欲を有する創業者が事業拡大を図る上で法人化は有効な手段である。また、事業に必要な許認可等の前提として法人格を求められることもある。 このため、地域における雇用の創出、地域課題の解決、地域における次の創業を促進する好循環の構築及び地域経済の活性化に向けて、創業支援等事業計画に基づく創業支援を受けた者に対し、法人設立時の登録免許税を軽減することにより、創業初期の資金負担を軽減し、成長意欲を有する創業者の法人化を後押し、法人化による創業後の経営の安定やより一層の成長につなげていく必要がある。				
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 1039 552 1238"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="552 1039 1503 1238"> 7. 中小企業及び地域経済の発展 </td></tr> <tr> <td data-bbox="336 1238 552 2033"> 合理性 政策の達成目標 </td><td data-bbox="552 1238 1503 2033"> ・雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す。 ・あわせて、創業の「量」の拡大に加え、創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業を促進することを目指す。 ○「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」（令和 8 年 6 月 24 日公表） 3. 成長支援・生産性向上 ⑤創業政策の抜本的強化 創業政策を、従来の創業時における支援を通じた創業者数の増加を目指すための政策に留まらず、創業期（創業時～5 年程度を想定）に特有の課題にも対応し、創業の促進に加え、創業後の成長や地域経済・社会における価値の確立を目指す政策として位置づける。 ○第 44 回中小企業政策審議会「中小企業政策の新たな KPI の設定について」（令和 8 年 3 月 27 日開催） 《KPI》雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展	合理性 政策の達成目標	・雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す。 ・あわせて、創業の「量」の拡大に加え、創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業を促進することを目指す。 ○「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」（令和 8 年 6 月 24 日公表） 3. 成長支援・生産性向上 ⑤創業政策の抜本的強化 創業政策を、従来の創業時における支援を通じた創業者数の増加を目指すための政策に留まらず、創業期（創業時～5 年程度を想定）に特有の課題にも対応し、創業の促進に加え、創業後の成長や地域経済・社会における価値の確立を目指す政策として位置づける。 ○第 44 回中小企業政策審議会「中小企業政策の新たな KPI の設定について」（令和 8 年 3 月 27 日開催） 《KPI》雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。
政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展				
合理性 政策の達成目標	・雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す。 ・あわせて、創業の「量」の拡大に加え、創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業を促進することを目指す。 ○「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」（令和 8 年 6 月 24 日公表） 3. 成長支援・生産性向上 ⑤創業政策の抜本的強化 創業政策を、従来の創業時における支援を通じた創業者数の増加を目指すための政策に留まらず、創業期（創業時～5 年程度を想定）に特有の課題にも対応し、創業の促進に加え、創業後の成長や地域経済・社会における価値の確立を目指す政策として位置づける。 ○第 44 回中小企業政策審議会「中小企業政策の新たな KPI の設定について」（令和 8 年 3 月 27 日開催） 《KPI》雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。				

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	・ 令和12年度末までに雇用保険事業統計に基づく創業者数について、9.5万者/年を達成することを目指す。 ・ 創業の「量」の拡大に加え、創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業を促進することを目指す。
		政策目標の達成状況	・ 創業者数（新規雇用保険関係適用事業所数*） 令和6年度 89,215件 令和5年度 92,601件 令和4年度 91,397件 令和3年度 101,485件 令和2年度 116,305件 令和元年度 95,846件 平成30年度 98,508件 平成29年度 121,363件 平成28年度 119,780件 平成27年度 109,202件 平成26年度 101,151件 （出典：厚生労働省資料 雇用保険事業年報） *適用事業所数：※労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業所数をいい（厚生労働省「雇用保険事業月報・年報 用語の解説」）、従業員がいて雇用保険の適用を受けている個人事業所を含む。
有効性		要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用事業者数） 令和7年度 3,431 令和8年度 4,128
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	創業期における大きな課題として資金面が挙げられている。一般的に、創業者は信用力も低く資金調達が困難なケースが多い。株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることで創業期の資金負担を低減させ、成長意欲の高い創業者による法人形態での創業又は創業後の法人化を促進する。また、予算措置、金融措置等による創業支援を合わせて講じることで、創業及び創業後の事業の成長を促進する。 さらに、創業後の事業拡大や雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業を促進することで、こうした創業者が地域におけるロールモデルとなり、創業機運の醸成や創業への挑戦を後押しする環境を形成し、次の創業者の創出にも寄与する。
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○創業支援等事業計画機能強化事業（中小機構運営費交付金） ○地域創業等支援事業（中小機構運営費交付金） ○地域中小企業普及啓発事業（中小機構運営費交付金） ○中小企業生産性革命推進事業（小規模事業者持続化補助金（創業型））

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算事業は、それぞれ、将来的に創業者となる人材を輩出するため、教育現場での起業家教育を推進する事業及び創業支援等事業計画の認定自治体における創業支援の質の向上等を図る事業、成長を目指す企業をアクセラレーションする事業、創業機運を醸成する普及啓発事業及び創業後の事業者の販路開拓支援を行う事業であり、本措置や金融措置等を含め、一体となって政策目標の達成を目指すものである。
		要望の措置の妥当性	本措置を通じて創業支援等事業計画による支援を受けた創業者の法人設立時の資金負担を軽減することにより、創業を促進するとともに、成長意欲の高い創業者による法人形態での創業又は創業後の法人化を促進するもの。 これにより、創業者数の増加に直接寄与するのみならず、創業後の事業拡大や雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業の促進することで、こうした創業者が地域におけるロールモデルとなり、創業機運の醸成や創業への挑戦を後押しする環境を形成し、次の創業者の創出にも寄与することが期待される。 さらに、雇用の増加に伴う所得税収の増加や、収益を上げる企業の増加に伴う法人税収の増加が図られることから、中長期的には税収基盤の拡大にも寄与することが見込まれることから、本措置は妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和5年度 3,109件 令和6年度 3,350件 （出典：法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額） 令和7年度 3,431件 （出典：経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和8年7月時点） 【減収額】 令和5年度 204.7百万円 令和6年度 220.0百万円 （出典：法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額） 令和7年度 225.3百万円 （出典：経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和8年7月時点）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本措置は、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置づけている「特定創業支援等事業」を受けた者を対象として、創業支援等事業計画による知識習得や伴走支援とあわせて創業初期の資金負担を軽減することにより、成長意欲を有する創業者の法人化を促進し、創業後の事業継続や事業拡大、雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業を後押しするものである。 特定創業支援等事業を利用した者を対象にアンケート調査を実施したところ、法人設立・登記費用を含む創業費用が100万円を超える者は50.6%が、50万円以上100万円未満の者は55.8%が、50万円未満の者は60.6%が、本措置が創業する決断を後押ししたと回答し、本措置の寄与度は創業費用の額が小さい者ほど大きくなっていることから、我が国の産業の競争力強化及び地域経済の活性化に資する措置として妥当である。
	前回要望時の達成目標	・開業率が米国・英国レベルの10%台になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ2020』（令和2年7月17日閣議決定） 《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時(令和6年度)以降の開業率は以下のとおりである。 令和6年度 3.8% (出典:厚生労働省資料 雇用保険事業年報より経済産業省で試算) 創業政策のKPIについて、開業率を米英レベルである10%台とする目標は、分子となる新規の創業者数だけでなく、分母となる総事業者数に左右され、これらの数は、創業政策のみならず、教育、社会保障、雇用慣行等を含む社会構造全体に左右される。実際、令和6年度の開業率数は令和5年度の92,601件から、89,215件に減少している。 地域経済の活性化に向けて、創業数を増やす(「量」の追求)だけでなく、創業後の事業拡大や雇用創出につながる「質」の高い創業を促進するという目的を踏まえると、現行の達成目標である開業率は分母となる総事業者数の動向にも影響を受けることから、政策効果をより的確に把握する観点から、「創業者数の増加」を新たな達成目標として設定することとした。 具体的には、足元の創業者数の減少傾向を食い止めつつ、過去5年間で最も水準の高い2021年の創業者数である年間10万者まで増加させることを目指す。なお、開業率については、引き続きモニタリングを行う。 なお、創業時には、登録免許税や定款認証費用等の開業手続資金に加え、事務所・機械装置に係る設備資金、商品仕入や販路開拓等に係る運転資金等が必要となり、本措置により法人設立時の資金負担は軽減できているものの、こうした創業時の資金面の負担が創業の障壁の一因にもなっていることから、本税制措置に加え、予算措置や政策金融も含め、創業時の資金面の課題に一体的に取り組む必要がある。

これまでの 要望経緯	平成26年度 創設 平成28年度 拡充 (地域の創業の好循環効果を生み出す観点から、対象者に創業後5年未満の者を追加、合同会社、合資会社、合名会社の設立を追加) 平成30年度 2年間延長 令和2年度 2年間延長 令和4年度 2年間延長 令和6年度 3年間延長・縮減 (これまでの活用実績に伴い、合資会社、合名会社の設立を対象から削除)
-----------------------	--

要望内容と自己点検の関係

措置名：産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置

○前回要望時以降の開業率は上述のとおり、令和6年度で3.8%となっており、目標と掲げている10%台には届いていない。開業率の分子となる創業者数の数が直近5年は減少傾向になっていることも要因の一つと考えている。

創業者数(新規雇用保険関係適用事業所数*)

令和6年度 89,215 件

令和5年度 92,601 件

令和4年度 91,397 件

令和3年度 101,485 件

令和2年度 116,305 件

(出典:厚生労働省資料 雇用保険事業年報)

※適用事業所数:労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業所数をいい。(厚生労働省「雇用保険事業月報・年報用語の解説」)、従業員がいて雇用保険の適用を受けている個人事業所を含む。

○そこで、今回の要望に当たっては政策の達成目標を、総事業者数の影響を排除する「雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10万者/年を達成することを目指す」ことに改めた。また、人口減少や労働供給制約が進む中、地域経済の持続的な成長の実現には新たな需要や雇用を生み出す創業の促進が重要であるため、達成目標に「創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業の促進」を追加した。

○法人形態は、個人事業主と比較して、信用力や資金調達、人材確保等の面で有利であったり、事業に必要な許認可等の前提として法人格を求められることもある。法人化による創業後の経営の安定や事業の一層の成長につなげ、地域経済の活性化や地域課題の解決につなげていくため、法人設立時の登録免許税の軽減により創業初期の資金負担を軽減し、成長意欲を有する創業者の法人化を後押ししていくことが重要である。

○実際、特定創業支援等事業を受けた者にアンケートを取ったところ、法人設立・登記費用を含む創業費用が100万円を超える者は50.8%が、50万円以上100万円未満の者は55.8%が、50万円未満の者は60.6%が、本措置が創業する決断を後押ししたと回答し、本措置の寄与度は創業費用の額が小さい者ほど大きくなっている。

○このように、本措置は創業を促進する効果を一定程度有していることから、引き続き、成長意欲を有する創業者の法人化を促進するため、創業期の資金負担を軽減する本措置の3年の継続要望を行うものである。

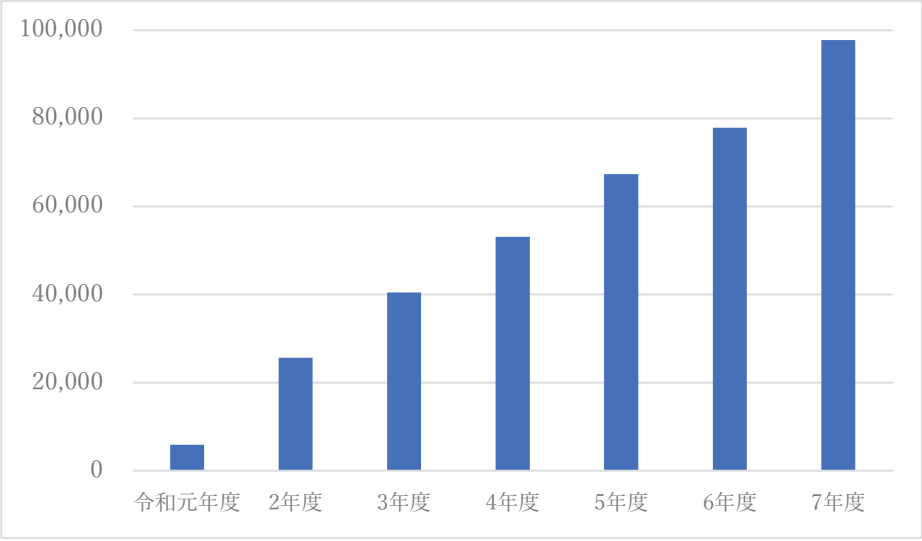
○そのうえで、今回新たに設けた政策の達成目標である「創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業の促進」に関しては、創業初期における様々な課題に対して本措置以外の措置も併せて実施していくことで、その達成を目指す。具体的には、小規模事業者持続化補助金〈創業型〉や日本政策金融公庫による創業関連融資等により、創業前後の各段階における資金面の課題に対応する。また、本措置の前提として、認定創業支援等事業計画における特定創業支援等事業の支援を受ける必要があるところ、創業後の事業継続や事業拡大、雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業となるよう、従来の創業者の知識習得や伴走支援に加え、特定創業支援等事業の実施内容の充実を図っていく。加えて、証明書の発行を受けた事業者の事業成長過程を継続的にフォローアップすることで、本措置の効果の更に精緻な検証や創業後の事業成長及び創業の更なる促進に必要な施策の検討につなげていく。

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課経営安定対策室）

項 目 名	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第 11 条の 3 租税特別措置法施行令第 6 条の 2 法人税 租税特別措置法第 44 条の 2 租税特別措置法施行令第 28 条の 5		
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長する。 対象設備に構築物（浸水防止設備）を追加する。 地方公共団体による補助金等との併用を可とする。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲12 百万円 （ ▲10 百万円） （ -百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等の自然災害等の発生に備えた事前対策を強化するための計画策定及び設備投資を促進することで、中小企業者等の事業継続力の強化を図る。 (2) 施策の必要性 令和8年熊本地震や令和8年8月の千葉豪雨をはじめ、台風の接近や線状降水帯の発生に伴う豪雨など、自然災害が全国各地で頻発している。このような状況の中で、中小企業者等による自主的な事前防災の取組を後押しし、防災・減災対策を強化することは、自然災害がサプライチェーンに及ぼす影響を最小限に抑える上で喫緊の課題となっている。また、中小企業者等が自然災害による被害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するとともに、事業停止や事業縮小に伴うサプライチェーンへの影響を抑制するためには、防災・減災設備の導入が不可欠である。 一方で、防災・減災設備の導入は直接的な収益向上にはつながりにくいため、中小企業者等においては収益力向上等のための設備投資が優先されている状況である。このため、税制によるインセンティブ措置を行い、防災・減災設備の導入を後押しし、事業継続力の強化を図ることが必要。 なお、一部の自治体においては防災・減災設備の導入に対する補助等の支援策が講じられているものの、対象や支援規模には限りがあり、未措置の自治体も多いことから、設備投資を広く促進する観点からは必ずしも十分とはいえない。こうした中、要件を満たしたすべての中小事業者等が確実に実質負担を軽減できる本税制措置と自治体による支援策とが一体となって機能することで、中小企業者等の投資判断を一層後押しすることが重要である。その結果、防災・減災設備の導入が更に進展し、中小企業者等の事業継続力の強化と、自然災害発生時におけるサプライチェーンの維持・確保につながることが期待される。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	7. 中小企業の発展 ○中小企業等経営強化法 (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新たに設立された企業の事業活動並びに中小企業等の経営革新、経営力向上、先端設備等導入及び事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○中小企業等の経営強化に関する基本方針 第7 中小企業の事業継続力強化 1 単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項 一 事業継続力強化 「事業継続力強化」とは、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。 政策体系における政策目的の位置付け 政策の達成目標 中小企業者等が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。	

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	令和11年度までに、事業継続力強化計画の認定事業者における防災設備への投資者数を約3,360者（4,800者の70%程度）まで伸ばす。（令和10年度の目標は2,913者）
		政策目標の達成状況	中小企業等強靱化法の施行（令和元年7月）以降、令和8年3月末までに約98,000者の事業継続力強化計画を認定しており、中小企業者等の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる。 【事業継続力強化計画の認定状況】  （出所）「『事業継続力強化計画』地域別認定件数一覧」（中小企業庁） また、本税制を活用した設備投資については、令和8年3月末までに約123者（推計含む）の税制適用実績であり、更なる設備投資の促進が必要である。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度 109件 令和10年度 109件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、事業継続力強化計画認定者数等より推計
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現行制度は、特別償却の適用を可能としているが、これにより、中小事業者等は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、本税制を利用するためには、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受ける必要があり、国の指針に基づき、事業継続力の強化を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要である。 本税制により、中小事業者等は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災に向けた設備投資を行うためのインセンティブとなる。 加えて、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者等（認定事業者）における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。

			なお、本税制措置を利用し、防災・減災設備を導入した認定事業者を対象としたアンケート（令和 4 年度実施）では、税制措置があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約 7 割が回答。 また、防災・減災設備投資を計画しなかった認定事業者を対象としたアンケート（令和 8 年度実施）では、「防災・減災設備投資は必要／やや必要」と 9 割超が回答した一方、「防災・減災以外の設備投資を優先的に実施する」と回答したのが約 7 割であり、経営環境の悪化や人手不足等への対応に追われ防災・減災設備投資が劣後している状況。更に、約 4 割が「税制措置（特別償却）が防災・減災設備投資のきっかけとなりうる」と回答しており、本税制が中小事業者等の防災・減災設備投資を後押しすることが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制では、認定事業者における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備を取得する場合に適用を可能としている。 防災・減災設備は被災した際の被害軽減に大きな効果があり、サプライチェーンや地域経済への影響を抑えるものであるが、当該設備は災害発生時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。 よって、本税制により、償却費用の前倒しといったメリットを与えることで、防災・減災対策への設備投資が促進されるため、災害発生時のサプライチェーンや地域経済への影響軽減につながる 令和 8 年熊本地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小事業者等における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、引き続き、本税制による防災・減災設備投資の後押しが必要である。
適用実績と効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績		【適用件数】 令和 4 年度：15 件 令和 5 年度：9 件 令和 6 年度：13 件 【減収額】（推計） 令和 4 年度：9 百万円 令和 5 年度：3 百万円 令和 6 年度：10 百万円
	租特透明化法に基づく		租税特別措置法の条項：第 44 条の 2

	適用実態 調査結果	適用件数： 13 件 適用額： 44,654 千円 ※令和 6 年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本税制が防災・減災設備への中小事業者等の投資判断を後押ししている。具体的な数値としては、本税制があることによって約 7 割の認定事業者が「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」とのアンケート結果がある（令和 4 年度中小企業庁アンケートより）。 他方、防災・減災設備投資を計画しなかった認定事業者を対象としたアンケート（令和 8 年度実施）では、「税制措置（特別償却）が防災・減災設備投資のきっかけとなりうる」と回答した企業のうち「優先的に実施するインセンティブとなる特別償却率は最低 10%以上」と回答したのは 1.5%に留まっている。
	前回要望時の達成目標	令和 11 年度までに、認定事業者における防災設備への投資者数を約 3,360 件（4,800 者の 70%程度）まで伸ばす。（令和 7 年度の目標は 951 者）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 7 年度の目標 951 者に対し 544 者と目標未達の状況。 認定事業者のうち防災・減災設備投資計画者（税制適用計画者）を対象としたアンケート（令和 7 年度実施）では約 5 割が「防災・減災以外の設備投資を優先した」と回答したほか、約 1 割が「投資を行う資金的余裕がなかった」と回答。また、認定事業者のうち防災・減災設備投資未計画者を対象としたアンケート（令和 8 年度実施）では、「税制措置（特別償却）が防災・減災設備投資のきっかけとなりうる」と回答した認定事業者のうち「優先的に実施するインセンティブとなる特別償却率は最低 10%以上」と回答したのは 1.5%に留まっており、防災・減災設備投資を計画しても他の投資が優先されていること等が理由である。
これまでの要望経緯		令和元年度 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和 2 年度末まで) 令和 3 年度 設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、感染症対策設備を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和 4 年度末まで) 令和 5 年度 耐震装置を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和 6 年度末まで) 令和 7 年度 対象設備の見直しを行った上で延長 (適用期限は令和 8 年度末まで)

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）

○本税制の政策目的は、中小事業者等による自然災害等への事前対策としての防災・減災設備投資を促進し、災害時における事業継続能力の強化を図ることにある。また、本税制は、事業継続力強化計画の認定を受けた中小事業者等が当該計画に基づいて設備を取得等することを適用要件としている。このため、自己点検においては、認定事業者のうち設備投資を計画している者を対象に、その事業継続の状況をアウトカムとして設定し、効果を検証した。

○その結果、短期アウトカム（認定２年後における事業継続）および中期アウトカム（同５年後における事業継続）は企業全体の事業継続率と比較して高い水準となっており、本税制による防災・減災設備投資の促進は、中小事業者等の短期的・中期的な事業継続に対して一定の効果をもたらしたと考えられる。一方で、企業の平均寿命は23.5年（東京商工リサーチ調べ）とされているほか、被災時には災害復旧貸付や補助金等の支援措置も講じられることから、本税制の効果については短期・中期のみならず、より長期的な視点で引き続き検証していく必要がある。

○加えて、足元では令和８年熊本地震や令和８年８月千葉豪雨にみられるように、震度５弱以上の地震や浸水・土砂災害をもたらす豪雨の発生が相次いでおり、中小事業者等を取り巻く災害リスクは一層高まっている。また、過去１０年間に４度の大規模災害を経験した熊本県のように、同一地域において繰り返し災害が発生している例もあり、今後さらに防災・減災設備への投資を促していかなければ、中小事業者等の事業継続率が低下する可能性がある。また、特に豪雨の発生頻度が増加し水害リスクがこれまで以上に高まっている状況のため、工場・事務所や敷地全体を守る設備として構築物に該当する浸水防止設備の設置も新たに促していく必要がある。

○このため、本要望においては、このようなリスクに対して中小事業者等が対応できるよう、中小企業の防災・減災設備投資を促すことを目的として、本税制の拡充及び延長を要望する。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室）

項 目 名		GX 等の戦略分野国内生産促進税制の延長等	
税 目		法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 6 租税特別措置法施行規則第 20 条の 10 の 2	
要 望 の 内 容	・「日本成長戦略」や GX における「分野別投資戦略」に基づく、各分野の投資促進の必要性を踏まえ、対象物資等を見直しの上、延長等を行う。 なお、中長期的な予見可能性の担保の観点から、租税特別措置の不適用措置に係る要件についての見直しを含む。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	精査中 (ー 百万円) (ー 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す	(1) 政策目的 “世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な分野の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略分野の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力強化・経済成長につなげる。 (2) 施策の必要性 近年、欧米を中心とする先進各国では、GX や DX 等の中長期的成長が見込まれる戦略分野について、政府が大規模・長期・包括的な支援を行うことにより、自国内への企業の立地・投資を誘致する動きが強まっている。このような状況下、海外と比べて遜色ない事業環境を整備するため、我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な対策を講じる必要がある。		
今 回 の 要	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展、4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展、6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

			○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日） 各国では、戦略分野について、5年から10年にわたる初期投資にとどまらないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てきたことから、EUはこれに対抗する形で、EU域内での国家補助規制をGX分野の投資については緩和する方向で改正することを発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。
		政策の達成目標	GX 実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」で定めている対象物資毎の投資額目標（令和5年から10年程度の官民投資額の目標）を達成する。 ＜物資毎の投資額目標＞ 電気自動車等：約34兆円 グリーンスチール：約3兆円 グリーンケミカル：約3兆円 SAF：約1兆円 半導体：約12兆円
		租税特別措置の適用又は延長期間	各分野の投資促進の必要性を踏まえ、対象物資等を見直しの上、検討する。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	今後の認定案件の実績を踏まえ、データを取得予定。
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略分野の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略分野の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、日本国内における戦略分野の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力強化・経済成長につながる。
	相当	当該要望項目以外の税制上の措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すべく措置を講じるものである。 GX 分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上では意義はあるものの、先進各国が自国内への企業の立地・投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済成長や産業競争力強化のためには、国内における生産の拡大や需要開拓を通じた販売の拡大を行うことが重要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和6年度：0件 【減収額】 令和6年度：0億円	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の12の6 適用件数：0件 適用額：0億円 ※令和6年度の適用状況	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	認定期限である令和8年度末までの案件認定に向け、これまで全ての本税制対象分野の事業者から具体的な相談が寄せられてきたところ。米国の関税措置の影響など不安定な国際状況により事業見通しに不確実性が生じ、世界各国で見ると、GX 分野も含めて投資計画が後ろ倒しになっているが、引き続き国内では、当該税制を活用した設備投資に向けた検討が進んでいる。今後、認定、設備投資、生産・販売が行われた段階で、効果検証・分析を行っていく。	
	前回要望時の達成目標	中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	今後の認定案件の実績を踏まえ、データを取得予定。 米国の関税措置の影響など不安定な国際状況により事業見通しに不確実性が生じ、世界各国で見ると、GX 分野も含めて投資計画が後ろ倒しになっていることが要因と分析。 なお、認定期限である令和8年度末までの案件認定に向け、これまで全ての本税制対象分野の事業者から具体的な相談が寄せられてきており、引き続き対応していく。今後の認定案件の実績を踏まえ、分析を実施予定。	

これまでの 要望経緯	令和6年度 創設
---------------	----------

要望内容と自己点検の関係

措置名：GX 等の戦略分野国内生産促進税制の延長等

○自己点検において、短期的なアウトカムを達成できていない要因は、米国の関税措置の影響など不安定な国際状況により事業見通しに不確実性が生じ、世界各国で見ると、GX 分野も含めて投資計画が後ろ倒しになっていることが要因と分析した。

○他方、引き続き国内では、当該税制を活用した設備投資に向けた検討が進んでいる状況であることから、要望内容として、「日本成長戦略」や GX における「分野別投資戦略」に基づく、各分野の投資促進の必要性を踏まえ、対象物資等を見直しの上、延長等を行うこととした。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 G X グループ環境金融室、環境経済室）

項 目 名		脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置	
税 目		○印紙税（印紙税法第 5 条第 3 号）	
要 望 の 内 容	○特例措置の対象 令和 7 年 5 月 28 日に改正された脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和 5 年法律第 32 号）において、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）が新たに排出枠取引市場の運営等のカーボンプライシング業務などを担うことが法制化されたことに伴い、印紙税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。		
	○特例措置の内容 ・ 印紙税（印紙税法別表第三に掲げる者）の非課税措置の対象となる業務の範囲を拡充		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要	(1) 政策目的 機構が担う化石燃料賦課金等の徴収、排出量取引制度の運営等を通じて、今後 10 年間で 150 兆円超の G X 投資を実現する。		
	(2) 施策の必要性 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（以下「G X」という。）実現に向けて投資競争が加速する中で、我が国でも 2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後 10 年間で 150 兆円を超える官民の G X 投資が必要である。 令和 4 年 12 月に G X 実行会議で取りまとめられた「G X 実現に向けた基本方針」（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）及び「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「G X 推進法」という）」（令和 5 年 5 月 12 日成立）により、機構の設立含め「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策が具体化されることとなった。 その後、令和 7 年 5 月 28 日に改正された G X 推進法において、機構が排出枠取引市場の運営等のカーボンプライシング業務などを担うことが法制化された。当該業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。		
今 回 の 要 望 （ 租 税	合 理 性	政 策 体 系 における 政策目的の 位置 付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 【背景となる法律・閣議決定】 ○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和 5 年法律第 32 号） (機構の目的) 第七十七条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに係る

			る事務、脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の機会の提供、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的とする。 (業務の範囲) 第百十一条 機構は、第七十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 化石燃料賦課金の徴収に係る事務 二 特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務 三 特定事業者負担金の徴収に係る事務 四 法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人に係る事項の記録の変更、脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替及び排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付に関する業務 五 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て、脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却、未償却相当負担金及び延滞金の徴収並びに法人等保有口座に係る記録の訂正等に係る事務 六 脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引（イにおいて「排出枠取引」という。）の機会の提供に関する次に掲げる業務 イ 排出枠取引を行うための市場（第百十三条第三項第一号において「排出枠取引市場」という。）の設置及び運営 ロ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動に係る指標等の情報の提供 七 脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の調整のための脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務 八 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動（以下「対象事業活動」という。）を行う者に対する次に掲げる業務 イ 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証 ロ 対象事業活動に必要な資金の出資 ハ 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け ニ 対象事業活動に関する専門家の派遣 ホ 対象事業活動に関する必要な助言 九 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動に関する調査研究、知識の普及及び啓発並びに当該事業活動を担う人材の養成及び資質の向上に関する業務 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務 ○GX2040 ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂 (令和7年2月18日閣議決定) (2) 成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた制度措置 1) 排出量取引制度の本格稼働 ① 基本的考え方 成長志向型カーボンプライシング構想では、排出量取引制度を段階的に発展させることとしている。第1段階として2023年度から開始したGXリーグは、参加企業のリーダーシップに基づく自主参加型の枠組みであり、自主的に目標設定することで、企業に説明責任が発生し、強いコミットメント・削減インセンティブを高める設計であった。 このGXリーグでの取組状況を基礎に、企業のGXのための取組を加速させていくため、2026年度からは制度に係る公平性・実効性を高めつつ対象企業の業種特性や脱炭素への道筋等を考慮する柔軟性を有する形で、排出量取引制度を本格稼働させる。このため、GX推進法の改正案を国会に提出し、以下のような要素を基本枠組みとして備えた排出量取引制度を導入する。なお、当該制度の執行に係る事務の一部については、GX推進機構が担う。
--	--	--	--

		政 策 の 達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後 10 年間で官民 150 兆円超の G X 投資を実現するため、機構は化石燃料賦課金等の徴収、排出量取引制度の運営等を行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現。
		政策目標の達成状況	令和 5 年 6 月 30 日 G X 推進法 施行 令和 6 年 7 月 1 日 機構業務開始 令和 7 年 5 月 28 日 G X 推進法 改正 令和 8 年度以降 排出量取引市場の本格稼働 (今後の予定) 令和 10 年度以降 化石燃料賦課金の導入
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	1 法人（機構）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当している極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に化石燃料賦課金の徴収、排出量取引制度の運営等といった業務を実施することが可能となる。仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	(国税) ○所得税（所得税第 11 条第 1 項） ○法人税（法人税法第 2 条第 6 号） ○消費税（消費税法第 60 条第 8 項） ○印紙税（印紙税法第 5 条第 3 号） ○登録免許税（登録免許税法第 4 条第 2 項） (地方税) ○法人住民税（地方税法第 24 条第 5 項） （法人税法別表第二の公益法人等として非課税措置を要望） ○事業税（地方税法第 72 条の 5 第 1 項の非課税の法人として要望） ○地方消費税 ※消費税（国税）と連動した要望 ○事業所税 ※法人税（国税）と連動した要望
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和 9 年度予算要求

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進が可能となる。
		要望の措置の妥当性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当している極めて公共性の高い法人である。 なお、機構と同様の業務を行う認可法人等は税制上の優遇を受けていることから、機構だけ別の扱いをすることは均衡を欠くこととなる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	1 法人（機構）	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できることとされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務といった業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。	
	前回要望時の達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後 10 年間で官民 150 兆円超の G X 投資を実現するため、機構は債務保証等の金融支援業務等を行う。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
	これまでの要望経緯	令和 6 年度 創設	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省製造産業局素材産業課）

項 目 名		原料用石油製品等の非課税化（原料用途免税の本則化）	
税 目		揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税	
要 望 の 内 容	現行制度上、石油化学製品等の原料用途にかかる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税については、あくまでも租税特別措置として、免税又は還付とされているところ、諸外国においては、特別措置による免税・還付ではなく、非課税措置とされている。 課税環境の国際的なイコールフットINGを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図るため、以下に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税について、非課税とする。 ①石油化学製品製造用揮発油の免税等 ・石油化学製品の製造のために消費される揮発油の免税等 （租税特別措置法第 89 条の 2、租税特別措置法施行令第 47 条～第 47 条の 6、租税特別措置法施行規則第 38 条～第 38 条の 4） ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 ・移出に係る揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 89 条の 3、租税特別措置法施行令第 47 条の 7～第 47 条の 9、租税特別措置法施行規則第 39 条） ・引取りに係る揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 89 条の 4、租税特別措置法第 47 条の 10） ・移出に係るみなし揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 90 条、租税特別措置法施行令第 48 条～第 48 条の 3、租税特別措置法施行規則第 39 条、第 39 条の 2） ・引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税 （租税特別措置法第 90 条の 2、租税特別措置法施行令第 48 条の 4） ③引取りに係る石油製品等の免税 ・引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 （租税特別措置法第 90 条の 4、租税特別措置法施行令第 48 条の 9） ④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 ・引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 （租税特別措置法第 90 条の 4 の 2、租税特別措置法施行令第 48 条の 10） ⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 （租税特別措置法第 90 条の 5、租税特別措置法施行令第 49 条、租税特別措置法施行規則第 39 条の 6） ⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 （租税特別措置法第 90 条の 6 の 2、租税特別措置法施行令第 50 条の 2、租税特別措置法施行規則第 39 条の 7～9）		
	平年度の減収見込額		- 百万円
	（制度自体の減収額）		（▲3,014,012 百万円）
	（改正増減収額）		（ - 百万円）

(1) 政策目的

諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。なお、令和 8 年度税制改正大綱において、本措置は検討事項として位置づけられている。

[令和 8 年度 税制改正大綱（与党）]（抜粋）

第三 検討事項

4 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

(2) 施策の必要性

石油化学製品等の原料用途への課税が特例として措置とされている我が国においては、原則非課税化されている諸外国とは異なり、予見可能性に乏しいため企業の中長期的な投資判断が困難な状況となっている。

万が一、こうした特例が措置されなくなった場合には、下記のとおり広範な影響を及ぼすことになる。

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の製品の原料であり、石油化学産業の基礎となるものである。

仮に、現行の揮発油税（28,700 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 1.3 兆円もの巨額な追加負担が発生することになる。原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた輸入製品への置き換えを招く可能性がある。また、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も圧迫することになる（プラスチック製品製造業で約 1 万 3 千事業所）。

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

揮発油及びみなし揮発油は、エチレンやプロピレン等の基礎化学品だけではなく、ゴムや接着剤、塗料等の原料にもなる。

仮に、現行の揮発油税（28,700 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 15 億円の負担増になる。これらの産業は中小企業も多く含まれており（中小企業比率：ゴム製品 94.1%、接着剤 76.0%、塗料 82.7%）、こうした中小企業の経営を圧迫することになる。

③ 引取りに係る石油製品等の免税

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になる。仮に、現行の石油石炭税（2,800 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 573 億円の負担増となり、①の揮発油とあわせて巨額な追加負担となる。

原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増により、輸入製品への置き換えやサプライチェーン上の中小企業の経営の圧迫を招く可能性がある。

なお、本措置は輸入されるナフサ等の揮発油に係る石油石炭税の特例であるが、石油化学製品は、国内で原油から連産品として精製される揮発油を原料として使用することもあるので、⑤の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

石炭は、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの原料になる。仮に、現行の石油石炭税がそのまま課税された場合には、下記のとおり追加負担が生じることになる。

また、原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた他国の製品との競争力を失わせ、川下産業にも悪影響を及ぼすことになる。

○鉄鋼

		仮に課税された場合、粗鋼１トン当たり約 1,030 円、全体で約 621 億円の負担増になる。その結果、関連産業含めて約 21 万人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。 ○コークス 仮に課税された場合、コークス１トン当たり約 1,800 円、全体で約 50 億円の負担増になる。コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高く（約 90%）、関連産業を含めて、約 6,000 人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。 ○セメント 仮に課税された場合、セメント１トン当たり約 90 円、全体で約 37 億円の負担増になる。その結果、関連産業を含めて 1.3 万人の雇用に影響を及ぼすことになる。また、セメント産業は、全国で発生する廃棄物の約 1 割を処理しており、セメント産業の縮小は、こうした地域の廃棄物処理にも波及することになる。 ⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 本措置は③と同様に、石油化学製品の原料になる揮発油にかかる石油石炭税の特例であるが、国内で原油から精製される揮発油にかかるものである。 現行の石油石炭税（2,800 円/KL）が還付されない場合、全体で約 381 億円の追加負担となり、国際競争力の低下や国内化学産業のサプライチェーンへの悪影響を招く可能性がある。 なお、本措置は国内で原油から精製されるナフサ等の揮発油に係る課税の特例であるが、石油化学製品は、輸入される揮発油を原料として使用することもあるので、③の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。 ⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 現行の石油石炭税（2,800 円/KL）が還付されない場合、全体で約 88 億円の追加負担となり、国際競争力の低下を招く可能性がある。 なお、本措置は、国内で原油から生産される石油アスファルト等に係る課税の特例であるが、石油アスファルト等は輸入されるものもある。輸入の石油アスファルト等には石油石炭税が課税されていない一方で、国産の石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されているため、課税環境を整合させることが必要である。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコルフットイングを確保するとともに我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	揮発油税法、地方揮発油税法及び石油石炭税法の本則における恒久的な非課税措置
		同上の期間中の達成目標	本則における恒久的な非課税措置を要望するものであり、期間中の達成目標は「政策の達成目標」欄に記載内容と同様である。
		政策目標の達成状況	現行制度においては、租税特別措置法において、あくまで特例として措置されているがゆえに、課税の議論にさらされ易い。このため、企業にとっては、事業基盤が安定せず、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。

有効性	要望の措置の適用見込み	令和８年度の適用事業者数の見込みは下記のとおり。 <table><thead><tr><th></th><th>適用事業者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>①石油化学製品製造用揮発油の免税等</td><td>エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社 ナフサ製造者 9 社</td></tr><tr><td>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</td><td>ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社</td></tr><tr><td>③引取りに係る石油製品等の免税</td><td>エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社</td></tr><tr><td>④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税</td><td>鉄鋼製造企業 10 社 コークス製造企業 8 社 セメント製造企業 9 社</td></tr><tr><td>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</td><td>国産ナフサ等製造企業 7 社</td></tr><tr><td>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</td><td>石油アスファルト等製造企業 7 社</td></tr></tbody></table> ※経済産業省（①②③④）、石油連盟（⑤⑥）調べ		適用事業者数	①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社 ナフサ製造者 9 社	②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社	③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社	④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税	鉄鋼製造企業 10 社 コークス製造企業 8 社 セメント製造企業 9 社	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7 社	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 7 社
		適用事業者数														
	①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社 ナフサ製造者 9 社														
	②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社														
③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社															
④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税	鉄鋼製造企業 10 社 コークス製造企業 8 社 セメント製造企業 9 社															
⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7 社															
⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 7 社															
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の適用事業者及び適用実績は、ここ数年ほぼ一定であり、特例の適用が受けられる事業者が毎年度安定的に利用している実態がある。 また、本措置は、石油化学製品等の原料に対する課税の国際的なイコールフットィングを確保することで国際競争力の確保・維持を図るものであり、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、関連産業にも及ぶこととなる。														
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	無し														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	無し														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—														

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

要望の措置
の 妥 当 性

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

	適用件数 (件)	適用数量 (千 KL)	免税額 (億円)
令和 4 年度	820	55,017	29,599
令和 5 年度	787	54,339	29,234
令和 6 年度	737	49,954	26,875
令和 7 年度	781	46,604	25,073
令和 8 年度	768	50,299	27,061

※令和 4～6 年度は国税庁統計年報から経済産業省試算、令和 7 年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和 8 年度は経済産業省試算

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

○免税額（百万円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ゴム	250	250	242	248	132
塗料	1,777	1,764	1,618	1,720	907
印刷用 インキ	85	83	87	85	45
接着剤	91	44	41	59	26
その他	865	870	720	818	428
合計	3,068	3,011	2,709	2,929	1,538

○適用数量（KL）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ゴム	4,653	4,648	4,507	4,603	4,586
塗料	33,035	32,782	30,081	31,966	31,610
印刷用 インキ	1,580	1,545	1,620	1,582	1,582
接着剤	1,687	821	758	1,089	889
その他	16,073	16,170	13,385	15,209	14,921
合計	57,028	55,966	50,351	54,449	53,588

※令和 4～6 年度は国税庁統計年報、令和 7 年度は業界推計、令和 8 年度は経済産業省試算

③ 引取りに係る石油製品等の免税

	適用者数 (社)	適用数量		免税額 (億円)
		ナフサ等 (千 KL)	LPG (千トン)	
令和 4 年度	32	22,374	410	634
令和 5 年度	31	21,118	347	598
令和 6 年度	31	20,522	310	580
令和 7 年度	30	19,062	331	540
令和 8 年度	30	20,234	329	573

※令和 4～6 年度は国税庁統計年報、令和 7 年度は業界推計、令和 8 年度は経済産業省試算

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

（鉄鋼）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和4年度	10	47,435	650
令和5年度	10	47,006	644
令和6年度	10	44,632	611
令和7年度	10	43,448	595
令和8年度	10	45,306	621

（コークス）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和4年度	9	5,783	79
令和5年度	9	5,574	76
令和6年度	9	4,455	61
令和7年度	8	4,166	57
令和8年度	8	3,666	50

（セメント）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和4年度	12	3,845	53
令和5年度	13	3,444	47
令和6年度	11	2,860	39
令和7年度	10	2,904	40
令和8年度	9	2,689	37

※用途証明申請者提出の実績報告書等。令和8年度は経済産業省試算

⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千 KL)	還付額 (億円)
令和4年度	7	15,939	446
令和5年度	7	15,221	426
令和6年度	7	15,400	431
令和7年度	7	13,596	381
令和8年度	7	13,403	375

※石油連盟調べ

⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千 KL)	還付額 (億円)
令和3年度	8	3,651	102
令和4年度	7	4,547	127
令和5年度	7	3,623	101
令和6年度	7	3,616	101
令和7年度	7	3,143	88
令和8年度	7	2,916	82

※石油連盟調べ

		※本措置は、該当する全ての事業者が適用対象となっているため、適用者数は想定以上に僅少ではなく、また、特定の者に偏ったものでない。
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。 非課税化（本則恒久化）が実現されることで、企業の予見可能性が向上し、課税環境の国際的なイコールフットINGが図られることを通じて、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に貢献できる。
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。
これまでの 要望経緯	①石油化学製品製造用揮発油の免税等 昭和 32 年度 創設 ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途 免税 昭和 32 年度 創設（揮発油） 昭和 59 年度 創設（みなし揮発油） ③引取りに係る石油製品等の免税 昭和 52 年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設（1 年毎に免税措置を延長） 昭和 59 年度 石油化学製品等製造用輸入 LPG に係る免税措置の創設（1 年毎に免税措置を延長） 昭和 61 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 昭和 63 年度 同上 平成 2 年度 同上 平成 4 年度 同上 石油化学製品製造用輸入原油（重質 NGL）に係る免税措置の創設 平成 6 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 8 年度 以降 2 年ごとに延長	

	平成 16 年度 同上 石油化学製品製造用輸入ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る免税措置の創設 平成 18 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）・ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 20 年度 同上 平成 22 年度 同上 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置
	④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 平成 15 年度 創設 平成 17 年度 2 年延長 以降 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置
	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 平成元年度 創設 （石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設） 平成 2 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 拡充・延長（対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル（粗製灯油及び粗製軽油）を追加） 平成 18 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の還付が措置
	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 平成 9 年度 創設 平成 11 年度 以後 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の還付が措置

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省製造産業局自動車課）

項 目 名	車体課税の抜本見直し		
税 目	自動車重量税 自動車重量税法全文 自動車重量税法施行令全文 自動車重量税法施行規則全文 租税特別措置法第 90 条の 10～15 自動車重量譲与税法全文 自動車重量譲与税法施行規則全文		
要 望 の 内 容	2050 年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、保有時において重量及び CO2 排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 （１）カーボンニュートラルに積極的に貢献するため、保有時の課税について、重量及び CO2 排出量削減に資する環境性能に応じた公平・中立・簡素な制度とする。 （２）自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から検討を行う。		
		平年度の減収見込額	-百万円
		（制度自体の減収額）	（ -百万円）
		（改正増減収額）	（ -百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 2050 年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、保有時において重量及び CO2 排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 (2) 施策の必要性 令和 8 年度与党税制改正大綱において、 「自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、 ①CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする ②わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする ③二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組に積極的に貢献するものとする ④自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。」とされたところ。 上記を踏まえ、車体課税について、2050 年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、保有時において重量及び CO2 排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う必要がある。				
今回の要望（租税特別措置）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 1512 555 1709"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="555 1512 1505 1709"> 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 </td></tr> <tr> <td data-bbox="336 1709 555 2152"> 政策の達成目標 </td><td data-bbox="555 1709 1505 2152"> ①自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ②環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。 （関連する閣議決定等） ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日） 第 2 具体的な施策 I [2] 1. エネルギー・環境 （1）KPI の主な進捗状況 《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展	政策の達成目標	①自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ②環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。 （関連する閣議決定等） ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日） 第 2 具体的な施策 I [2] 1. エネルギー・環境 （1）KPI の主な進捗状況 《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。
政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展				
政策の達成目標	①自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ②環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。 （関連する閣議決定等） ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日） 第 2 具体的な施策 I [2] 1. エネルギー・環境 （1）KPI の主な進捗状況 《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。				

		(参考) 次世代自動車戦略 2010 (平成 22 年 4 月 12 日) 2030 年の乗用車車種別普及目標 (政府目標) <table><tr><td>次世代自動車</td><td>50～70%</td></tr><tr><td>ハイブリッド自動車</td><td>30～40%</td></tr><tr><td>電気自動車 プラグインハイブリッド 自動車</td><td>20～30%</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td>～3%</td></tr><tr><td>クリーンディーゼル自動車</td><td>5～10%</td></tr></table> ○エネルギー基本計画 (令和 7 年 2 月 18 日閣議決定) 乗用車については、2035 年までに、新車販売で電動車 (電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車) 100%の実現を目指す。	次世代自動車	50～70%	ハイブリッド自動車	30～40%	電気自動車 プラグインハイブリッド 自動車	20～30%	燃料電池自動車	～3%	クリーンディーゼル自動車	5～10%
次世代自動車	50～70%											
ハイブリッド自動車	30～40%											
電気自動車 プラグインハイブリッド 自動車	20～30%											
燃料電池自動車	～3%											
クリーンディーゼル自動車	5～10%											
	租税特別措置の適用又は延長期間	－										
	同上の期間中の達成目標	－										
	政策目標の達成状況	国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。 ＜国内自動車販売台数の推移＞ 令和 3 年度 422 万台 令和 4 年度 439 万台 令和 5 年度 453 万台 令和 6 年度 458 万台 令和 7 年度 453 万台 エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割 (うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割) とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 ＜新車販売台数に占める電動車の割合＞ 令和 3 年度 41.7% 令和 4 年度 46.6% 令和 5 年度 53.2% 令和 6 年度 55.0% 令和 7 年度 53.2%										
有効性	要望の措置の適用見込み	国内の自動車販売台数は 400～500 万台前後で推移。 ＜国内自動車販売台数の推移＞ 令和 3 年度 422 万台 令和 4 年度 439 万台										

			令和 5 年度 453 万台 令和 6 年度 458 万台 令和 7 年度 453 万台
		要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	令和 8 年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、 ① CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする ② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組に積極的に貢献するものとする ④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、用途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。」とされており、本要望により、この方針の実現を図るものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-
		予算上の措置等の 要求内容及び金額	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 ー令和 7 年度補正予算額：1,100 億円 ー電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及促進を図る。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本税制改正要望は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。 一方で、上記補助金は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の環境性能が特に優れ、従来車との価格差が大きい自動車に対して、購入補助を行うことで、初期需要を喚起するために行うものである。

		要望の措置 の 妥 当 性	2050 年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、保有時において重量及び CO2 排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うもの。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績		<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 令和 4 年度 67.2% 令和 5 年度 69.7% 令和 6 年度 67.0% 令和 7 年度 今後公表予定 <エコカー減税（自動車重量税（財務省試算））> 令和 4 年度 ▲400 億円 令和 5 年度 ▲380 億円 令和 6 年度 ▲500 億円 令和 7 年度 ▲400 億円
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	-
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)		適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため特定の者に偏ってはいない。
	前回要望時 の達成目標		-
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由		-
これまでの 要 望 経 緯			-

（経済産業省 商務情報政策局 情報産業課）

項 目 名	次世代半導体の量産等の実現に向けた税制上の所要の措置								
税 目	登録免許税								
要 望 の 内 容	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号、以下、「情報処理促進法」という。）第六十五条の規定により選定された同法第六十三条第二項第七号の選定事業者（以下、単に「選定事業者」という。）について、同法第六十七条第一項第一号の選定実施計画に基づく資本金の額の増加をしようとする場合、登記を受ける際の登録免許税の税率を千分の三・五（通常の半分）とする措置を講じているところ。 当該措置の適用期限を一定期間延長するとともに、同法第四十七条第一項第十三号に基づき選定実施計画に従って(独)情報処理推進機構（以下、「IPA」という。）が行う現物出資等により IPA 及び選定事業者に発生する税負担の減免措置を講じる。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 次世代半導体は、生成 AI や自動運転など、日本産業全体の競争力の強化や経済安全保障の観点からも重要な鍵となるキーテクノロジーである。このため、次世代半導体の製造基盤を整備し、我が国における次世代半導体の量産等を実現する。 また、2024 年から 10 年間で 50 兆円を超える次世代半導体の量産事業を含む AI・半導体関連産業全体での国内投資を官民協調で実現する。 (2) 施策の必要性 我が国における次世代半導体の量産基盤構築のため、選定事業者による次世代半導体の量産に向けた取組を国策プロジェクトとして支援しているが、選定事業者が量産開始を目指す令和 9 年度前後は、大規模な投資が必要となる一方、事業の本格化・十分な収益確保までに時間を要し、特に資金不足が生じることが想定される。 また、選定事業者は、令和 9 年度に情報処理促進法に基づき IPA から工場の現物出資を受ける予定であるが、それに係る資産に移転について新たな税負担が生じることが想定され、資金繰りを圧迫すると見込まれるところ。 そのような中、選定事業者の税負担を軽減することは、選定事業者の経営安定化と効率的な経営資源活用につながり、量産開始前後で収益力が未成熟な中であっても量産事業を着実に立ち上げ、必要な設備投資を講じることで事業拡大・安定化することに直結する。 したがって、本施策は我が国における次世代半導体の量産基盤構築のために必要である。								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 ○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（目的） 第一条 この法律は、プログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持するとともにその性能の向上を図ることでその高度利用を促進し、及び情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 ○日本成長戦略（抜粋） フィジカル・インテリジェント・システムの中核を担う半導体 i) 重要性 フィジカルAIの実装に伴い、AIに必要な先端・次世代半導体に加え、センサーやマイコン等のアナログ・レガシー半導体の重要性も増大している。実装に必要なチップの機能を逆算して各種半導体を設計・製造し、システム全体を最適統合する能力（System to Silicon）の確保が急務であり、経済安全保障上も重要である。 ii) 勝ち筋・方向性 制御技術やアナログ・レガシー半導体の設計開発基盤の強みをいかし、各種半導体や電子部品の生産・技術基盤を、実装する需要側の産業における半導体設計・開発能力と一体的に強化する。 iii) 主な目標 国内生産される半導体売上高について2030年に15兆円、2040年に40兆円を目指す。 iv) 主な施策 ・先端・次世代半導体の研究開発や製造能力確保に向けた支援を引き続き実施するとともに、アナログ半導体（センサー・マイコン等）や電子部品等の製造装置・部素材まで含めた技術・製造基盤を設計開発能力と一体的に強化する。 ・フィジカルAIなど、最先端半導体を活用したデジタル・AIサービスの創出等を通じ、最先端半導体の国内需要を創出する。最先端の半導体研究開発・設計拠点の整備等を通じ、半導体設計開発支援の強化や設計人材の育成に取り組む。
		政策の達成目標	日本の産業競争力を支える生成AIや自動走行技術に不可欠な次世代半導体を自国で確保し、安定的な供給体制を確立するため、選定事業者の選定実施計画に基づき、2027年度に2ナノ世代半導体の量産を開始し、2029年度頃に選定事業者の営業キャッシュフロー黒字化の実現を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	現行制度の延長を含む所要の措置を一定期間措置する。

		同上の期間中の達成目標	日本の産業競争力を支える生成 AI や自動走行技術に不可欠な次世代半導体を自国で確保し、安定的な供給体制を確立するため、選定事業者の選定実施計画に基づき、2027 年度に 2 ナノ世代半導体の量産を開始し、2029 年度頃に選定事業者の営業キャッシュフロー黒字化の実現を目指す。
		政策目標の達成状況	選定事業者による次世代半導体の量産事業の状況については、外部有識者委員会を含め事業マイルストーンの達成を確認すること等によりモニタリングしている。令和 7 年度のマイルストーンは、「先行評価用 PDK リリース（注：PDK：Process Design Kit の略。顧客が活用する設計キット）」であるが、選定事業者が令和 7 年 12 月に本マイルストーンを達成したことを確認済みであり、次世代半導体の量産開始や営業キャッシュフロー黒字化等に向け、当初設定したマイルストーンに沿って事業が展開されていることを確認している。 他方で、量産直後である令和 9 年度以降は、収益力が未熟な中で、量産事業の本格展開のために必要な設備投資を講じる必要があり、外部からの設備・資金調達とともに税務負担の軽減が不可欠である。
	有効性	要望の措置の適用見込み	情報処理促進法に基づき選定された選定事業者（令和 8 年 8 月末現在において 1 社）の適用を想定。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	次世代半導体の量産等に向けては、大規模な投資が必要となる一方、事業の本格化・十分な収益確保までに時間を要し、特に量産開始前後は資金不足が生じることが想定される。加えて、量産開始と同時期に実施予定の現物出資に係る資産移転についても、取引規模は相当大きくなることが想定されているため、税負担が量産事業の立ち上げ・拡大・安定化に大きな影響をもたらす。したがって、次世代半導体の量産事業の確立のため、これらに係る税負担の軽減は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業【令和 9 年度要求額：約 3, 706 億円】 ・IPA が選定事業者に対して出資を行うための IPA への出資金【令和 9 年度要求額：1, 500 億円】 ・選定事業者の資金調達に対し IPA が債務保証を行うための IPA への出資金【令和 9 年度要求額：320 億円】
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	選定事業者による次世代半導体の量産に向けて、主に①研究開発による技術的基礎の確立と②量産のために必要な設備の構築に対する設備面・資金面の支援が必要であるが、 ①はポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業によって、 ②の設備面の支援として、情報処理促進法に基づき IPA から選定事業者に対して量産設備の現物出資を行うとともに、 ②の資金面の支援として、IPA から選定事業者への出資と選定事業者の融資調達時における債務保証によって、

			支援することを計画している。 ②の支援を講じる際、資産移転や資本金の充実に際して税負担が生じるが、②の政策支援の効果を最大化させるため、税負担の軽減等を行う所要の措置が必要である。
		要望の措置の妥当性	次世代半導体の量産等に向けては、大規模な投資が必要となる一方、事業の本格化・十分な収益確保までに時間を要し、特に量産開始前後は資金不足が生じることが想定される。したがって、キャッシュアウトを抑制するため、出資や債務保証等の金銭支援のみならず、現行措置の延長により必要な期間に限り官民出資を最大限活用できるよう税制措置を講じることは妥当である。 また、量産に向けて実施する現物出資についても、対象となる資産が多数で取引価格が巨額になることが想定されることに鑑みれば、現行措置の延長と同様に、現物出資に伴って生じる大きな課税負担を減免する措置を講じることは妥当である。 さらに、半導体量産に係る大規模投資は、研究開発拠点の集積や関連企業の進出、雇用創出など、地方経済に広範な波及効果をもたらすものであり、選定事業者の選定においては、国や自治体の施策と相まって我が国経済社会の発展、地域経済の活性化に寄与するよう努めることを要件としている。このような経済社会への影響に鑑みて、税負担の軽減によって次世代半導体の量産に係る取り組みを後押しすることは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		【適用額】 令和7年度：2,676億円 令和8年度：1,500億円 【減収額】 令和7年度：4.7億円 令和8年度：2.6億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		次世代半導体の量産等に向けては、大規模な投資が必要となる一方、事業の本格化・十分な収益確保までに時間を要し、特に量産開始前後は資金不足が生じることが想定される。現行制度によって税負担を軽減しキャッシュアウトを抑制したことは、選定事業者の資金繰りを緩和し、必要な設備投資等の事業活動を適切に実行することを後押ししたと考えられることから、次世代半導体の量産開始等の目標に貢献している。 また、当該措置は、選定事業者がIPAから公的資金を用いた出資を受ける際の税負担を軽減し出資金をより多く事業活動に充てることを可能としたことから、政策資源を政策目的に最大限効率的に活用する観点からも効果があったと考えられる。
	前回要望時の達成目標		日本の産業競争力の強化に不可欠な、生成AIや自動走行技術などの最重要技術の実現に必須である次世代半導体の製造基盤を

		自国に確保するため、日本国内における次世代半導体製造基盤強化に向けた国内投資を促進する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	情報処理促進法に基づく選定事業者の選定やポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業における研究開発の進捗を含めた次世代半導体の量産事業の取組の進展など、目標達成に向けて一定程度進捗している。
これまでの要望経緯		令和7年度 創設

要望内容と自己点検の関係

措置名：次世代半導体の量産等の実現に向けた税制上の所要の措置

- 自己点検の結果、短期アウトカムである「研究開発・製造基盤整備の実施」については、令和8年4月に、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業における研究開発について外部有識者によって十分に進捗していると判断されるなど、一定の達成を確認した。
- 一方、中期アウトカムである「次世代半導体の量産開始」については、令和9年度の目標であり、足元で選定事業者が目標達成に向けた取組を進めているところ。他方で、選定事業者は、量産前後においては、収益力が未熟な中で量産事業の本格展開のために必要な設備投資を講じる必要があり、資金不足が生じることが想定される。したがって、キャッシュアウトの抑制と選定事業者の経営安定化、効率的な経営資源活用により量産事業の着実な立ち上げを実現すべく、選定事業者に生じる税負担を減免すべく要望することは妥当である。
- 選定事業者による量産が開始される前段階である現状においては、長期アウトカムである「安定的な供給体制の確立」についても取組みを継続している最中であり、継続的な減免措置の必要性が認められる。

（注）自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	中小企業者等の法人税率の特例の延長等		
税 目	法人税 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2		
要 望 の 内 容	中小企業者等に係る法人税の軽減税率（年 800 万円以下の所得金額に適用。本則 19%・租税特別措置 15%）について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で、適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （▲188,500 百万円） （ 一百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争率の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。

(2) 施策の必要性

中小企業の経営状況については回復期にあり好転の兆しもあるが、人手不足、物高・価格転嫁が重荷になっている。中小企業の財務基盤を強化するためには、まずは中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性向上を促していくことが最重要課題である。

中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	中小企業関連税制等の政策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通じて、日本経済の成長に繋げる。
		政策目標の達成状況	中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げにより、資金繰りDI（2007年度：▲23.7%→2025年度：▲13.1%）及び業況判断DI（2007年度：▲32.6%→2025年度：▲17.05%）は制度導入前の水準まで改善している。他方で、1社当たり売上高については回復傾向にあるものの、人手不足や、中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・資源高等の影響により、中小企業において厳しい収益環境となっているほか、各種経営課題も引き続き山積しているため、制度導入前の水準には達していない状況（2007年度：263.1百万円→2025年度：240.6百万円）。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が引き続き必要。
	有効性	要望の措置の適用見込み	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 ※過去5年間の適用件数 ・令和2年度：992,154件 ・令和3年度：1,034,827件 ・令和4年度：1,068,172件 ・令和5年度：1,080,279件 ・令和6年度：1,110,966件 （出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。アンケート（中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査（令和6年度）」）により、本税制措置の適用によって増加したキャッシュフローの使用用途を調査したとこ

			ろ、人件費などの雇用関係や、設備投資への支出に活用されている。 本措置による税負担の軽減により中小企業者等の資金繰りが安定し、設備投資や人材確保等の経営判断が可能となることで、中小企業の労働生産性の向上につながるが見込まれるため、本特例は、政策手段として有効であると言える。 本特例と同様の政策目的に係る税制上の措置は存在しない。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 ・令和4年度 : 1,068,172 件 ・令和5年度 : 1,080,279 件 ・令和6年度 : 1,110,966 件 【減収額】 ・令和4年度 (19%→15%) : 1,761 億円 ・令和5年度 (19%→15%) : 1,811 億円 ・令和6年度 (19%→15%) : 1,885 億円 (出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の3の2、第68条の8 ① 適用件数：1,110,966 件 ② 適用総額：47,129 億円 ※令和6年度の適用状況
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。 アンケート(中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査(令和6年度)」)により、本税制措置の適用によって増加したキャッシュフローの使用用途を調査したところ、人件費などの雇用関係や、設備投資への支出に活用されており、政策手段としての有効性が認められると言える。
		前回要望時の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地

		域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げにより、資金繰り DI（2007 年度：▲23.7%→2025 年度：▲13.1%）及び業況判断 DI（2007 年度：▲32.6%→2025 年度：▲17.05%）は改善傾向がみられる。 他方で、1 社当たり売上高については回復傾向にあるものの、人手不足や、中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・資源高の影響により、制度導入前の水準には達していない状況（2007 年度：263.1 百万円→2025 年度：240.6 百万円）。国際情勢や物価の動向等が見通せない現状を踏まえれば、中小企業者等の経営基盤を強化するため、引き続き本税制措置による後押しが必要である。
これまでの要望経緯		平成 21 年度改正 創設（本則 22%・租特 18%） 平成 23 年度改正 拡充（本則 22%→19%、租特 18%→15%） 平成 27 年度改正 延長（租特 19%→15%） 平成 29 年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和元年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和 3 年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和 5 年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和 7 年度改正 延長（租特 19%→15%） ※単年所得 10 億円超の中小企業者等の税率は、19%から 17%に軽減。

要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業者等の法人税率の特例の延長等

○

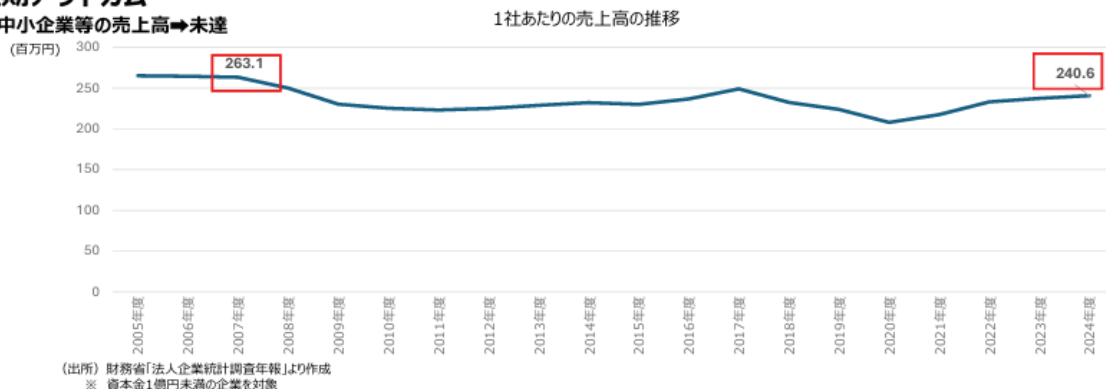
自己点検の結果、短期アウトカムについては、資金繰りDI及び業況判断DIは制度導入前の水準まで改善しているが、1社当たり売上高については回復傾向にあるもののコロナ禍等の影響もあり、制度導入前の水準には達していないことが確認された。

一方で、本措置による税負担の軽減により生じたキャッシュフローは、人件費や設備投資等に活用されており、中小企業の経営基盤の維持・強化に一定の効果を発揮していることが確認されている。

これらの点検結果を踏まえ、中小企業の経営基盤の更なる安定・強化を図るとともに、自己点検において新たに設定した労働生産性向上に係る中期・長期アウトカムの達成に向け、本措置を、政策効果を高める観点から見直しを行った上で継続することで、中小企業の持続的な成長並びに賃上げ及び設備投資の促進を後押しする。

短期アウトカム

① 中小企業等の売上高⇒未達



② 中小企業等の資金繰りDI⇒達成



③ 中小企業等の業況判断DI⇒達成

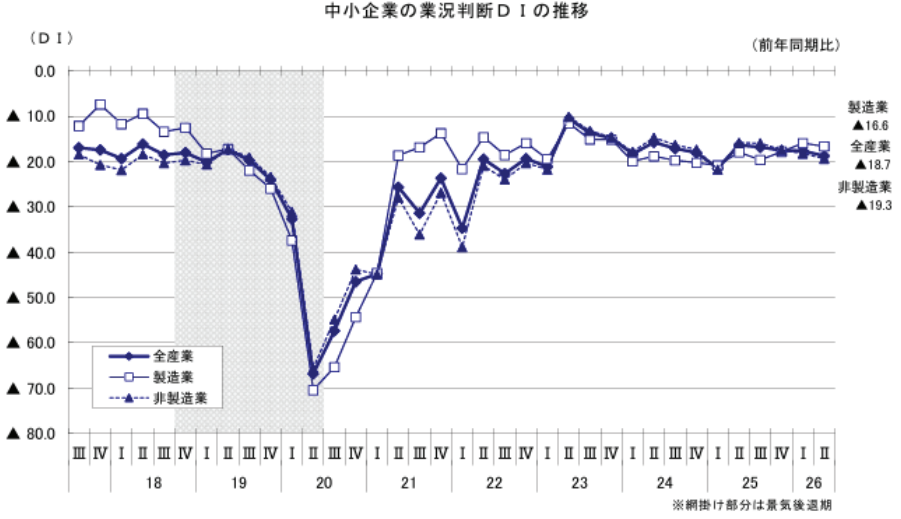


令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長		
税 目	法人税 租税特別措置法第 61 条の 4 租税特別措置法施行令第 37 条の 4、第 37 条の 5 租税特別措置法施行規則第 21 条の 18 の 4		
要 望 の 内 容	【要望事項】 適用期限を 3 年延長する。		
	【制度概要】 中小法人が支出した交際費等について、定額控除限度額（800 万円）までの損金算入を認める措置。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— （ — （ —	百万円 百万円） 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を後押しする。 (2) 施策の必要性 一般的に中小企業は、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られている。そのため、交際費を支出することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。 そのため、本税制措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を後押しすることが必要である。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	本税制措置は、中小企業の経済活動の活性化を後押しすることを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断DI（中小企業景況調査）の数値等を参考にする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日まで（3年間）
		同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ
		政策目標の達成状況	中小企業の業況判断DI（中小企業景況調査）について、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲18.7（令和8年4～6月）となっており、4期連続してマイナス幅が拡大している。  （出典）独立行政法人 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用法人数及び損金算入額の見込み 令和9年度 2,603,616社（5,882,414百万円） 令和10年度 2,647,617社（6,874,189百万円） 令和11年度 2,692,362社（8,033,177百万円）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上のインセンティブを付与することで、営業活動を後押しすることは手段として有効である。 なお、中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「交際費等の支出が、経営においてメリットになっていると思う」という回答が約73%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが把握できる。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	特になし															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	特になし															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	特になし															
	要望の措置の妥当性	企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費を損金に算入することは認められていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。 しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、取引の拡大や事業活動の円滑化の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。 中小企業は、我が国雇用の 7 割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本税制措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を後押しすることは妥当である。															
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○資本金 1 億円以下の企業における過去 5 年間の交際費等支出法人数及び損金算入額 <table><tr><td>令和 2 年度</td><td>2,330,095 社</td><td>(2,405,859 百万円)</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>2,376,749 社</td><td>(2,290,459 百万円)</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>2,394,334 社</td><td>(2,701,075 百万円)</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>2,429,456 社</td><td>(3,068,443 百万円)</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>2,475,952 社</td><td>(3,221,813 百万円)</td></tr></table> （出典）国税庁「会社標本調査」	令和 2 年度	2,330,095 社	(2,405,859 百万円)	令和 3 年度	2,376,749 社	(2,290,459 百万円)	令和 4 年度	2,394,334 社	(2,701,075 百万円)	令和 5 年度	2,429,456 社	(3,068,443 百万円)	令和 6 年度	2,475,952 社	(3,221,813 百万円)
	令和 2 年度	2,330,095 社	(2,405,859 百万円)														
	令和 3 年度	2,376,749 社	(2,290,459 百万円)														
令和 4 年度	2,394,334 社	(2,701,075 百万円)															
令和 5 年度	2,429,456 社	(3,068,443 百万円)															
令和 6 年度	2,475,952 社	(3,221,813 百万円)															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額（800 万円）が小さくなった場合、約 10%の企業が交際費の支出額が減少すると回答した。また、飲食費が減少した場合に生じる悪影響として、約 14%の企業が「既存顧客との取引の減少」、約 9%の企業が「現状の売上・販売の減少」と回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。																

		これらのことから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。																																									
	前回要望時の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。																																									
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の業況判断DI（中小企業景況調査）について、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲18.7（令和8年4～6月）となっており、4期連続してマイナス幅が拡大している。 （上記「政策目標の達成状況」参照）																																									
これまでの要望経緯	（昭和29年創設）																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象法人 （資本金別）</th><th>損金算入限度額等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td><td>5,000万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr> <tr> <td>5,000万円以下</td><td>定額控除（300万円）</td></tr> <tr> <td>1,000万円以下</td><td>定額控除（400万円）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td><td>5,000万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr> <tr> <td>5,000万円以下</td><td>定額控除（300万円）×90%</td></tr> <tr> <td>1,000万円以下</td><td>定額控除（400万円）×90%</td></tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td><td>5,000万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr> <tr> <td>5,000万円以下</td><td>定額控除（300万円）×80%</td></tr> <tr> <td>1,000万円以下</td><td>定額控除（400万円）×80%</td></tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td><td>5,000万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr> <tr> <td>5,000万円以下</td><td>定額控除（400万円）×80%</td></tr> <tr> <td rowspan="2">平成15年度</td><td>1億円超</td><td>全額損金不算入</td></tr> <tr> <td>1億円以下</td><td>定額控除（400万円）×90%</td></tr> <tr> <td>平成18年度</td><td>全法人</td><td>一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度 （経済危機対策）</td><td>1億円超</td><td>全額損金不算入</td></tr> <tr> <td>1億円以下</td><td>定額控除（600万円）×90%</td></tr> </tbody> </table>		対象法人 （資本金別）	損金算入限度額等	昭和57年度	5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除（300万円）	1,000万円以下	定額控除（400万円）	平成6年度	5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除（300万円）×90%	1,000万円以下	定額控除（400万円）×90%	平成10年度	5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除（300万円）×80%	1,000万円以下	定額控除（400万円）×80%	平成14年度	5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除（400万円）×80%	平成15年度	1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除（400万円）×90%	平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。	平成21年度 （経済危機対策）	1億円超	全額損金不算入	1億円以下
	対象法人 （資本金別）	損金算入限度額等																																									
昭和57年度	5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除（300万円）																																									
	1,000万円以下	定額控除（400万円）																																									
平成6年度	5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除（300万円）×90%																																									
	1,000万円以下	定額控除（400万円）×90%																																									
平成10年度	5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除（300万円）×80%																																									
	1,000万円以下	定額控除（400万円）×80%																																									
平成14年度	5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除（400万円）×80%																																									
平成15年度	1億円超	全額損金不算入																																									
	1億円以下	定額控除（400万円）×90%																																									
平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。																																									
平成21年度 （経済危機対策）	1億円超	全額損金不算入																																									
	1億円以下	定額控除（600万円）×90%																																									

	平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
		1 億円以下	定額控除（800 万円） （定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃 止）
	平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入
		1 億円以下	定額控除限度額（800 万 円）までの損金算入又は飲 食費 50%まで損金算入の選 択適用
	平成 28 年度	2 年間の延長（平成 29 年度末まで）	
	平成 30 年度	2 年間の延長（令和元年度末まで）	
	令和 2 年度	対象法人から資本金の額等が 100 億円を超 える法人を除外した上で 2 年間の延長（令 和 3 年度末まで）	
	令和 4 年度	2 年間の延長（令和 5 年度末まで）	
	令和 6 年度	交際費の範囲から除外される一人当たりの 飲食費を引き上げた（5,000 円→10,000 円） うえで、3 年間の延長	

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課、経済産業政策局地域経済産業政策課）

項 目 名		中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長等	
税 目		法人税 租税特別措置法第 5 法人税 租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法施行令第 33 条、租税特別措置法施行規則第 21 条の 2	
要 望 の 内 容	適用期限を 3 年延長する。（令和 12 年 3 月 31 日まで） 中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		精査中 （ ▲1,900 百万円） （ — ）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性を鑑み、中小企業者における M&A を促進することで、中小企業等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 M&A では、買収前にデューデリジェンスを実施することで M&A に伴うリスクを低減することは可能であるものの、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクを完全に排除することは困難である。こうした不確実性が、中小企業者による M&A を実施する際の障壁となっていることから、将来の損失に備えるための措置として本制度を設け、中小企業者における M&A を促進する。 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（令和 8 年 6 月中小企業庁）」における「4. M&A・事業承継等による事業再編」抜粋 成長志向の「強い中小企業」を作っていくためには、現状維持型の経営から挑戦型の経営への転換が必要である。そのためには、成長投資、研究開発投資、人材投資に加え、M&A 等を通じた事業再構築・事業再編、優秀な人材の獲得等が極めて重要である。 M&A や事業承継は、優秀な経営者の元へ事業、資金、人材、技術等の経営資源の集約を行い、経営者交代を契機とした抜本的な経営改革や M&A 等を中心とした集約化によるスケールアップにより中小企業・小規模事業者が経営改革を実現し、新たな成長につなげていくための手段であり、経営者が戦略的に取り組んでいけるように後押ししていく必要がある。		
	今回の要望（租税特別措置 合理性	政策体系における政策目的の位置付け 政策の達成目標	7. 中小企業の発展 本税制の適用によって、M&A に伴う簿外債務や偶発債務に起因するリスクが準備金の積み立てにより一定程度ヘッジされることで、企業は買収後に想定される不確実性を織り込んだ上での経営判断が可能となる。これにより、M&A 実施後の事業統合を積極的に実施するというインセンティブが高まり、短期的には人的投資として従業員の給与・賞与の増加が促される。また、事業統合に伴う設備投資等の取組が進展することで、中長期的には 1 人当たり付加価値額（労働生産性）が期待される。したがって、目標としては、税制適用企業における給与支払総額の増加および 1 人当たり付加価値額（労働生産性）の向上とする。

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 12 年 3 月 31 日まで
		同上の期間中の達成目標	税制適用企業における給与支払総額の増加および 1 人当たり付加価値額（労働生産性）の向上。
		政策目標の達成状況	<一般枠> （短期アウトカム） 目標値：給与支給額が税制適用 1 年後に 2.5%増加していること 実現状況：本税制の活用企業における M&A 実施前後の給与支給額は増加傾向にあり、50%の企業が目標の年 2.5%成長を達成している。M&A 後に人的投資が行われた結果、従業員の給与・賞与が増加した可能性がある。 （中・長期アウトカム） 目標値：1 人あたり付加価値額（労働生産性）が税制適用 5 年後に 15.0%向上していること 実現状況：本税制の活用企業における、M&A 実施前後の 1 人あたり付加価値額（労働生産性）は、税制活用から 5 年を経過していないこと、データが不足していることなどから、3～5 年で 9%という増加率の達成自体は確認できない状況であり、現時点で長期アウトカムの評価は難しい。 今後の分析としては、企業データの確保を進めた上で、税制を活用していない M&A 実施企業を対照群として、給与支給額及び付加価値額の増加率を比較することで、本税制の寄与度を評価していく必要がある。 <拡充枠> （短期アウトカム） 目標値：給与支給額が税制適用 1 年後に 2.5%増加していること 実現状況：計画認定後に決算期が到来した事業者の同指標はいずれも目標値である 2.5%を上回っている。M&A により計画対象事業の稼働増加や、グループ化による子会社の給与水準の見直し等により、給与支給額が増加したと考えられる。 （中・長期アウトカム） 目標値：計画期間終了年度における、基準年比 1 人あたり付加価値額 9.0%向上 実現状況：計画認定後の初回決算期における報告値のため暫定値ではあるが、給与支給額の増加を通じて事業単位の付加価値が増加している（本指標は、基準年度と計画終了年度（5 年以内）の比較で達成を求めるものである）。 また、認定計画と M&A を実施した同業他社における同指標の成長率を比較したところ、一部を除き同業他社の水準を上回っていることから、税措置が M&A 後の成長を後押ししていると考えられる。なお、実績報告において計画未達となっている認定案件はない。
		有効性	要望の措置の適用見込み <一般枠> 令和 9 年度 精査中 令和 10 年度 精査中 令和 11 年度 精査中 <拡充枠> 令和 9 年度 精査中 令和 10 年度 精査中 令和 11 年度 精査中 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) 本措置により、M&A 直後の法人税負担が軽減され、簿外債務や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M&A 直後の PMI に係る人的投資や設備投資がしやすくなる。これにより、中小企業の生産性向上が図られる。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	事業承継・M&A 支援事業（令和 7 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用を支援している。他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
	要望の措置の妥当性	M&A を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用数】 ＜一般措置＞ 令和 3 年度 20 件 令和 4 年度 70 件 令和 5 年度 77 件 令和 6 年度 110 件 令和 7 年度 194 件（見込み） 令和 8 年度 343 件（見込み） （令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和 7 年度・8 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の令和 3 年度～令和 6 年度の適用数を基に年平均成長率を計算し、令和 6 年の件数に乗じている。） ＜拡充枠＞ 令和 6 年度 - 件 令和 7 年度 9 件 令和 8 年度 11 件 （省庁からの認定報告に基づき集計） 【適用額】 ＜一般措置＞ 令和 3 年度 2,821 百万円 令和 4 年度 12,353 百万円 令和 5 年度 11,166 百万円 令和 6 年度 19,917 百万円 令和 7 年度 31,242 百万円（見込み） 令和 8 年度 55,147 百万円（見込み） （令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和 7 年度・8 年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、令和 3 年度～令和 6 年度における 1 件当たり適用額の平均値を算出し、適用数に乗じている。） ＜拡充枠＞ 令和 6 年度 - 円 令和 7 年度 14,476 百万円（見込み） 令和 8 年度 23,358 百万円（見込み）

		(認定計画より、取得予定日が帰属する事業年度における株式取得予定額に 90%を乗じて推計) 【減収額】 ＜一般枠＞ 令和 3 年度 3 億円 (実績) 令和 4 年度 11 億円 (実績) 令和 5 年度 9 億円 (実績) 令和 6 年度 19 億円 (実績) 令和 7 年度 69 億円 (見込み) 令和 8 年度 122 億円 (見込み) (令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和 7 年～8 年：計画認定における平均株式取得額に積立率 70%と法人税率 23.2%を乗じて推計) ＜拡充枠＞ 令和 6 年度 -円 令和 7 年度 33 億円 (見込み) 令和 8 年度 54 億円 (見込み) (認定計画より、取得予定日が帰属する事業年度における株式取得予定額に 90%と法人税率 23.2%を乗じて推計)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本措置により、M&A 直後の法人税負担が軽減され、簿外債務や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M&A 直後の PMI に係る人的投資や設備投資がしやすくなる。これにより、中小企業の生産性向上が図られる。
	前回要望時の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和 3 年度：創設（適用期間は令和 6 年 3 月 31 日まで） 令和 6 年度：経営力向上計画の認定前にデューデリジェンスを行えるよう運用改善を行った上で、延長。特別事業再編計画の認定を受けた特定中堅・中小企業においては積立率が 90%・100%となる拡充枠を創設。（適用期間は令和 9 年 3 月 31 日まで）	

要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長等

<一般枠>

自己点検の結果、本税制の活用企業における、M&A実施前後の給与支給額は増加傾向にあり、50%の企業が目標の年2.5%成長を達成している。M&A後に人的投資が行われた結果、従業員の給与・賞与が増加した可能性がある。

中・長期アウトカムについては、本税制の活用企業における、M&A実施前後の1人あたり付加価値額（労働生産性）は、税制活用から5年を経過していないこと、データが不足していることなどから、3～5年で9%という増加率の達成自体は確認できない状況であり、現時点で長期アウトカムの評価は難しいところである。

<拡充枠>

自己点検の結果、計画認定後に決算期が到来した事業者の指標がいずれも目標値である2.5%を上回っており、本制度が認定事業者の行動変容を一定程度促していると考えられる。

中・長期アウトカムについては、計画認定後の初回決算期における報告計画値ではあるが、給与支給額の増加を通じて事業単位の付加価値が増加している。なお、認定後に計画未達となっている事例はない。

<一般枠・拡充枠>

自己点検の結果、現時点で把握可能な指標については目標を達成していることから、本税制は中小・中堅企業者におけるM&A後の成長投資の促進を後押ししているものとみられる。

適用件数を増やすことが政策目的の達成に資すると考えられることから、企業者にとってより活用しやすい制度として延長し、より多くの中小・中堅企業者における給与支払総額の増加および1人あたり付加価値額（労働生産性）の向上を目指す。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 生活維持物品役務需要減等対策室）

項 目 名		地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の創設	
税 目		登録免許税	
要 望 の 内 容	人口減少・少子高齢化の進展に伴い、生活に欠かせない生活維持物品役務（エッセンシャルサービス）において、需要の減少や人手不足が生じ、民間事業者の撤退等により地域で過少供給構造が生じるおそれがある。エッセンシャルサービスは経済全体の基盤であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながるおそれがあるため、地域産業全体の担い手確保のためにも、その生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性確保を通じた需給の安定化が必要である。したがって、産業競争力強化法に基づく、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を受けた事業者に対して、所要の措置を創設する。		
	平年度の減収見込額		－万円
	（制度自体の減収額）		（－万円）
	（改正増減収額）		（－万円）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

人口減少・少子高齢化の進展により構造的な人手不足が見込まれる中、労働集約的な産業であり、人々の正確に不可欠な物品及び役務を提供するエッセンシャルサービスにおいて人手不足がすでに先鋭化している。エッセンシャルサービスを供給する担い手の不足は、人々の基本的な生活の維持を困難にさせ、生活者の域外への流出につながるおそれもあるため、地域住民の生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性を確保することで、地域における生活環境を維持するとともに、地域経済活動・産業の担い手の確保を図る。

(2) 施策の必要性

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、生活に欠かせない生活維持物品役務（エッセンシャルサービス）において、需要の減少や人手不足が生じ、民間事業者の撤退等により地域で過少供給構造が生じるおそれがある。エッセンシャルサービスは人々の生活だけでなく経済全体の基盤であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながるおそれがあるため、地域産業全体の担い手確保のためにも、その生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性確保を通じた需給の安定化が必要である。

こうした状況を踏まえ、令和8年5月29日に第221回国会にて成立し、6月5日に公布された「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（以下「改正産業競争力強化法」という。）において、産業の担い手の確保に資する生活基盤の維持のための事業効率化を後押しする計画認定制度を創設。認定を受けた計画に従って行う事業について、金融支援、組織変更手続の特例措置等を講ずることとしている。

また、エッセンシャルサービスの持続性確保については、政府の方針としても、日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）において、改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者の事業継続コストを軽減するための支援措置の必要性が述べられている。また、地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）において、認定エッセンシャルサービス事業の事業継続コスト軽減支援を検討する旨が明記されている。

○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

1. 新技術立国・競争力強化

(1) 現状と課題

(2) 対応の方向性

③講ずるべき施策パッケージ

i) あらゆる分野の産業競争力強化の鍵となるA×の推進

i-1) 地方も出発点としたA×による産業構造・就業構造の転換

生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの生産性向上のため、改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者の事業継続コストを軽減するための支援措置について2026年度中を目途に結論を得られるよう、検討を進めるとともに、「AIロボティクス実装ロードマップ」の下でAIロボット導入を促進する。また、中堅・中小企業向け補助金においてA×投資を重点支援するとともに、7. (2) ③ i) に記載のA×実現のための地域ごとの支援者等のネットワーク作りについても併せて取り組む。

○地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）

第2節 豊かな生活環境の実現に貢献する主な施策の推進

イ. 持続可能な生活インフラの実現

		j. 買物環境の維持 (1) 将来を見据えた地域のサービス拠点づくり等 ②生活の維持に必要なサービス供給の持続性確保 [工程] ・法律に基づく事業者への金融支援を講ずるとともに、事業継続コスト軽減支援を検討する。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	地域住民の生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性を確保することで、地域における生活環境を維持するとともに、地域経済活動・産業の担い手の確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	精査中
		同上の期間中の達成目標	精査中
		政策目標の達成状況	令和8年6月5日に改正産業競争力強化法が公布されたところ、本年中に当該法律を施行し、生活の維持に必要な物品、役務の需要減少、供給不足に対応する認定事業者に対して、金融支援、組織変更手続の特例措置等を行う。
	有効性	要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用件数見込み） 精査中
		要望の措置の効果見込み	地域の生活基盤を支えるエッセンシャルサービスは、事業の効率化（合理化・多角化・広域化等）に投下できる資金力に乏しい傾向にある。また、その商圈は一般的に地域住民の生活圏と密接に関係していることから、人口減少等による構造的な需要

		(手段としての有効性)	減少の影響を強く受けるため、自助努力のみで採算性及び持続性を確保することが難しい。 このような中、エッセンシャルサービス事業者は、今後見込まれる人口減少等による構造的な需要減少も見据えて事業の採算性を確保する必要がある、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定制度の要件の一つである計画終了年度時の黒字化を図る上では、売上の改善とともに大幅な運営コストの削減を通じてキャッシュフローを確保し、投資回収の前倒しを進めることが重要。 このため、エッセンシャルサービスの安定供給と持続性確保を促進するうえでは、法律上の措置（金融支援等）に加え、初期負担（登録免許税・不動産取得税）及び継続的負担（固定資産税）の軽減による特例措置を講じることが有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	生活維持役務等効率化促進事業（令和８年当初予算 3.0 億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置は改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者が事業の効率化を図る際にかかる初期負担及び継続的負担の軽減措置として活用される。 一方、上記の予算事業は、モデル事例の実証を通じて、本認定制度の施行に向けた標準的な運用手法の構築を図るとともに、47 都道府県で認定エッセンシャルサービス制度の普及啓発・広報に向けたセミナーを開催することで、円滑な制度運用・活用環境を整備することを目的としている。
		要望の措置の妥当性	エッセンシャルサービス事業者は、今後見込まれる人口減少等による構造的な需要減少も見据えて事業の採算性を確保する必要がある、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定制度の要件の一つである計画終了年度時の黒字化を図る上では、売上の改善とともに大幅な運営コストの削減を通じてキャッシュフローを確保し、投資回収の前倒しを進めることが重要。 予算事業では一時的な支援にとどまることや予算の範囲内で支援が限定されてしまうことから、事業者が予見可能性をもって等しく受けられる税制措置によってエッセンシャルサービスの安定供給と持続性確保を図ることが有効である。 そのため、法律上の措置（金融支援）に加え、エッセンシャルサービス事業の効率化に向けて取得する資産に係る税負担を軽減する本措置は、認定事業者のキャッシュフローの改善に寄与し、事業運営の安定性を向上させることが期待できるものであり、妥当性が認められる。
置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置 の適用に よる 効 果 (手段としての 有効性)	—
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成度 及び目標に達 していない場 合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		令和 8 年度 要望

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課）

項 目 名		産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延長等	
税 目		登録免許税 租税特別措置法第 80 条第 1 項	
要 望 の 内 容	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置について、事業ポートフォリオの転換・強化を通じて、価値創造の拡大につなげるための措置等を講じるとともに、適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		— 百万円 (▲5,000 百万円) (— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 戦略的・抜本的な事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図る。 (2) 施策の必要性 グローバル化の進展やデジタル革命により不連続かつ急激に経営環境が変化 する中、企業がイノベーションによる付加価値の創出や生産性の向上を通じ持続 的な成長を実現していくためには、既存の事業の収益性を深化しつつ、新たな 成長分野を探索する所謂「両利きの経営」を目指し、貴重な経営資源をコア事 業の強化や自前主義によらず将来の成長事業への投資に集中させるという不断 の事業ポートフォリオの見直しが必要とされている。 特に、既存の事業分野とは異なる新規分野への投資を行う場合には、通常、不 確実性が高く、大きなリスクを伴うため、新規分野への投資資金を確保する観 点からも、事業ポートフォリオの継続的な見直しを通じて資本効率が高い事業 ポートフォリオへの転換を実現し、キャッシュフローの充実を図ることがこれ まで以上に重要になっている。 こうした中、経済産業省では、これまで産業競争力強化法に基づく事業再編計 画や各種税制措置により M&A をはじめとする事業再編を後押ししてきたが、日 本企業における事業ポートフォリオ検討の必要性について認識は高まりつつあ るものの、複数の事業セグメントを有する企業の利益率が世界的には未だ低 く、十分に事業ポートフォリオの組替えが行われていない状況となっている。 こうした状況を踏まえれば、引き続き我が国経営者の事業再編に係る「決断」 を促すことが必要であり、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事 業ポートフォリオの見直しと事業再編を円滑化することで、我が国事業者の生 産性向上を推進していく必要がある。 また、本年 7 月に「コーポレートガバナンス・コード」が改訂され、取締役会 の役割として、「成長の道筋を構築する」ことや、「成長投資や事業ポートフ ォリオの見直し等の経営資源配分等に関し具体的に何を実行するのかについて 説明を行う」こと（原則 4-1）などが明確化された。経済産業省においても、 「成長投資ガイダンス」（2026 年）を策定してその実務的な対応の方向性を示 し、その普及・啓発を通じて、事業ポートフォリオの見直しと成長投資の必要 性に対する意識の浸透に向けて取り組んできている。 我が国の構造的な課題として、日本企業全体として資本効率の改善は進展して きた一方で、依然として、資本コストを上回る収益性を安定的に確保できてい る事業が少ない上、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相 殺される構造となっている※ことがありと考えられる。我が国経済の中長期的 な成長に向けては、我が国企業が、事業ポートフォリオの転換を通じて、投下 資本の戦略的な再配分・拡大を促していくことが必要である。 AX・GX をはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、 企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している環境下において、我が国企業が このような環境に適応し、競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオ の転換・強化を上記の取組から更に踏み込んで促進していくことが必要であ る。 ※価値毀損セグメントに対する資本投入割合：日本：65% 米国：39% 欧州：42% 以上の理由から、事業ポートフォリオ転換・強化を促進するための措置等を講 じるとともに、本税制の適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	認定事業再編計画に基づく政策支援を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	令和11年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和8年度より2%ポイント、固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和8年度より5%向上させる。
	有効性	政策目標の達成状況	○ROIC（投下資本利益率）の実績 2022年度（令和4年度）10.9% 2023年度（令和5年度）11.2% 2024年度（令和6年度）10.7% ※SPEEDA 上場企業データに基づき、以下のとおり算出 $ROIC = (\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}) \div (\text{有利子負債残高} + \text{自己資本})$ ○固定資産回転率の実績 2022年度（令和4年度）2.85 2023年度（令和5年度）2.83 2024年度（令和6年度）2.81 ※財務省法人企業統計に基づき、以下のとおり算出 $\text{固定資産回転率} = \text{売上高} \div \text{有形固定資産} + \text{ソフトウェア}$
		要望の措置の適用見込み	令和9年度～令和11年度 22件程度／年 ※既存制度による件数のみ
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・債権放棄時の資産評価時の損金算入 ・認定株式分配に係る課税の特例 ・事業ポートフォリオ転換・強化促進税制（要望中） 本税制措置は事業等を買収等する判断を、事業ポートフォリオ転換・強化促進税制は主に事業ポートフォリオの転換の判断を後押しするものであり、両者を一体で講ずることで事業ポートフォリオの転換・強化が促進されることが期待される。

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—							
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—							
		要望の措置の妥当性	本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものである。 本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数（171 件）】								
		年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7
		適用件数	11	17	14	22	26	22	18	22
		【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種（173 件）】 （単位：件）								
【減収額（見込み含む）】 （単位：億円）										
		年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7
		減収額	5.5	43.4	49.3	39.1	45.8	18.5	66.3	50.0
		※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。								

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	登録免許税の軽減措置を講ずることにより、合併や会社分割等に係る資本・資産に係るコストを軽減し、事業再編を促進することは我が国産業の生産性の向上に有効な手段である。 昨年度までに事業再編計画の認定を受けた事業者は、173 者（全省庁ベース）のうち 171 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和 7 年度までに終了した計画（全 35 計画）のうち、30 計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。
	前回要望時の 達成目標	令和 8 年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和 5 年度より 2%、固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和 5 年度より 5%向上させる。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	事業再編計画の認定を受けた事業者は、173 者（全省庁ベース）のうち 171 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和 7 年度までに終了した計画（全 35 計画）のうち、30 計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。また、残りの 5 計画については市場環境の悪化、原材料費の高騰や取引先都合により計画終了年度に計画していた売り上げが得られなかったなどの外部要因によるものであり、これらの変化によるやむを得ない計画を除けば目標を達成している。
これまでの 要 望 経 緯	登録免許税率の軽減措置 平成 25 年度創設（平成 26 年 1 月～） 平成 28 年度 2 年間延長 平成 30 年度 2 年間延長 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長（生産性の向上要件の見直し） 令和 6 年度 3 年間延長（特別事業再編計画の創設） （同様の措置を講じていた産活法における要望経緯） 平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長（但し平成 18 年以後、一部縮減） 平成 19 年度 措置拡充（対象計画追加） 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ） 平成 22 年度 1 年間延長 平成 23 年度 一部縮減（産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる） 平成 24 年度 1 年間延長	

要望内容と自己点検の関係

措置名：産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し及び延長等

○各アウトカムと達成状況

1. 短期アウトカム

指標：新商品等の売上高比率を全社売上高や商品1単位当たりの製造原価の低減など
目標値：100%の認定事業者が、事業再編後に再編計画通り、前向きな取組を実施する。

達成状況：実施状況報告を受けている事業再編計画の認定を受けた計画、全ての案件において、認定計画通りに前向きな取組を実施した結果となった。

2. 中期アウトカム

指標：事業者の生産性（ROIC(投下資本利益率)の2%向上・固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）の5%以上）

目標値：基準年度と比較した生産性向上指標の最終年度における達成 ※令和4年度改正までは修正ROA・有形固定資産回転率を測定。

達成状況：生産性向上の指標として、修正ROA（令和3年度まで）・修正ROIC（令和4年度より）の2%ポイントの向上、固定資産回転率の5%向上又は従業員一人当たり付加価値額の9%向上のいずれかの達成を要件としている。平成30年度以降の認定案件において、経済産業省の認定した案件においては、令和7年度までに終了し報告を受けた案件35件のうち、30件が生産性の向上基準を達成している。本措置は認定を受けた計画の約85%において、生産性の向上に寄与していると言える。

○達成状況を踏まえた延長の必要性

中期アウトカムに対しては、目標未達となった事業者が一定数存在するものの、その要因は外的要因によるもので、取組を行ったものの止むを得ず目標未達となった。認定事業者と、同時期同業種の事業再編を行った事業者の生産性向上率を比較しても、認定事業再編計画事業者の方が、より高い生産性を実現しており、本措置により、我が国産業競争力の強化に寄与しているものといえる。

昨年、国内事業のM&Aは件数・金額ともにこれまでで一番高い水準となっている。国際事情や社会情勢の激変などにより、不確実性が高まっている中で、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図るためには、国内の過剰供給・過当競争構造を解消するとともに、事業ポートフォリオの最適化を目指した事業再編が必要である。

以上の理由から、事業ポートフォリオ転換・強化を促進するための措置等を講じるとともに、本税制の適用期限を令和12年3月31日まで延長する。

（注）自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（ 経 済 産 業 省 イ ノ ベ ー シ ョ ン ・ 環 境 局 研 究 開 発 課 ）

項 目 名		技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税 目		法人税 租税特別措置法第 66 条の 10 租税特別措置法施行令第 39 条の 21		
要 望 の 内 容	適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。			
	<table><tr><td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)</td><td>— 百万円 (▲0 百万円) (— 百万円)</td></tr></table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (▲0 百万円) (— 百万円)			

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。 (2) 施策の必要性 革新的な新製品・新サービスを生み出し続けるためには、自社内の既存技術を改善するだけでなく、外部の新鮮な知恵を積極的に取り入れて、新しい技術を生み出していくことが必要不可欠である。 また、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要である。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を共同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る。				
今回の要望（租税特別措置）	<table> <tr> <td data-bbox="336 1451 550 1951"> 合理性 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="550 1451 1503 1951"> 3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ■第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定） 第7章 推進体制・ガバナンスの改革 1. 官民の研究開発投資の確保等 このため、2026年度から2030年度までの間、科学技術関係予算に加え、今後策定する成長戦略に基づく施策、大学ファンドの運用益による助成、財政投融資や研究開発税制等により、政府研究開発投資の総額は60兆円、官民合わせた研究開発投資の総額は180兆円を目標とする。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="336 1951 550 2110"> 政策の達成目標 </td><td data-bbox="550 1951 1503 2110"> 企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費※の額：年率11.5%増加（令和9年度～11年度）） </td></tr> </table>	合理性 政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ■第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定） 第7章 推進体制・ガバナンスの改革 1. 官民の研究開発投資の確保等 このため、2026年度から2030年度までの間、科学技術関係予算に加え、今後策定する成長戦略に基づく施策、大学ファンドの運用益による助成、財政投融資や研究開発税制等により、政府研究開発投資の総額は60兆円、官民合わせた研究開発投資の総額は180兆円を目標とする。	政策の達成目標	企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費※の額：年率11.5%増加（令和9年度～11年度））
合理性 政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ■第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定） 第7章 推進体制・ガバナンスの改革 1. 官民の研究開発投資の確保等 このため、2026年度から2030年度までの間、科学技術関係予算に加え、今後策定する成長戦略に基づく施策、大学ファンドの運用益による助成、財政投融資や研究開発税制等により、政府研究開発投資の総額は60兆円、官民合わせた研究開発投資の総額は180兆円を目標とする。				
政策の達成目標	企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費※の額：年率11.5%増加（令和9年度～11年度））				

		※ 企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）（以下、同じ）												
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）												
	同上の期間中の達成目標	企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費の額：年率 11.5%増加（令和 9 年度～11 年度））												
	政策目標の達成状況	企業の社外支出研究費は、令和 6 年度は対前年度比で 10.5%増の 1.4 兆円となっており、目標達成には至っていないものの、増加傾向がみられる。 <table><tr><td>区分</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>社外支出研究費（億円）</td><td>12, 048</td><td>12, 330</td><td>14, 427</td><td>13, 028</td><td>14, 399</td></tr></table> ※出典：2025 年（令和 7 年）科学技術研究調査（総務省）より、企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）。	区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	社外支出研究費（億円）	12, 048	12, 330	14, 427	13, 028	14, 399
区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度									
社外支出研究費（億円）	12, 048	12, 330	14, 427	13, 028	14, 399									
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>区分</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>適用件数（組合数）</td><td>7</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> ※ 令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	適用件数（組合数）	7	6	6				
	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度										
適用件数（組合数）	7	6	6											
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、研究開発プロジェクトの開始時など試験研究用資産の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることで、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。 このため、事業実施にあたって必要となる試験研究用資産の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じ、技術研究組合の当該資産の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。												
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—												

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—																												
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																												
		要望の措置の妥当性	科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要となっている。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を協同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る本特例措置を講じることは妥当である。 この点、民間企業が技術研究組合を通じて共同研究開発を実施する際、技術研究組合は試験研究用資産への計画的な投資が求められる。本税制は、技術研究組合が研究開発を行うに当たり、法令上明確にされている客観的な要件を満たせばすべからず適用可能であるため、毎年度予算の範囲内で審査が必要な補助金等と比べ、税制措置の方が予見可能性が高く効果的である。 なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。																												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><tr><th>区分</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度 (推計)</th><th>令和 8 年度 (見込み)</th></tr><tr><td>適用 件数</td><td>13 (15)</td><td>10 (9)</td><td>5</td><td>14</td><td>10</td></tr><tr><td>適用額 (百万円)</td><td>1,009 (985)</td><td>1,559 (1,129)</td><td>687</td><td>249</td><td>291</td></tr><tr><td>減収額 (百万円)</td><td>30 (77)</td><td>81 (89)</td><td>26</td><td>43</td><td>50</td></tr></table>						区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (見込み)	適用 件数	13 (15)	10 (9)	5	14	10	適用額 (百万円)	1,009 (985)	1,559 (1,129)	687	249	291	減収額 (百万円)	30 (77)	81 (89)	26	43	50
		区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (見込み)																								
適用 件数	13 (15)	10 (9)	5	14	10																										
適用額 (百万円)	1,009 (985)	1,559 (1,129)	687	249	291																										
減収額 (百万円)	30 (77)	81 (89)	26	43	50																										
		※ 令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。 ※ 令和 7、8 年度については、令和 8 年 4 月 1 日時点で存続している全技術研究組合の適用件数、適用額（経産省調査）に基づき記載。																													

		(減収額算定式について) 適用額×法人税率(23.2%)×係数 ・ 係数：令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 (各年度の「利益法人の適用額」 / 「適用額合計」) ・ 令和 7、8 年度は、令和 4～6 年度の係数の平均を基に算出。																		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 第 66 条の 10 ② 適用件数 : 5 件 ③ 適用額 : 687 百万円 ※ 令和 6 年度の適用状況																		
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	令和 8 年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。 また、本特例措置の有無による事業費の差分を直接的効果として把握(※)したところ、技術研究組合の令和 7 年度における事業費は、51,286 百万円となっている。その一方で、本特例措置がない場合の推定事業費は、49,034 百万円となっており、本特例措置により、技術研究組合の事業費を 23 億円(4.4%)増加させたと推計できる。 これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研研究用資産の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境設備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。 ※ 令和 8 年 4 月 1 日時点で存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査																		
	前回要望時の達成目標	技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。																		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 6、7 年度は、技術研究組合の設立及び事業費の増加を達成している。 令和 8 年度についても、事業費は増加する見込みであり、技術研究組合の設立についても数件相談を受けている。 <table><tr><td>区分</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度 (見込み)</td></tr><tr><td>事業費 (百万円)</td><td>37,713</td><td>29,817</td><td>37,914</td><td>51,286</td><td>58,126</td></tr><tr><td>設立組合数</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td><td>3</td><td>(0)</td></tr></table> ※ 事業費は、各年度における次年度の 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査に基づき記載(なお、各年度の 3 月 31 日以前に解散した技術研究	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)	事業費 (百万円)	37,713	29,817	37,914	51,286	58,126	設立組合数	6	6	2	3	(0)
区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)															
事業費 (百万円)	37,713	29,817	37,914	51,286	58,126															
設立組合数	6	6	2	3	(0)															

		組合については、技術研究組合法の規定に基づき提出された事業報告書等を踏まえ記載）。 ※ 令和 8 年度の設立組合数は令和 8 年 8 月末現在の実績。
これまでの 要望経緯		昭和 36 年度 創設 昭和 55 年度 適用期限設定 (5 年間) 昭和 60 年度 適用期限延長 (2 年間) 昭和 62 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成元年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 3 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 5 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 7 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 9 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 11 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 13 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 15 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 17 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 19 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 21 年度 適用期限延長 (2 年間) [平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成 23 年度 適用期限延長 (2 年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成 25 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 27 年度 適用期限延長 (3 年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成 30 年度 適用期限延長 (3 年間) 令和 3 年度 適用期限延長 (3 年間) 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外 令和 6 年度 適用期限延長 (3 年間) 試験研究用資産の範囲から電気ガス供給施設利用権を除外 試験研究用資産について、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定

要望内容と自己点検の関係

措置名：技術研究組合の所得の計算の特例

- 本特例措置に係る自己点検においては、短期アウトカム（技術研究組合の事業費が増加すること）及び中期アウトカム（企業間及び産学の共同研究を活発化すること（①企業の社外支出研究費の額及び②そのうち大学等への社外支出研究費の額を年率11.5%の増加））を設定していたところ。その後、指標の明確性を向上させる観点から、中期アウトカムは海外への支出分を除いた社外支出研究費の額として設定し直した。
- この点、中期アウトカムである「社外支出研究費の額」については、本税制が措置されたことから、1.4兆円と増加傾向にあるものの、前年度比10.5%の増加（令和6年度実績）となっており目標を下回っている。このため、引き続き本税制を措置することにより、社外支出研究費の額を伸ばし、中期アウトカムに加え、長期アウトカム（令和8～令和12年度の官民合わせた研究開発投資の総額を180兆円）の目標達成に寄与することが必要である。
- 令和8年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。
- これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産等の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。その結果、企業からの賛同や参画が得られやすくなり、社外支出研究費の増加が促され、「共同研究及び研究開発投資の促進を図る」という政策目的を達成することにもつながることから、引き続き本特例措置の延長を要望したい。
- なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第46条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。

令和 9 年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省 イノベーション・環境局 研究開発課)

項 目 名		特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（イノベーション拠点税制）の所要の見直し	
税 目		法人税 租税特別措置法第 59 条の 3 租税特別措置法施行令第 35 条の 3 租税特別措置法施行規則第 21 条の 17 の 2	
要 望 の 内 容	経過措置期間後における、令和 7 年 4 月 1 日より前に研究開発が完了している場合の自己創出比率の計算について、所要の見直しを講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 イノベーションの国際競争が激化する中、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間企業による無形資産投資を後押しする。		
	(2) 施策の必要性 本制度の対象となる知財は、令和 6 年 4 月 1 日以後に取得又は製作したものとされている。また、経過措置期間終了後（令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度）の自己創出比率の計算に当たっては、令和 7 年 4 月 1 日以後の事業年度において発生した対象知財に直接関連する研究開発費を用いることとされている。そのため、同期間終了後、令和 6 年度に取得又は製作された知財については、自己創出比率がゼロとなり、結果、同税制による所得控除は発生しない。 そのため、経過措置期間中に令和 6 年度に取得又は製作された知財について税制を適用した場合、同期間終了後に当該知財について所得控除が発生しなくなることから、所要の見直しを講ずる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定） 国内の無形資産投資を促す制度について、その執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえて見直しを検討するとともに、利便性向上を図る。 ○統合イノベーション戦略2026（令和8年7月14日閣議決定） 無形資産投資を促す仕組みについて、制度の執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえ、見直しを検討するとともに、利便性向上を検討する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 国内で自ら研究開発した特許権等から生じる譲渡等所得の30%を所得控除するイノベーションボックス税制の対象範囲について、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討するとともに、日本企業の実態に即した利便性向上について検討を行う。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 我が国の研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AIプログラムの著作権）から生じる譲渡所得、ライセンス所得について、30%の所得控除を行うイノベーションボックス税制を創設した。本税制を通じて、民間による無形資産投資を後押しするとともに、本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。
		政策の達成目標	研究開発のアウトプットへのインセンティブを高め、民間企業による無形資産投資を増加させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和14年3月31日（7年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であるため、測定期間のデータが得られていないことから、政策目標の達成状況を分析することは困難である。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。

	有効性	要望の措置の適用見込み	最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であるため、要望の措置の適用見込みを推計することは困難である。今後、データが得られた段階で、適用見込みについて推計を行う。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置を講じることによって、経過措置期間中に本税制の適用を受けていた事業者が、経過措置期間後も所得控除を受けることが可能になる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	経過措置期間中に本税制の適用を受けていた事業者が、同一の内容で経過措置期間後に所得控除を受けられなくなることを防ぐための措置であるため、要望の措置を講ずることは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であることから、初年度（令和 7 年度）の適用額は把握不可。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であることから、効果を分析することは困難である。
	前回要望時の達成目標		民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であり、本制度開始前であることから、達成度を分析することは困難である。
これまでの要望経緯		令和6年度 イノベーション拠点税制を創設

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課）

項 目 名	家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって、仕事と子育て・介護等の両立に資するため、家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置を講ずることで、子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図る。 (2) 施策の必要性 子育てや介護等を行いながら働く方が増えている一方で、「出産・育児」による離職者は、減少傾向にあるものの年間約 15 万人おり、「介護・看護」による離職者は年間約 11 万人で緩やかな増加傾向にある。また、第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約 70%となっている。 仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の 1 つとして、家事支援サービスやベビーシッターは社会的に認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感等により、利用は限定的である。 子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組む必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）（抄） Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決 6. 家事等の負担軽減 （2）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ iii）税制措置を含む経済的支援策の検討 今後創設する新たな国家資格保有者等による家事支援サービスや保育士・看護師等によるベビーシッター等の安全で質の高いサービスの利用促進に向け、税制措置を含む新たな支援策を検討する。 ○女性活躍・男女共同参画の重点方針2026（女性版骨太の方針2026）（令和8年6月26日閣議決定）（抄） 3. 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容 （1）仕事と子育て・介護等との両立支援 これまでも政府は、柔軟な働き方を実現するための企業による取組の拡充など仕事と子育て・介護等との両立を進めるための様々な取組を行ってきたところであるが、日本成長戦略における戦略17分野を始めとした労働需要が高まっているところ、こうした成長分野を始めとした様々な分野で働く方々が子育てや介護等によりキャリアをあきらめることなく、さらに活躍できるような環境整備が必要である。このため、これまでの取組に加え、必要とされる方が家事支援サービスやベビーシッターを安心して利用することができるよう、例えば、家事支援サービスの国家資格（技能検定）の創設等による品質・信頼性の向上を前提として、サービスの利用に対する税制措置を含む支援策を検討すること。
		政策の達成目標	・第一子出産前後の女性の継続就業率を2030年までに80.0%とする（2021年：69.5%） ・介護をしている者に占める有業者の割合を上昇させる（2022年：58.0%）
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制措置は、 ・認可保育所等における共通的な支援内容ではカバーしきれない随時個別に生じる保育や、子育て世帯の家事に係る支援ニーズ、 ・介護保険制度のサービスでは対象とならない、介護を行う家族の家事に係る支援ニーズ、 等、既存制度で包含できない社会的ニーズに対応することを目的としたもの。各自が必要に応じて保育・家事支援サービスを利用する際の経済的負担を税制措置により軽減することで、子育てや介護等を理由とする離職を防止し、仕事と子育て・介護等との両立を後押しする。 なお、予算事業による支援の場合は、申請を受けた上で、行政側が審査を行い、交付の決定を行うことが原則。一方、租税特別措置等の場合は、法令上明確にされている客観的な要件を満たせば適用可能となり、利用者の随時個別に生じるニーズに応じたサービス利用に対して経済的負担を効果的に軽減することができる。こうした点において、家事・育児等による負担を柔軟に軽減する上で、予算事業にはない優位性を持つと考えられる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	平成28年度、29年度、30年度、31年度、令和2年度において、厚生労働省と内閣府の共同要望により「子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設」として、ベビーシッター・認可外保育施設の利用料に関する税額控除の創設を要望。また、令和8年度においてはこども家庭庁の単独要望として、「ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置」を要望。
-----------------------	---

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	事業承継税制の抜本見直し		
税 目	相続税、贈与税（国税） ・ 租税特別措置法 第 70 条の 7 から第 70 条の 7 の 8 ・ 租税特別措置法施行令 第 40 条の 8 から第 40 条の 8 の 8 ・ 租税特別措置法施行規則 第 23 条の 9 から第 23 条の 12 の 5		
要 望 の 内 容	平成 30 年に措置された「非上場株式等についての贈与税・相続税の免除の特例等」について 10 年間の時限的措置が今般期限を迎えることに伴い、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業等を後押しする措置へ抜本的に見直し・強化を行う。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （▲169,000 百万円） （ — 百万円）

(1) 政策目的

事業承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活性維持・発展を実現する。また、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業等を後押しする。

(2) 施策の必要性

法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成 30 年）には、経営者の高齢化に伴う後継者不在の問題が経営上の課題として強く認識されてきたため、団塊の世代が 70 代となる令和 2 年以降に事業承継のニーズが高まるとの認識の下、当該税制も活用した円滑な事業承継の取組を進めてきた。これらの取組によって一定程度経営者の若返りが進展していることが示唆される。他方で、事業承継が必要な 70 代以上の事業者や今後事業承継が必要となる 60 代の事業者も多いことから、事業承継は引き続き喫緊の課題である。

また、生産年齢人口の減少による人材確保の困難などの労働供給制約のみならず、大幅な物価高や金利のある世界、通商環境の変化等の国内外市場における急速な環境変化、原材料やエネルギー価格、物流コストの上昇による企業収益の圧迫、サプライチェーンの不確実性など中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況である。

事業承継に係る経営者に関する論点や中小企業を取り巻く様々な課題に対処していくことが必要であるところ、事業承継を契機に課題の解決に向けた取組や「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を進める「強い中小企業」を作るためにも、引き続き円滑な事業承継を実施するための検討が必要であると考えます。

【参考】

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（令和 8 年 6 月）

1. はじめに

（略）

こうした労働供給制約のみならず、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、厳しい状況にある。具体的には、昨今の中東情勢、大幅な物価高、金利のある世界や米国による関税措置をはじめとする通商環境の変化など国内外市場における急速な環境変化も重なっているほか、原材料費やエネルギー価格、物流コストの上昇は企業収益を圧迫しており、とりわけ中小企業において、その影響は顕著である。加えて、国際的な保護主義的動向の高まりは、サプライチェーンの不確実性を増大させ、中小企業経営の安定性に新たな課題をもたらしている。

（略）

経営環境の変化を踏まえながら、自律的に変革を進めることができ、直近の収益のみならず、自社の将来の成長を見据え、設備や A X など、現状維持ではなく、攻めの成長投資を進める「強い中小企業」への変容を促すことが必要である。

4. M & A ・事業承継等による事業再編

成長志向の「強い中小企業」を作っていくためには、現状維持型の経営から挑戦型の経営への転換が必要である。

（中略）

また、事業承継については、これまでは中小企業・小規模事業者において、経営者の高齢化に伴う後継者不在の問題が経営上の課題として強く認識されてき

		たため、団塊の世代が70代となる2020年以降に事業承継のニーズが高まるとの認識の下、円滑な事業承継の推進を図ってきた。これらの取組によって一定程度経営者の若返りが進展していることが示唆されているものの、事業承継が必要な70代以上の事業者や今後事業承継が必要となる60代の事業者も多く、事業承継は引き続き喫緊の課題である。そのような中で、親族内承継や従業員承継も引き続き重要な選択肢の一つである。経営者の若返りに伴い、新規事業への進出や省力化を高める設備投資、A X・D Xの推進等による抜本的な経営改革の取組が実施されることが多いという点も踏まえると、雇用を支え、地域における活力の維持・向上といった重要な役割を担う中小企業・小規模事業者が、親族内承継も含めた事業承継を円滑に実施し、これを契機として更なる成長・発展を実現することを促進していく取組も非常に重要である。 (略)	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	7. 中小企業の発展 日本成長戦略（2026年7月21日） Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決 7. 賃上げ環境整備 （2）対応の方向性 ③講ずべき施策パッケージ i) 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略の実行 労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。 （M&A・事業承継等の事業再編の推進） 経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。 （略） くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。	7. 中小企業の発展 日本成長戦略（2026年7月21日） Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決 7. 賃上げ環境整備 （2）対応の方向性 ③講ずべき施策パッケージ i) 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略の実行 労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。 （M&A・事業承継等の事業再編の推進） 経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。 （略） くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。
		政策体系における政策目的の位置付け	政策の達成目標 相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させて、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。

		租税特別措置の適用又は延長期間	法人版事業承継税制 （一般措置）期限の定めなし。 （特例措置）令和9年末まで。 適用期間は検討中。																												
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。																												
		政策目標の達成状況	法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成30年）には、経営者の高齢化に伴う後継者不在の問題が経営上の課題として強く認識されてきたため、団塊の世代が70代となる令和2年以降に事業承継のニーズが高まるとの認識の下、当該税制も活用した円滑な事業承継の取組を進めてきた。これらの取組によって一定程度経営者の若返りが進展していることが示唆される。他方で、事業承継が必要な70代以上の事業者や今後事業承継が必要となる60代の事業者も多いことから、事業承継は引き続き喫緊の課題である。 経営者年齢の分布（中小企業） 2025年の割合 <table><tr><th>(歳)</th><th>(%)</th></tr><tr><td>15～19</td><td>0.0</td></tr><tr><td>20～24</td><td>0.0</td></tr><tr><td>25～29</td><td>0.2</td></tr><tr><td>30～34</td><td>0.8</td></tr><tr><td>35～39</td><td>2.1</td></tr><tr><td>40～44</td><td>5.1</td></tr><tr><td>45～49</td><td>9.4</td></tr><tr><td>50～54</td><td>14.7</td></tr><tr><td>55～59</td><td>15.2</td></tr><tr><td>60～64</td><td>14.9</td></tr><tr><td>65～69</td><td>12.3</td></tr><tr><td>70～74</td><td>10.4</td></tr><tr><td>75～79</td><td>9.2</td></tr><tr><td>80～</td><td>5.7</td></tr></table> 出典：2026年版中小企業白書 小規模企業白書 I-53 第1-1-45 図「中小企業における経営者年齢の分布」	(歳)	(%)	15～19	0.0	20～24	0.0	25～29	0.2	30～34	0.8	35～39	2.1	40～44	5.1	45～49	9.4	50～54	14.7	55～59	15.2	60～64	14.9	65～69	12.3	70～74	10.4	75～79	9.2
(歳)	(%)																														
15～19	0.0																														
20～24	0.0																														
25～29	0.2																														
30～34	0.8																														
35～39	2.1																														
40～44	5.1																														
45～49	9.4																														
50～54	14.7																														
55～59	15.2																														
60～64	14.9																														
65～69	12.3																														
70～74	10.4																														
75～79	9.2																														
80～	5.7																														

		法人版事業承継税制は、2018 年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、その後数年間は概ね横ばいであったが、2023 年度は特例承継計画の提出期限の延長前であったため急激な増加となった。翌 2024 年度はその反動のためか相当減少したものの最新の推移によると持ち直しの傾向。 税制活用の推移 <table><tr><th>年度</th><th>活用件数</th></tr><tr><td>2008年度</td><td>141件</td></tr><tr><td>2009年度</td><td>262件</td></tr><tr><td>2010年度</td><td>133件</td></tr><tr><td>2011年度</td><td>133件</td></tr><tr><td>2012年度</td><td>170件</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>213件</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>257件</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>480件</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>446件</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>264件</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>2767件</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>3246件</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>2793件</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>2658件</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>3049件</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5546件</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>1685件</td></tr><tr><td>2025年度</td><td>2264件</td></tr></table> ※2017 年度以前は計画認定件数、2018 年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。（2026 年 3 月末時点集計）	年度	活用件数	2008年度	141件	2009年度	262件	2010年度	133件	2011年度	133件	2012年度	170件	2013年度	213件	2014年度	257件	2015年度	480件	2016年度	446件	2017年度	264件	2018年度	2767件	2019年度	3246件	2020年度	2793件	2021年度	2658件	2022年度	3049件	2023年度	5546件	2024年度	1685件	2025年度	2264件
年度	活用件数																																							
2008年度	141件																																							
2009年度	262件																																							
2010年度	133件																																							
2011年度	133件																																							
2012年度	170件																																							
2013年度	213件																																							
2014年度	257件																																							
2015年度	480件																																							
2016年度	446件																																							
2017年度	264件																																							
2018年度	2767件																																							
2019年度	3246件																																							
2020年度	2793件																																							
2021年度	2658件																																							
2022年度	3049件																																							
2023年度	5546件																																							
2024年度	1685件																																							
2025年度	2264件																																							
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中。																																						
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制は、適用対象に対して、相続税・贈与税の申告期限から 5 年間、雇用の平均 8 割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に繋がる。																																						
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第 69 条の 4） ・ 相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第 9 条の 7）																																						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。 ・ 事業承継・M&A 支援事業（令和 7 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円の内数） ・ 事業承継総合支援事業（令和 7 年度補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 74 億円の内数、令和 8 年度当初予算 139 億円の内数）																																						

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。
		要望の措置の妥当性	平成 30 年に講じた措置により一定事業承継が進んだことは事実であるが、足元の中小企業事業者の経営者の年齢等を勘案した際には、引き続き円滑な事業承継を進めていくことが重要である。 本措置は、計画提出を求めているため早期かつ計画的な事業承継インセンティブとなることや、全国の中小企業が広く活用できる措置として税制が適当であることから円滑な事業承継を通じた強い中小企業の形成に資するものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<平成 30 年度> 特例承継計画の申請件数：2,767 件 <令和元年度> 特例承継計画の申請件数：3,246 件 <令和 2 年度> 特例承継計画の申請件数：2,793 件 <令和 3 年度> 特例承継計画の申請件数：2,658 件 <令和 4 年度> 特例承継計画の申請件数：3,049 件 <令和 5 年度> 特例承継計画の申請件数：5,546 件 <令和 6 年度> 特例承継計画の申請件数：1,685 件 <令和 7 年度> 特例承継計画の申請計画：2,264 件 ※令和 8 年 3 月末時点	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。	
	前回要望時の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	○平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設 ○平成 15 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 ○平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ ○平成 18 年度 物納手続きの改善 ○平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 ○平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱） ○平成 21 年度 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 ○平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予額の計算方法の見直し等 ○平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 ○平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等 ○平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除既定の設置 ○平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等 ○平成 30 年度：創設 事業承継税制の特例措置の創設 ○平成 31 年度：創設 個人版事業承継税制の創設 ○令和 2 年度：見直し 常時使用する従業員の定義の見直し ○令和 3 年度：見直し 後継者の役員要件の見直し 個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し ○令和 4 年度：延長 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を 1 年延長 ○令和 6 年度：延長 法人版事業承継税制の特例承継計画及び個人版事業承継税制の個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を 2 年延長 ○令和 7 年度：見直し 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件について、贈与の直前までに就任すればよい方法に見直し	

	個人版事業承継税制の事業従事要件について、贈与の直前までに従事すればよい方法に見直し ○令和8年度：延長 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を1年6月、個人版事業承継税制の個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を2年6月延長
--	---

要望内容と自己点検の関係

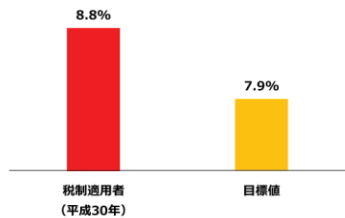
措置名：非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除等（法人版事業承継税制）

○短期アウトカムである平成 30 年の事業承継率（適用件数÷潜在活用企業数）について 8.8%と税制創設時の想定水準を超えており（令和元 - 令和 6 年についてもいずれも 10%超）、中期アウトカムである平成 30 年及び令和元年の税制適適用者のうち、96.6%が承継時の 80%以上の雇用を維持としており、それぞれ達成をしている状況。

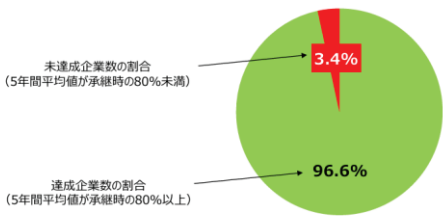
○長期アウトカムでは、平成 30 年及び令和元年の税制適用者の労働生産性は事業承継後 5 年間で 6.1%向上と目標は未達なお、令和 3 年 - 令和 7 年度の労働生産性に関する中小企業の KPI である 5 年で 5%向上、また、同期間の税制非適用者の 0.1%向上という水準と比較すれば高い。

○「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の方針を踏まえ、事業承継を契機として経営改革を実現し、生産性向上等による「稼ぐ力」の強化に向けて主体的に取り組む中小企業・小規模事業者を後押しする措置へ、抜本的に見直し・強化する。

税制措置開始1年後の税制を活用した事業承継率



承継後5年間の雇用維持状況

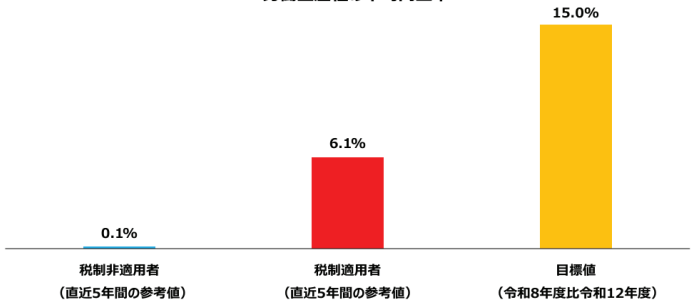


（出所）中小企業庁アンケート（平成27年度）、中小企業庁「中小企業実態基本調査」、国税庁統計年報より作成。
※ 1 措置開始1年後の税制を活用した事業承継率（適用件数÷潜在活用企業数）について、特例創設当初の目標値と税制適用者の割合を比較。
※ 2 潜在活用企業数は中小企業庁アンケート（平成27年度）等より、親族内承継を検討する中小企業数を推計し、12,106社と算定。
※ 3 目標適用件数は、措置創設時に想定していた平成30年の一般措置の認定件数と特例措置により見込まれる増加分の合計件数である954件。
※ 4 参考：後年の事業承継率は以下の通り。
令和元年：10.1%、令和2年：10.2%、令和3年：11.4%、令和4年：10.4%、令和5年：10.8%、令和6年：11.1%

（出所）中小企業庁「事業承継税制の活用事業者データ」より作成。
※ 1 平成30および令和元年に円滑化法の認定申請を受けた企業のうち、税制適用後5年間の従業員数の平均が贈与・相続の時の比8割を上回った企業の達成・未達成の状況の割合を算出。（n=89）

税制適用者と非適用者の比較分析

労働生産性の平均向上率



（出所）中小企業庁「中小企業実態基本調査」、中小企業庁「事業承継税制の活用事業者データ」より作成。
※ 1 労働生産性＝付加価値額（営業利益－支払利息等）÷人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課 / 従業員数にて算出。
※ 2 税制適用者は平成30および令和元年に贈与・相続を開始した企業のうち、年次報告書の1回目～5回目のデータの各回の労働生産性の総数について、1回目から5回目の向上率を算出。（N=89）
※ 3 税制非適用者は、特例措置の第一種贈与の認定を受けた者の売上高の第1四分位数と第3四分位数を算出し、その第1四分位数と第3四分位数の間の売上高レンジに属する企業群のうち、平成30年度から5年以内、または令和元年度から5年以内に親族内承継を実施した者について、平成30年度と令和4

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9		
要 望 の 内 容	幅広い成長志向型の企業の更なる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、企業の生産性向上投資を促す観点から、経営規模拡大設備の適用要件の柔軟化等、インセンティブの強化を行う。 各類型の活用実績や対象設備の政策効果等を踏まえ、メリハリをつけた見直しを行った上で、適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （▲85,800 百万円） （ ▲4,000 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本生産性については向上しつつあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、成長志向型の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのための成長投資ができる経営基盤を整えていく。		
	今回の要望（租税特別措置）に	合理性	7. 中小企業の発展 ○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号） （目的） 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略 3. 成長支援・生産性向上 ①成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築 デフレ脱却局面においては、成長志向型の中小企業をより多く創出していくことが重要であり、これまで進めてきた中堅企業・100 億企業の創出に加え、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのため、

			地域に有意な変化をもたらすような成長の核となる事業価値（例えば、要素技術、特色ある商品・サービス、潜在力ある経営者・技術者、地域の中核であること、地域課題解決に資する価値を有することなど）の確立を前提に、①売上規模を拡大し例えば売上高10億円を目指す成長志向の中小企業や②高収益型を目指す成長志向の中小企業を創出するべく、経営者が経営改革に本気で取り組み、メインバンクも本気で伴走支援を実施する中小企業を選定し、政策支援を集中投下する。まずは経営課題に対応し、経営管理能力の高度化と経営改革を通じて、大胆な成長投資ができる経営基盤を整えていく。
		政 策 の 達成目標	我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の労働生産性を5年間で15%向上させる。（中小企業庁 KPI）
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	中小企業の労働生産性を、令和9年度からの2年間で6%向上させる。（中小企業庁 KPI）
		政策目標の達成状況	税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で6.6%向上している状況。なお、第44回中小企業政策審議会（令和6年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。 他方で、中小企業者等の設備投資状況等は好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、更なる後押しが必要な状況。また、金利のある経済等への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。

		資本装備率の達成状況 (短期アウトカム) 23.0% 23.0% 税制適用者 (2カ年平均) 目標値 (1年間) 労働生産性の達成状況 (中期・長期アウトカム) 4.8% 9.0% 15.0% 税制適用者 (2カ年平均) 中期アウトカム目標値 (R8年度～R10年度 (3年間)) 長期アウトカム目標値 (R8年度～R12年度 (5年間)) 中小企業の労働生産性の推移 6.0 5.8 5.6 5.4 5.2 5.0 4.8 5.27 5.33 5.42 5.56 5.56 5.62 5.45 5.34 5.20 5.27 5.43 5.55 5.86 2012年度 2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 2024年度 (出典) 財務省「法人企業統計」より作成。 ※中小企業=資本金1億円未満として集計 ※付加価値÷期中平均従業員数 <tr><td rowspan="2">有効性</td><td>要望の措置の適用見込み</td><td> (適用期間内における適用件数見込み) 令和9年度 20,744 件 令和10年度 20,806 件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計 </td></tr> <tr><td>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</td><td> 現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 </td></tr>	有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和9年度 20,744 件 令和10年度 20,806 件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和9年度 20,744 件 令和10年度 20,806 件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計					
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。					

			中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本生産性を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、令和7年度から2年間で3.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に関連する事項	租税特別措置の適用実績		【適用件数】 令和4年度：22,569件 令和5年度：21,178件 令和6年度：20,558件 【減収額】 令和4年度：892億円 令和5年度：857億円 令和6年度：858億円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の5 適用件数：特別償却 12,891件 税額控除 7,667件 適用額：特別償却 4,792億円 税額控除 138億円 ※令和6年度の適用状況

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和8年4月10日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、本税制の政策効果等としては、「同程度の設備投資を実施した中小企業の、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均での資本生産性の伸び率を算出し、税制適用者と非適用者を比較すると、税制適用者は1.8%向上していたのに対し、非適用者は0.7%に留まった。税制適用者の資本生産性は、非適用者よりも高くなっており、一定効果があった。」と評価している。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和9年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf
	前回要望時の達成目標	労働生産性を2020年度比で5%向上
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	第44回中小企業政策審議会（令和6年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上しており、前回要望時点の達成目標については、達成することが見込まれている。 今般新たに設定した中小企業庁 KPI として、中小企業の労働生産性を令和8年度から5年間で15%向上させることを目標に設定しているため、引き続き設備投資の更なる促進が必要となってくる。

		(万円) (2020年度比、%) 資料：財務省「法人企業統計」を基に作成。
これまでの 要望経緯	平成 26 年度 平成 29 年度 令和元年度 令和 2 年度 令和 3 年度 令和 5 年度 令和 7 年度	中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和 3 年 3 月末まで） 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長（適用期間は令和 5 年 3 月末まで） 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外 2 年間の延長（令和 9 年 3 月末までの適用期限の延長）、100 億企業を目指す中小企業に対する拡充措置の創設、C 類型の廃止

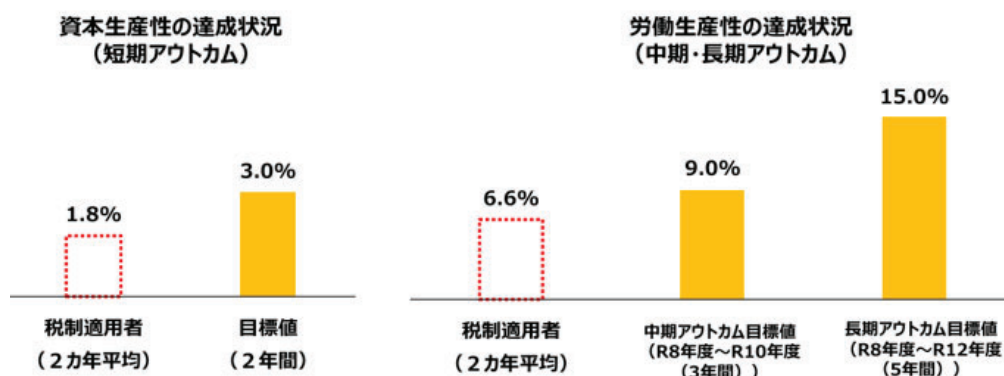
要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等

○自己点検の結果、中小企業経営強化税制の短期アウトカムである「資本生産性」については、令和7年度から2年間での目標値3.0%に対し、令和4年度及び令和5年度の2か年平均での実績は1.8%向上と未達であったものの、税制適用者の資本生産性向上率は非適用者（0.7%向上）を大きく上回っており、本税制による設備投資促進を通じた生産性向上効果が確認された。

また、中期・長期アウトカムである労働生産性についても、税制適用者では、令和4年度及び令和5年度の2か年平均で6.6%向上しており、中小企業全体の生産性向上に一定の寄与をしていることが認められた一方、政府目標である令和8年度から「3年間で9%向上」、「5年間で15%向上」の達成に向けては、依然として生産性向上を後押しする取組が必要な状況である。

このため、今回の要望では、単純な延長ではなく、限られた政策資源をより効果の高い設備投資へ重点化する観点から制度の見直しを行い、生産性向上効果が高い設備への後押しを維持・強化することとしている。自己点検において確認された「税制適用者の方が非適用者よりも高い生産性向上を実現している」という政策効果を踏まえつつ、政府全体の生産性向上目標の達成に向けて制度の実効性を一層高める内容として要望に反映した。



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

※1 資本生産性 = 付加価値額 / 有形固定資産

※2 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 支払利息等 + 賃借費 + 租税公課

※3 労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数

※4 資本生産性の向上率は、令和5年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和4年度の向上率を算出して、その2か年平均としている。(令和5年度: N=217, 令和4年度: N=256)

※5 労働生産性の向上率は※4の資本生産性の向上率と同様の方法で算出している。(令和5年度: N=216, 令和4年度: N=255)

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3		
要 望 の 内 容	政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （▲57,600 百万円） （ ー 一百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本装備率及び資本生産性については、足元で上昇傾向が見られるものの、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。 このため、こうした上昇傾向を維持するだけでなく、更なる成長につなげていくためにも、特別償却等の税制上の強力な措置を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	7. 中小企業の発展 ○労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略 3. 成長支援・生産性向上 ①成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築 デフレ脱却局面においては、成長志向型の中小企業をより多く創出していくことが重要であり、これまで進めてきた中堅企業・100億企業の創出に加え、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのため、地域に有意な変化をもたらすような成長の核となる事業価値（例えば、要素技術、特色ある商品・サービス、潜在力ある経営者・技術者、地域の中核であること、地域課題解決に資する価値を有することなど）の確立を前提に、①売上規模を拡大し例えば売上高10億円を目指す成長志向の中小企業や②高収益型を目指す成長志向の中小企業を創出するべく、経営者が経営改革に本気で取り組み、メインバンクも本気で伴走支援を実施する中小企業を選定し、政策支援を集中投下する。まずは経営課題に対応し、経営管理能力の高度化と経営改革を通じて、大胆な成長投資ができる経営基盤を整えていく。
		政策の達成目標	中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の労働生産性を、令和8年度から5年間で15%向上させる。（中小企業庁KPI）

		租税特別措置の適用又は延長期間 令和9年度4月1日～令和11年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標 中小企業の労働生産性を、令和9年度からの2年間で6%向上させる。 （中小企業 KPI を2年換算した数値） 税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で6.6%向上している状況。なお、第44回中小企業政策審議会（令和6年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。 他方で、中小企業者等の設備投資状況等は、回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、更なる後押しが必要な状況。また、金利のある経済や中東情勢の緊迫化等への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となっている。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促し、中小企業の労働生産性を向上させ、中小企業の稼ぐ力を強化し、労働生産性を令和8年度から5年間で15%向上させるためにも、引き続き措置が必要。
	政策目標の達成状況	資本装備率の達成状況 （短期アウトカム） 23.0% 23.0% 税制適用者 （2カ年平均） 目標値 （1年間） 労働生産性の達成状況 （中期・長期アウトカム） 4.8% 9.0% 15.0% 税制適用者 （2カ年平均） 中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度 （3年間）） 長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度 （5年間）） 中小企業の労働生産性の推移 （出典）財務省「法人企業統計」より作成。 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※付加価値÷期中平均従業員数

	有効性	要望の措置の適用見込み	適用期間内における適用件数見込み) 令和9年度 54,970件 令和10年度 55,135件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本装備率を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、税制適用を受けた令和7年度、令和8年度のいずれかの年度単年で51.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。

租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和4年度：50,593件 令和5年度：52,033件 令和6年度：54,478件 【減収額】 令和4年度：463億円 令和5年度：515億円 令和6年度：566億円
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11 適用件数：特別償却 20,696件 税額控除 33,782件 適用額：特別償却 1,987億円 税額控除 239億円 ※令和6年度の適用状況
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和8年4月10日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、同程度の設備投資を実施した企業群を比較すると、税制適用企業の資本装備率向上率は23.0%であり、非適用企業の10.1%を大きく上回っており、本措置が設備投資を後押しする直接的な効果が確認されている。さらに、税制適用企業の労働生産性は2カ年平均で4.8%向上しており、生産性向上にも一定の成果が認められ、本措置が資本装備率及び労働生産性の向上に寄与することが確認されている。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和9年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf
前回要望時の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。

		③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5 ポイント程度の水準を維持する。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	① 設備投資対キャッシュフロー比率：約 50%（精査中） ② 設備投資実施企業割合の向上：約 35% ③ 生産・営業用設備 DI：▲5 ポイント程度 ②設備投資実施企業割合及び③生産・営業用設備 DI は好転の 兆しもあり、前回要望時の目標を達成しているが、人手不足 や、中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・価格転嫁が重荷にな り、①設備投資対キャッシュフロー比率については、未だ、持 ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済等の対 応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重 要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業 展開等を促すためには、引き続き措置が必要。
これまでの 要 望 経 緯	平成 10 年度	「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置と して創設
	平成 11 年度	1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動 車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上）
	平成 12 年度	1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の 延長）
	平成 13 年度	10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の 延長）
	平成 14 年度	2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の 延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引 き下げ
	平成 16 年度	2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の 延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引 き上げ
	平成 18 年度	2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の 延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品 の見直し（デジタル複合機の追加）
	平成 20 年度	2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の 延長）
	平成 22 年度	2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の 延長）
	平成 24 年度	2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の 延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は 測定機器、測定工具及び検査工具の追加）
	平成 26 年度	3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の 延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の 拡充）
	平成 29 年度	上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長 （平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長）
	令和元年度	2 年間の延長 （令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）
	令和 3 年度	2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延 長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事 業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契 約等の目的である事業の用に供するものを除外。
	令和 5 年度	2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延 長）、対象資産からコインランドリー業（主要な 事業であるものを除く）の用に供する機械装置で その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの を除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内 航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する

	装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。 令和 7 年度 2 年間の延長
--	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等

○自己点検の結果、短期アウトカムについては、今般新たに設定した目標値（令和7年度または令和8年度のいずれかの1年間で資本装備率23.0%向上）を策定しており、税制適用者の2カ年平均（令和4年度及び令和5年度）で単年23.0%向上している状況。税制非適用者（10.1%向上）を上回っていることから、本措置により、中小企業の設備投資を促進し、生産性向上に資する設備導入を後押しする効果が見込まれる。

一方で、中期・長期アウトカムである労働生産性については、令和8年度以降を目標値として策定しており、引き続き効果検証を実施する必要がある。（中期アウトカムとして、令和8年度から3年間で労働生産性9.0%向上を策定。長期アウトカムとして、令和8年度から5年間で労働生産性15.0%向上を策定。）

なお、税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で4.8%向上している状況であり、第44回中小企業政策審議会（令和6年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。

こうした自己点検結果を踏まえ、中小企業のさらなる設備投資の促進や財務基盤を支えるための中小企業投資促進税制について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

（注）自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課）

項目名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長		
税目	法人税		
要望の内容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。		
	【特例措置の内容】 投資税額控除 ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合（機械・装置の取得価額の 15%、建物・附属設備・構築物の取得価額の 8%）を法人税額から控除。 ・法人税額の 20%限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設（各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定） ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設（宿泊施設に附属する温泉保養施設を含む）、④集会施設（宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む）、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。		
	＜内閣府及び国土交通省との共同要望＞		
	【関係条文】 沖縄振興特別措置法第 8 条 租税特別措置法第 42 条の 9 租税特別措置法施行令第 27 条の 9 租税特別措置法施行規則第 20 条の 4		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (▲ 0 百万円) (- 百万円)

新設・拡充又は延長を必	(1) 政策目的 観光関連施設への設備投資を促し、観光産業の高付加価値化を通じて、観光収入向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は依然全国最下位となっている。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、観光産業は、沖縄の優位性を発揮できる重要産業であり、観光産業の振興を図ることは沖縄振興策として極めて重要である。 そこで、県内外企業の観光関連施設への投資意欲を高め、観光関連施設の高付加価値化を図ることで、観光収入を更に伸ばし、もって一人当たり県民所得の向上につなげるため、本特例措置を講ずる。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策（施策）】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置の活用により、設備投資を促し、特定民間観光関連施設(※)の高付加価値化が図られることによって、観光収入の増加へとつなげる。 (※)本特例措置の対象施設となる観光関連施設 ○ 達成目標 ・観光収入 令和11年度観光収入：1兆3,328億円 ・本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 令和11年度：8億206万円 ・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 令和11年度：30億3,811万円 (算出方法) 令和5年度の一人当たり県民所得（231万5千円）（実績）と「令和13年度に一人当たり県民所得 291 万円」という値を基に、令和11年度に必要な一人当たり県民所得を 276 万 1 千円と推計（必要な年平均増加額：7.4万円）。 令和11年度に一人当たり県民所得 276 万 1 千円を達成するために必要な令和11年度の観光収入の目標を 1兆3,328億円と設定。 これを基に、令和11年度の観光収入の目標額を達成するために必要な本特例措置を活用したことによる令和11年度の本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額を 8 億 206 万円と設定。 以上により、令和11年度の本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額の目標を達成するために必要な令和11年度の投資額の目標を 30 億 3,811 万円と設定。 ○ 測定指標 ・観光収入額 ・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額 ・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 ○ 達成目標の変更理由 従前の達成目標は、①特定民間観光関連施設への累計投資額及び②民間観光関連施設数を設定していた。

		今回要望では、令和４年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて、更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として「一人当たり県民所得」を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。 (参考) ・従前の達成目標：①特定民間観光関連施設への設備投資累計額 ②特定民間観光関連施設数														
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和９年４月１日から令和12年３月31日）														
	同上の期間中の達成目標	○ 達成目標 ・観光収入														
		<table><tr><td></td><td>令和９年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>観光収入</td><td>1兆1,606億円</td><td>1兆2,453億円</td><td>1兆3,328億円</td></tr></table>		令和９年度	令和10年度	令和11年度	観光収入	1兆1,606億円	1兆2,453億円	1兆3,328億円						
		令和９年度	令和10年度	令和11年度												
観光収入		1兆1,606億円	1兆2,453億円	1兆3,328億円												
		・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額														
	<table><tr><td></td><td>令和９年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>付加価値額増加額</td><td>7億4,966万円</td><td>7億7,586万円</td><td>8億206万円</td></tr></table>		令和９年度	令和10年度	令和11年度	付加価値額増加額	7億4,966万円	7億7,586万円	8億206万円							
	令和９年度	令和10年度	令和11年度													
付加価値額増加額	7億4,966万円	7億7,586万円	8億206万円													
	・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額															
	<table><tr><td></td><td>令和９年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>設備投資額</td><td>28億3,963万円</td><td>29億3,888万円</td><td>30億3,811万円</td></tr></table>		令和９年度	令和10年度	令和11年度	設備投資額	28億3,963万円	29億3,888万円	30億3,811万円							
	令和９年度	令和10年度	令和11年度													
設備投資額	28億3,963万円	29億3,888万円	30億3,811万円													
	政策目標の達成状況	○過去の達成状況														
		・観光収入														
		<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>観光収入</td><td>2,485億円</td><td>2,924億円</td><td>7,013億円</td><td>8,507億円</td><td>9,821億円</td><td>1兆747億円</td></tr></table> 【沖縄県調査】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	観光収入	2,485億円	2,924億円	7,013億円	8,507億円	9,821億円	1兆747億円
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度									
観光収入		2,485億円	2,924億円	7,013億円	8,507億円	9,821億円	1兆747億円									
	・本特例措置活用事業者の付加価値増加額															
	<table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>付加価値増加額</td><td>0円</td><td>844万円</td><td>4,980万円</td><td>—</td></tr></table> ※令和7年度の数値は未確定 【主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づく】		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	付加価値増加額	0円	844万円	4,980万円	—					
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度												
付加価値増加額	0円	844万円	4,980万円	—												
	・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額															
	<table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>設備投資額</td><td>0円</td><td>8億3,192万円</td><td>1億680万円</td><td>518億6,276万円</td></tr></table> 【主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づく】		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	設備投資額	0円	8億3,192万円	1億680万円	518億6,276万円					
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度												
設備投資額	0円	8億3,192万円	1億680万円	518億6,276万円												

	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度以降、平年度で約31億円の設備投資、約8億円の付加価値額の増加が見込まれる。 ※①設備投資額の令和6年度及び令和7年度実績の平均値と②付加価値額増加額の令和6年度実績及び令和7年度の見込みの平均値を基に、令和9年度以降も令和7年度の適用件数見込み（11件）が継続するものと仮定して算出 【令和6年度及び7年度の主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づき推計】※令和7年度の例外的な大規模投資案件の設備投資額及び付加価値増加額は計算から除外。																			
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○ 今後の達成見込み ・ 本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 <table><tr><td></td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>設備投資額</td><td>約31億円</td><td>約31億円</td><td>約31億円</td></tr></table> ・ 本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額 <table><tr><td></td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>付加価値額増加額</td><td>8億2,652万円</td><td>8億2,652万円</td><td>8億2,652万円</td></tr></table>							令和9年度	令和10年度	令和11年度	設備投資額	約31億円	約31億円	約31億円		令和9年度	令和10年度	令和11年度	付加価値額増加額	8億2,652万円
	令和9年度	令和10年度	令和11年度																			
設備投資額	約31億円	約31億円	約31億円																			
	令和9年度	令和10年度	令和11年度																			
付加価値額増加額	8億2,652万円	8億2,652万円	8億2,652万円																			
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置																			
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—																			
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																			
		要望の措置の妥当性	政策目的である「一人当たり県民所得の向上」を図るため、観光関連施設への設備投資を促し、観光産業の高付加価値化を目指すことを目標としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進し、産業（観光施設）の高付加価値化を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る特例措置が的確な手段である。 また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。																			
借税でこの別租ま		租税特別措置の適用実績	○過去3年間の適用実績 (単位：件、百万円) <table><tr><td></td><td colspan="2">令和5年度</td><td colspan="2">令和6年度</td><td colspan="2">令和7年度</td></tr><tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td></tr></table>							令和5年度		令和6年度		令和7年度			件数	金額	件数	金額	件数	金額
	令和5年度		令和6年度		令和7年度																	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																

		<table><tr><td>投資税額控除</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>13</td><td>11</td><td>4,149</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】 ※令和7年度の件数及び金額は主務大臣確認時の申請書情報に基づく推計 (設備投資額に一律8%の税額控除で計算)	投資税額控除	0	0	2	13	11	4,149														
投資税額控除	0	0	2	13	11	4,149																	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○令和4年度～6年度の適用実態調査結果 (適用件数、適用額) (単位：件、百万円) <table><tr><td></td><td colspan="2">令和4年度</td><td colspan="2">令和5年度</td><td colspan="2">令和6年度</td></tr><tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>2</td><td>18</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>13</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】		令和4年度		令和5年度		令和6年度			件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	2	18	0	0	2	13
	令和4年度		令和5年度		令和6年度																		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																	
投資税額控除	2	18	0	0	2	13																	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	令和7年度から令和8年度までの間に本特例措置を活用した特定民間観光関連施設の設備累計投資額は約524億円(※1)と目標を達成し、加えて令和8年度の特定民間観光関連施設数も309施設(※2)と目標を達成しており、本特例措置を通じて魅力ある観光関連施設の整備を促進し、国内外からの観光客来訪の促進に資する観光地の形成に繋がった。 (※1) ①令和7年度 ・適用件数：10件 ・適用事業者による設備投資累計額：<u>518億62百万円</u> ②令和8年度(令和8年6月12日時点実績) ・適用件数：2件 ・適用事業者による設備累計投資額：<u>5億32百万円</u> <u>①+②=523億94百万円</u> 【沖縄県調査及び主務大臣確認時の申請書情報を基に算出】 (※2) (民間観光関連施設の考え方) 観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設(特定民間観光関連施設と宿泊施設)の設置数とする。 ①特定民間観光関連施設数(令和8年6月12日時点実績)：<u>42施設</u> ※25(H24～R5の適用施設)+3(R6)+10(R7)+4(R8現在)=42 ②宿泊施設(令和6年12月時点実績)：<u>267施設</u> <u>①+②=309施設</u> 【沖縄県調査を基に算出】																					
	前回要望時の達成目標	○ 特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 ・ 令和7年度から令和8年度までの間の特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円 <算出方法> 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146百万円 年平均設備投資額=17,146百万円÷11年=1,559百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く 1,559百万円×2年(R7・R8)=31億18百万円 【沖縄県調査を基に算出】 ○ 民間観光関連施設の設置数 ・ 令和8年度民間観光関連施設数：304施設 <算出方法>																					

		特定民間観光関連施設については、令和6年度以降に4施設/年の適用を目標とする。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの11施設/年の新設を目標とする。 R5 R8 施設数 259施設 ⇒ 304施設 (+45施設) 【沖縄県調査を基に算出】
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○ 従前の達成目標の実現状況 設定した目標について上記のとおり達成している。
これまでの要望経緯	平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度 2年間延長 令和3年度 1年間延長 令和4年度 3年間延長（県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し） 令和7年度 2年間延長（対象施設（国際健康管理・増進施設）の一部除外、適用期間の見直し）	

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに観光収入額、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナ禍の影響で落ち込んでいた観光産業は回復傾向にはあったものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、観光産業の高付加価値化を通じて観光収入向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課）

項 目 名		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。		
	【延長する課税の特例】 （1）～（3）は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ） （1）投資税額控除（法人税） ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した認定事業者である青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるものの 8% ・機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% イ 法人税額の 20%限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円 ウ 対象となる建物附属設備等は、建物と同時に取得したものに限られる （2）特別償却（法人税、所得税） ア 1,000 万円を超える建物等 25%、100 万円を超える機械及び装置 50% イ 取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 （3）所得控除 ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、認定法人の認定特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（認定法人で法人設立後 10 年間） 【関係条文】 ・沖縄振興特別措置法 第 50 条 ・租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則 第 5 条の 13、第 20 条の 16、第 21 条の 17 の 3 〈内閣府と共同要望〉		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ ▲200 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充する理由は延長	(1) 政策目的 国際物流拠点関連産業の更なる集積と設備投資を促しながら域外搬出額を増加させ、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。		
	(2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、沖縄は企業の立地には多額な初期投資や割高な物流コスト、サプライチェーンの構築など、安定的な経営を確立するための課題が多い一方で、アジアに近いという強みがあり、国際物流拠点関連産業の更なる集積と設備投資を促しながら域外搬出額を増加させる必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策（施策）】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる。 ○達成目標 ・ 国際物流拠点関連産業の域外搬出額 令和 11 年度：1,178 億円 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：18 億円 ・ 国際物流拠点関連産業の新規立地企業数 令和 11 年度：30 社 （算出方法） 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と令和 13 年度に 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（7 万 4 千円）から、令和 11 年度の一人当たり県民所得 276 万円 1 千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の国際物流拠点関連産業の域外搬出額の目標を 1,178 億円と設定。 これを基に令和 11 年度の国際物流拠点関連産業の域外搬出額を達成するために必要な目標投資額を 18 億円と設定。 令和 13 年度の国際物流拠点の集積を 300 社としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 ○測定指標 ・ 国際物流拠点関連産業の域外搬出額 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 ・ 国際物流拠点関連産業の新規立地企業数

		○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業の数を設定していた。 今回の要望では、令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。																		
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和12年3月31日までの3年間																		
	同上の期間中の達成目標	○国際物流拠点関連産業の域外搬出額 <table> <tr> <th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> <tr> <td>1,178億円</td><td>1,211億円</td><td>1,245億円</td></tr> </table> ○本特例措置活用事業者の設備投資額 <table> <tr> <th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> <tr> <td>18億円</td><td>18億円</td><td>18億円</td></tr> </table> ○国際物流拠点関連産業の新規立地企業数 <table> <tr> <th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> <tr> <td>30社</td><td>30社</td><td>30社</td></tr> </table>	令和9年度	令和10年度	令和11年度	1,178億円	1,211億円	1,245億円	令和9年度	令和10年度	令和11年度	18億円	18億円	18億円	令和9年度	令和10年度	令和11年度	30社	30社	30社
令和9年度	令和10年度	令和11年度																		
1,178億円	1,211億円	1,245億円																		
令和9年度	令和10年度	令和11年度																		
18億円	18億円	18億円																		
令和9年度	令和10年度	令和11年度																		
30社	30社	30社																		
	政策目標の達成状況	○過去の達成状況 - 国際物流拠点関連産業の域外搬出額 <table> <tr> <th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> <tr> <td>981億円</td><td>1,043億円</td><td>1,075億円</td></tr> </table> - 本特例措置活用事業者の設備投資額 <table> <tr> <th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> <tr> <td>1億円</td><td>21億円</td><td>39億円</td></tr> </table> - 国際物流拠点関連産業の新規立地企業数 <table> <tr> <th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> <tr> <td>28社</td><td>8社</td><td>▲13社</td></tr> </table> ※国際物流拠点関連産業の対象地域内において、新規に立地した企業に加えて撤退した企業も含まれているため令和6年度がマイナスとなっている。	令和4年度	令和5年度	令和6年度	981億円	1,043億円	1,075億円	令和4年度	令和5年度	令和6年度	1億円	21億円	39億円	令和4年度	令和5年度	令和6年度	28社	8社	▲13社
令和4年度	令和5年度	令和6年度																		
981億円	1,043億円	1,075億円																		
令和4年度	令和5年度	令和6年度																		
1億円	21億円	39億円																		
令和4年度	令和5年度	令和6年度																		
28社	8社	▲13社																		
有	要望の																			

		措 置 の 適用見込み	今後、平年度で所得控除 1 件（74 百万円）、特別償却 3 件（148 百万円）、投資税額控除 21 件（208 百万円）の適用を見込む。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる効果がある。 なお、国際物流拠点関連産業の設備投資や企業の新規立地により、国際物流拠点関連産業の域外搬出額は令和 4 年度から令和 6 年度において 94 億円増加した。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	○事業所税の資産割の課税標準の特例 ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ○貿易手続きの簡素化及び下記の措置 ・国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 ・関税の課税物件の確定に関する特例措置（保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。）
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—
		要望の措置 の妥当性	国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該集積地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。 また、本特例措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に限り本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、本制度には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、本特例措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。 ○適用実績が僅少な理由 (1) 所得控除 所得控除については、対象業種が 5 業種に限定されていることから適用できる企業は少ない。 しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。 (2) 特別償却 特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。 本特例措置の過去の適用件数は、投資税額控除の適用件数に比し少なくなっている。これは、直接的な税負担軽減効果のあ

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

			る投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことが可能である。 よって、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。															
	租税特別措置の適用実績	(過去3年間の適用実績)																
		(単位：件、百万円)																
		項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度												
		所得控除	適用件数	2	1	0												
			減収額	46	11	0												
		投資税額控除	適用件数	11	7	9												
			減収額	318	196	362												
		特別償却	適用件数	4	1	0												
			減収額	27	1	0												
		※令和5年度～6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における実績、令和7年度は沖縄県調査に基づいて算出。																
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	(過去3年間の適用実績)																
		(単位：件、百万円)																
		項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度												
		所得控除	適用件数	3	2	1												
			適用額	173	197	48												
		投資税額控除	適用件数	12	11	7												
			適用額	52	318	196												
		特別償却	適用件数	2	4	1												
			適用額	16	117	5												
		※根拠条文：42の9、45、60																
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる効果がある。 令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計61億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値増加分は約12億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。																
	前回要望時の達成目標	令和8年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を10社とする。																
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和4年度から令和7年度に立地した企業で本特例措置を活用した企業数は14社となっており、目標は達成されている。 <table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>合計</td></tr><tr><td>企業数(社)</td><td>2</td><td>7</td><td>3</td><td>2</td><td>14</td></tr></table>						令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	企業数(社)	2	7	3	2	14
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計													
企業数(社)	2	7	3	2	14													

これまでの 要望経緯	平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成 14 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 19 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 24 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成 26 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） 平成 29 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和元年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和 3 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和 4 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象地域の追加等） ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和 7 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充・縮減（対象地域の追加等）
-----------------------	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに国際物流拠点関連産業の域外搬出額、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、事業者が設備投資や沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、設備投資による国際物流拠点関連産業の高付加価値化及び事業規模の拡大並びに新規立地企業の増加により、国際物流拠点関連産業の域外搬出額向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課）

項 目 名		沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、措置の内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。		
	【拡充要望】 対象事業を見直した上で、情報通信産業振興地域を県内全域へ拡大		
	【延長する課税の特例】		
	(情報通信産業振興地域) ア 投資税額控除（法人税） ・対象地域内において情報通信業務用設備を新設又は増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 (7) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8 % (i) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの 15 % ・法人税額の 20 % が上限額（繰越 4 年）、取得価額の上限額 20 億円 ・建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定		
	(情報通信産業特別地区) イ 所得控除（法人税）（※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度） ・情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40 % に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後 10 年間）		
	【関係条文】 ・沖縄振興特別措置法 第 31 条 ・租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条 ・租税特別措置法施行令 第 27 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 3		
	〈内閣府及び総務省と共同要望〉		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		▲38 百万円 (▲100 百万円) (－ 百万円)

新 を 設 必 要 と す る 理 由 延 長	(1) 政策目的 情報通信産業の更なる集積と設備投資を促しながら、情報通信産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、情報通信産業は、本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光産業に次ぐリーディング産業として成長が期待される分野である。情報通信産業の更なる集積と設備投資を促しながら当該産業の売上高を増加させる必要がある。		
今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	【政策（施策）】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政 策 の 達 成 目 標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、情報通信関連作業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、情報通信産業の高度化を通じて当該産業の売上増加へとつなげる。 ○達成目標 ・ 情報通信産業の売上高 令和 11 年度：5,342 億円 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：3 億円 ・ 情報通信産業の新規立地企業数 令和 11 年度：30 社 （算出方法） 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と令和 13 年度に一人当たり県民所得 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4 万円）から、令和 11 年度に必要な一人当たり県民所得 276 万 1 千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の情報通信産業の売上高の目標を 5,342 億円と設定。 これを元に令和 11 年度の情報通信産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を 3 億円と設定。 令和 13 年度の情報通信関連企業の集積を 300 社としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 ○測定指標 ・ 情報通信産業の売上高 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 ・ 情報通信産業の新規立地企業数 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業の数及び本特例措置を活用した企業の労働生産性上昇率を設定していた。

			今回要望では、令和４年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。	
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間		
	同上の期間中の達成目標	○情報通信産業の売上高		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		5, 054 億円	5, 198 億円	5, 342 億円
		○本特例措置活用事業者の設備投資額		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		3 億円	3 億円	3 億円
	政策目標の達成状況	○情報通信産業の新規立地企業数		
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		30 社	30 社	30 社
		○過去の達成状況		
		・ 情報通信産業の売上高		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		4, 031 億円	4, 464 億円	4, 794 億円
		・ 本特例措置活用事業者の設備投資額		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		2 億円	39 億円	13 億円
		・ 情報通信産業の新規立地企業数		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		35 社	4 社	—
		※令和 6 年度についてはデータなし。		
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除 4 件（22 百万円）、投資税額控除 14 件（463 百万円）の適用を見込む。		
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 なお、情報通信産業の売上高は令和 4 年度から令和 6 年度において 763 億円増加した。		

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 事業所税の資産割の課税標準の特例 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置																									
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—																									
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																									
		要望の措置の妥当性	事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、情報通信産業振興地域・特別地区への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。 また、当該措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に限り本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、当該措置には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、当該措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。 税制を活用した新規立地企業の適用実績が少ない理由として、新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件（情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている。）が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている。																									
これまで の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	（過去3年間の適用実績） （単位：件、百万円） <table><thead><tr><th colspan="2">項目</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">所得控除</td><td>適用件数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>減収額</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>6</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>減収額</td><td>330</td><td>119</td><td>234</td></tr></tbody></table> ※令和5年度～6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における実績、令和7年度は沖縄県調査に基づいて算出。				項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	所得控除	適用件数	1	1	1	減収額	1	2	2	投資税額控除	適用件数	6	5	6	減収額	330	119	234
		項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度																						
所得控除	適用件数	1	1	1																								
	減収額	1	2	2																								
投資税額控除	適用件数	6	5	6																								
	減収額	330	119	234																								
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	（過去3年間の適用実績） （単位：件、百万円） <table><thead><tr><th colspan="2">項目</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">所得控除</td><td>適用件数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>適用額</td><td>2</td><td>4</td><td>8</td></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>8</td><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>適用額</td><td>104</td><td>330</td><td>119</td></tr></tbody></table> ※根拠条文：42の9、60				項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	所得控除	適用件数	1	1	1	適用額	2	4	8	投資税額控除	適用件数	8	6	5	適用額	104	330	119
項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度																								
所得控除	適用件数	1	1	1																								
	適用額	2	4	8																								
投資税額控除	適用件数	8	6	5																								
	適用額	104	330	119																								

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置の活用により、情報通信関連企業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、情報通信産業の高度化を通じて当該産業の売上増加へとつなげる。 また、更なる情報通信関連企業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光など他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。 令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計54億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値額増加分は約14億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。
	前回要望時の達成目標	・本制度を活用した新規立地企業の数 2社以上／年 ・本制度を活用した企業の労働生産性上昇率を平年間で1.2%以上向上
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時に設定した測定指標について、本特例措置を活用した新規立地企業数については目標を満たせなかった。 本特例措置を活用した企業の労働生産性上昇率は、令和5年度は未達であったが、令和6年度は達成していた。 新規立地企業数及び令和5年度の労働生産性上昇率について目標を満たせなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、企業が沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じたことが要因の一つと考えられる。
これまでの要望経緯		平成10年 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年 ・5年間延長 平成19年 ・情報通信産業特別地区の創設 平成24年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充（常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和） 平成26年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成29年 ・2年間延長 平成31年 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長 令和4年度 ・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和7年度 ・2年間延長（パッケージソフトウェア業を廃止）

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに情報通信産業の売上高、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、事業者が設備投資や沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に務めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、設備投資による情報通信産業の高付加価値化及び事業規模の拡大並びに新規立地企業の増加により、情報通信産業の売上高向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。

（経済産業省）

項 目 名	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【延長する課税の特例】 (1)～(2)は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ） (1) 投資税額控除（法人税） - 産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：15% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8% ・控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円 (2) 特別償却（法人税、所得税） - 産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、特別償却できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：34% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20% ・取得価額上限は各事業年度当たり合計 20 億円 【関係条文】 ・沖縄振興特別措置法 第 36 条 ・租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9 ・租税特別措置法施行規則 第 5 条の 13、第 20 条の 4、第 20 条の 16 〈内閣府と共同要望〉		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		— 百万円 （ ▲300 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必	(1) 政策目的 設備投資を通じて、製品開発力、生産技術の向上やDXへの取組等を進め、産業イノベーション関連産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、沖縄県の産業構造に占める製造業の構成比は4.0%（令和4年度）で、全国平均19.8%と比較して大きく下回っている。また、製造業の高度化が進んでいないことが、市場競争力や域内自給率の低さの一因となっている。こうした状況を踏まえ、沖縄県の持続的な経済成長と所得向上を実現するため、産業高度化等を進め、産業間の連携による生産性向上や域内経済循環、域内自給を促進する必要がある。				
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 808 552 1010"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="552 808 1503 1010"> 【政策（施策）】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 </td></tr> <tr> <td data-bbox="336 1010 552 2119"> 合理性 政策の達成目標 </td><td data-bbox="552 1010 1503 2119"> 租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、設備投資を促し、産業イノベーション関連産業の高度化が図られることにより、売上向上を図る。 ○達成目標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 令和11年度：5兆2,441億円 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和11年度：117億円 （算出方法） 令和5年度の一人当たり県民所得（231万5千円）（実績）と令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4万円）から、令和11年度の一人当たり県民所得276万1千円を推計。 令和11年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和11年度の産業イノベーション関連産業の売上高の目標を5兆2,441億円と設定。 令和11年度の産業イノベーション関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を117億円と設定。 ○測定指標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した事業者の粗付加価値の増加のみを設定していた。 今回要望では、令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果検証をするため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目的を変更した。 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	【政策（施策）】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展	合理性 政策の達成目標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、設備投資を促し、産業イノベーション関連産業の高度化が図られることにより、売上向上を図る。 ○達成目標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 令和11年度：5兆2,441億円 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和11年度：117億円 （算出方法） 令和5年度の一人当たり県民所得（231万5千円）（実績）と令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4万円）から、令和11年度の一人当たり県民所得276万1千円を推計。 令和11年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和11年度の産業イノベーション関連産業の売上高の目標を5兆2,441億円と設定。 令和11年度の産業イノベーション関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を117億円と設定。 ○測定指標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した事業者の粗付加価値の増加のみを設定していた。 今回要望では、令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果検証をするため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目的を変更した。
政策体系における政策目的の位置付け	【政策（施策）】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展				
合理性 政策の達成目標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、設備投資を促し、産業イノベーション関連産業の高度化が図られることにより、売上向上を図る。 ○達成目標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 令和11年度：5兆2,441億円 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和11年度：117億円 （算出方法） 令和5年度の一人当たり県民所得（231万5千円）（実績）と令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4万円）から、令和11年度の一人当たり県民所得276万1千円を推計。 令和11年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和11年度の産業イノベーション関連産業の売上高の目標を5兆2,441億円と設定。 令和11年度の産業イノベーション関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を117億円と設定。 ○測定指標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した事業者の粗付加価値の増加のみを設定していた。 今回要望では、令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果検証をするため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目的を変更した。				

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間		
		同上の期間中の達成目標	○産業イノベーション関連産業の売上高		
			令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
			4 兆 9,616 億円	5 兆 1,028 億円	5 兆 2,441 億円
			○本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
			117 億円	117 億円	117 億円
		政策目標の達成状況	○過去の達成状況		
			・産業イノベーション関連産業の売上高		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			4 兆 907 億円	4 兆 3,751 億円	4 兆 6,458 億円
			・本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			30 億円	22 億円	57 億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で投資税額控除 18 件（258 百万円）、特別償却 3 件（90 百万円）の適用を見込む。		
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、新たな設備投資により産業イノベーション関連企業の高度化が進み、製造業等の生産性・生産額が拡大することにより、産業イノベーション関連産業の売上高を増加させる効果がある。 なお、産業イノベーション関連産業の売上高は令和 4 年度から令和 6 年度において 5,551 億円増加した。		
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○事業所税の資産割の課税標準の特例 ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置		
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—		

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																							
		要望の措置の妥当性	事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、当該地域の立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。 また、当該措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に限り本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、当該措置には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、当該措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。 特別償却の適用件数は僅少であるが、これは投資税額控、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。 この理由としては、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことが可能である。 よって、企業の業績状況形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。																							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(過去3年間の適用実績) (単位：件、百万円) <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>15</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>減収額</td><td>94</td><td>303</td><td>752</td></tr><tr><td rowspan="2">特別償却</td><td>適用件数</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>減収額</td><td>23</td><td>1</td><td>17</td></tr></table> (令和5年度～令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、令和7年度は沖縄県調査による件数及び金額)		項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	投資税額控除	適用件数	15	20	19	減収額	94	303	752	特別償却	適用件数	3	1	2	減収額	23	1	17
	項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度																					
投資税額控除	適用件数	15	20	19																						
	減収額	94	303	752																						
特別償却	適用件数	3	1	2																						
	減収額	23	1	17																						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	(過去3年間の適用実績) (単位：件、百万円) <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>16</td><td>15</td><td>20</td></tr><tr><td>適用額</td><td>84</td><td>94</td><td>303</td></tr><tr><td rowspan="2">特別償却</td><td>適用件数</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0</td><td>101</td><td>5</td></tr></table> 根拠条文：12, 42 の9、45		項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	投資税額控除	適用件数	16	15	20	適用額	84	94	303	特別償却	適用件数	0	3	1	適用額	0	101	5
項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度																						
投資税額控除	適用件数	16	15	20																						
	適用額	84	94	303																						
特別償却	適用件数	0	3	1																						
	適用額	0	101	5																						

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置を通じて、新たな設備投資により産業イノベーション関連企業の高度化が進み、製造業等の生産性・生産額が拡大することにより、産業イノベーション関連産業の売上高を増加させる効果がある。 令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計109億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置活用事業者の令和6年度の付加価値増加分は262億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。
	前回要望時の達成目標	従前の達成目標は、本特例措置活用事業者の付加価値額を年平均で10.34億円増加させ、令和8年度までに20.68億円増加させることとしていた。 現時点において確認できる本特例措置活用事業者の付加価値額は、令和4年度から令和5年度にかけて78億円増加、令和5年度から令和6年度にかけて262億円増加となっており目標は達成している。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○従前の達成目標の実現状況 設定した目標については、現時点においては上記のとおり達成している。
これまでの要望経緯		○平成14年度 ・産業高度化地域の創設 ○平成19年度 ・5年間延長 ○平成24年度 ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を13市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ(1,000万円超→500万円超) ○平成26年度 ・機械等下限取得価格の引下げ(500万円超→100万円超) ○平成29年度 ・2年間延長 ○令和元年度 ・2年間延長 ○令和3年度 ・1年間延長 ○令和4年度 ・産業高度化・事業革新促進地域から、産業イノベーション促進地域に改称 ・3年間延長 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 ○令和7年度 ・2年間延長 ・対象業種の一部縮減

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに産業イノベーション関連産業売上高、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、産業イノベーション関連産業の高度化を通じて売上向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省製造産業局防衛産業政策室）

項 目 名	防衛産業の基盤強化のための諸施策に伴う税制上の措置		
税 目	－		
要 望 の 内 容	装備品等の国内生産基盤の強化、外国政府への装備移転の拡大及び防衛イノベーションの促進等の諸施策の実施に伴い必要となる税制上の所要の措置を要望する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 装備品等の国内生産基盤の強化、外国政府への装備移転の推進及び防衛イノベーションの促進等の諸施策を着実に実施する。		
	(2) 施策の必要性 現行の国家防衛戦略と防衛力整備計画の策定当時に想定していた以上の速度と複雑性をもって国内外の情勢が変化しており、その影響により更なる対応が必要となっている。 こうした中、「生産力こそ抑止力」という考え方のもと、持続的な対応能力や「新しい戦い方」への対応を支えることができる防衛生産・技術基盤を構築していくことが喫緊の課題である。 このため、防衛生産・技術基盤の強化をさらに加速するための取組を拡充するとともに、国の関与を担保した法人を新設した上で、①国内生産基盤の強化、②外国政府への装備移転の推進、③防衛イノベーションの促進を一体的に推進する必要があり、こうした諸施策の実施に伴い必要となる税制上の所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和8年7月21日 閣議決定） 2. 強い外交・安全保障の確立 （1）外交力・安全保障・情報力の強化（安全保障の強化） 持続的な対応能力の確保に向けた取組を強化し、それを支えるため、防衛生産基盤強化法の見直しも視野に、安定供給が困難な重要装備品のGOCO等による国の関与、平素における民生品や装備移転での活用を前提とした増産能力強化等の検討を行う。装備移転において、官が正面に立つ移転、融資、伴走支援等の検討や関係機関との連携を進める。スタートアップの更なる活用を進めるとともに、国研・大学等への防衛研究基盤整備等を通じ、防衛力を支える研究開発を促進することで、最先端技術を迅速に取り込む。これらを一体的に推進するため、国の関与を担保した法人の設置の検討を進める。 ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定） Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進 2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行 （5）防衛産業 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、「三文書」を2026年中に改定し、防衛力の変革に取り組む。民生分野とも連携し、先端技術活用、増産能力確保、サプライチェーン強靱化等の防衛産業の基盤強化やスタートアップ等が研究開発・量産等に積極的に挑戦できる環境整備を推進する。国内生産基盤の強化、防衛イノベーションの促進、装備移転を一体的に推進するため、法人の設置の検討を進める。
		政策の達成目標	装備品等の国内生産基盤の強化、外国政府への装備移転の推進及び防衛イノベーションの促進等の諸施策を推進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 商務・サービスグループ 流通政策課）

項 目 名		電子渡航認証制度（JESTA）の導入に伴う外国人旅行者向け消費税免税制度の確認事務等の見直し	
税 目		消費税、酒税	
要 望 の 内 容	【制度の概要】 消費税法第 8 条等に基づき、輸出物品販売場（以下「免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税等が免除される。		
	【要望の内容】 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 32 号。以下「入管法等改正法」という。）の施行に伴い、電子渡航認証制度（JESTA）※の導入により一部の短期滞在者においても上陸許可証印が省略されること等を踏まえ、免税店における免税販売の確認事務等について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。		
		※JESTA：来日を希望する外国人について、渡航前に入管庁長官に対して渡航目的や滞在先等の情報を提供させ、事前にスクリーニングを行い、不法残留等を企図する外国人の入国を防止する制度。	
		【関係条文】 （消費税）消費税法第 8 条、消費税法施行令第 18 条～第 18 条の 5 消費税法施行規則第 6 条～第 10 条 （酒 税）租税特別措置法第 87 条の 6	
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） — 百万円

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 免税販売に係る確認事務等について、JESTA の導入に合わせた見直しを行うことで、JESTA の導入後においても免税店において円滑な免税販売が行えるような措置等を講じ、免税販売の適正な実施を確保する。 (2) 施策の必要性 急増する訪日外国人旅行者に対応するため、令和 10 年度中の JESTA の導入等を盛り込んだ入管法等改正法が、第 221 回特別国会（令和 8 年 5 月 29 日）において成立。 JESTA の導入により、一部の入国者については旅券への上陸許可の証印が省略されることとなるが、現状、免税店では免税購入対象者の適否について、主に当該証印も含めて確認しているところ。 このため、JESTA の導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施が確保できるよう、関係する手続等を見直す必要がある。 また、入管法等改正法により、遭難による上陸の許可の範囲が見直されたことに伴い、免税購入対象者の範囲も合わせて見直す必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	○「観光立国推進基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）における目標 ・ 訪日外国人旅行消費額 観光ビジョンに掲げた 2030 年 15 兆円の目標達成に向け、（略）消費額拡大を図る。 ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・ 訪日外国人旅行消費額 2030 年に 15 兆円を達成する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—

		政策目標の達成状況	訪日外国人旅行消費額 2025年：9.5兆円
	有効性	要望の措置の適用見込み	本措置を講ずることにより、JESTAの導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施を確保することで、訪日外国人旅行消費額のより一層の拡大に繋げる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	JESTAの導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施を確保することで、訪日外国人旅行消費額のより一層の拡大に繋げるためには、本措置を講ずることが妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—

	前回要望時の達成目標	○「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 早期に5兆円を達成する ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する ⇒2023年の訪日外国人旅行消費額は5兆3,065億円となり、短期目標の早期5兆円を達成。2025年の訪日外国人旅行消費額は9.5兆円で過去最高となる等、順調に推移しており、2030年に15兆円を達成するべく、取組を進めている状況。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成26年度：拡充 ○免税対象品目の拡大（食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、一定の条件の下、全ての品目を免税対象品目とする。） ○免税手続の簡素化（購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行う。） 平成27年度：拡充 ○免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンター設置を実現。併せて、一括カウンターでは店舗を超えて購入金額の合算を認める（ただし、一般物品と消耗品は区別）。 平成28年度：拡充 ○一般物品の免税販売の対象となる最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」へ引き下げるとともに、免税対象物品を免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続きの簡素化等を行う。 平成30年度：拡充 ○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とする。 ○現行の紙による免税販売手続き（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続きを電子化する。 令和元年度：拡充 ○既に免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を創設する。 令和2年度：拡充 ○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。 令和4年度：拡充 ○免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、Visit Japan Webを活用した本人情報の確認を可能とする。 令和6年度：検討事項要望 ○出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、令和7年度税制改正にて、制度の詳細について結論を得ることとする。 令和7年度：リファンド方式への移行等

	○消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和6年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。 また、リファンド方式の移行に伴い、訪日外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減等となるよう、免税対象物品の範囲等の見直し等の措置を講じる。
--	---

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室、経済産業政策局産業資金課）

項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）		
税目	所得税		
要望の内容	「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。		
新設・拡充又は延長を必要とする理由		平年度の減収見込額	▲16,800 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)
	(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。 (2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：約 92 万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,688 万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度 株式 5 属性別株主数」）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 17 年度からの継続要望。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新 設・拡 充・延 長）

（経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課）

項 目 名	一元的なコンテンツ支援体制の整備に伴う税制上の所要の措置		
税 目	—		
要 望 の 内 容	○特例措置の対象 コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築することに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 コンテンツ産業は、2033 年に海外売上 20 兆円を目指す日本の基幹産業である。日本で創り、世界に届け、IP を多角的に展開することで利益を最大化し、クリエイターへの還元を図る。成果報酬率向上・資金調達環境整備等の構造改革と一体で、作品製作、人材確保・育成、流通網拡大、海賊版対策といった成長投資を、大規模・長期・戦略的に後押しする。 (2) 施策の必要性 2033 年の日本発コンテンツの海外売上 20 兆円目標を達成するため、構造改革と一体となった大規模・長期・戦略的な官民投資が必要である。 令和 8 年 6 月 12 日に知的財産戦略本部会合で決定された「知的財産推進計画 2026」及びコンテンツ分野の「官民投資ロードマップ」において、「予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築する。」と明記され、コンテンツ分野の新たな支援体制を構築することとなった。 このため、コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を円滑に構築するため、税制上の措置を設けることを検討する。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 【背景となる閣議決定等】 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅲ. 投資立国の実現 2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し （4）コンテンツ産業活性化戦略の実行 我が国の基幹産業であるコンテンツ産業について、日本発コンテンツの海外市場規模を 2033 年までに 20 兆円に拡大する目標の下、昨年策定した「コンテンツ産業活性化戦略」の分野ごとの戦略を具体化し、当該目標の確実な達成を図るため、分野別海外市場獲得の見通しについて、重点地域、市場展開方針等の取組を具体化しつつ、その明確化に取り組む。 ○知的財産推進計画 2026（令和 8 年 6 月 12 日 知的財産戦略本部決定） Ⅱ. 知財戦略の今後の方向性 2. 今後の方向性 2033 年までに海外市場規模を 20 兆円とする政府目標を達成するため、コンテンツ分野官民投資ロードマップの着実な推進を図ることが求められる。具体的には、人材、制作環境、海外展開・流通のそれぞれにおけるボトルネックを解消し、産業界が自律的・継続的な成長を実現するため、政府は大胆な政策パッケージにより大規模・長期・戦略的な官民投資を推進し、成長投資を拡大することが必要である。そのために、予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制の構築、大規模作品製作支援、流通プラットフォームの拡大支援、海賊版対策等の海外展開・流通支援、次代を担うクリエイターへの複数年にわたる弾力的支援、グローバルビジネス人材育成の推進等の人材支援等を検討していく必要がある。 Ⅲ. 知財戦略の重点施策 4. 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ （1）クールジャパン戦略の推進 （2）コンテンツ戦略の推進 （施策の方向性） 予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築する。（短期・中期）（内閣府（知財）、経済産業省、文化庁、総務省、外務省、公正取引委員会、厚生労働省） ○日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日 閣議決定） Ⅱ. 17 の戦略分野における官民投資の促進 2. 62 の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行 （17）コンテンツ コンテンツ産業は、2033 年に海外売上 20 兆円を目指す日本の基幹産業である。 日本で創り、世界に届け、IP360 度展開で利益を最大化し、クリエイターへの還元を図る。成果報酬率向上・資金調達環境整備等の構造改革と一体で、作品製作、人材確保・育成、流通網拡大、海賊版対策といった成長投資を、大規模・長期・戦略的に後押しする。このために官民連携して一気通貫の支援体制を構築する。
-----------------------------	------------	--------------------------	---

		政 策 の 達 成 目 標	コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築し、日本発コンテンツの海外売上拡大を実現すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	日本発コンテンツの海外売上拡大の実現。
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で円滑に施策を実行することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、我が国のコンテンツ産業の国際競争力の強化及び海外市場の獲得に支障を及ぼしかねない。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和9年度予算要求
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築することが可能となる。
		要望の措置の妥当性	コンテンツ分野の支援を一気通貫で推進することにより、我が国のコンテンツ産業の国際競争力の強化及び海外市場の獲得を図る極めて公共性の高い支援体制の構築を検討することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁長官官房総務課）

項 目 名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討		
税 目	—		
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策を関係府省庁（注）において検討する。 （注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	平年度の減収見込額		
	— 百万円		
	（制度自体の減収額）		
	（ ー 百万円）		
	（改 正 増 減 収 額）		
	（ ー 百万円）		
	(1) 政策目的		
	国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。		
	(2) 施策の必要性		
	気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策を検討するものである。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）（抄） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 3. 国民の安全・安心の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画2026」⁹²に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。 ⁹² 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相 当 性	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		R8新規要望	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課）

項 目 名	認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の拡充及び延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物である住宅（同法第 16 条において低炭素建築物とみなされた特定建築物である住宅を含む。以下「認定低炭素住宅」という。）を新築等した場合に、以下のとおり税率を引き下げる。 ・ 所有権保存登記 本則 4 /1000（一般住宅の特例 1.5 /1000）→ 1 /1000 ・ 所有権移転登記 本則 20 /1000（一般住宅の特例 3 /1000）→ 1 /1000 【要望の内容】 ・ 本特例措置の適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。 ・ 床面積要件を 50 ㎡以上から 40 ㎡以上へ緩和する。 ・ 令和 10 年 1 月 1 日以降に土砂災害等の災害レッドゾーン内で新築された住宅は適用対象外とする。 【関係条文】 租税特別措置法第 74 条の 2 租税特別措置法施行令第 42 条の 2 租税特別措置法施行規則第 26 条の 2		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲1 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「地球温暖化対策計画」という。）に掲げた温室効果ガスの大幅削減目標の達成や、新築住宅の省エネ基準適合義務化・ZEH水準の確保が求められる中、ZEH水準の省エネ性能を有する認定低炭素住宅の普及を促進することで、2050年ネット・ゼロを目指す。 (2) 施策の必要性 「地球温暖化対策計画」において、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することが掲げられている。 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）が令和4年6月17日に公布され、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じることとされた。また、令和4年10月には認定基準がZEH水準に引き上げられ、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入が必須項目とされている。 省エネ基準を超える性能を有し、かつ低炭素化に資する措置が講じられた認定低炭素住宅は、高い省エネ性能を確保するために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定低炭素住宅の普及を引き続き促進し、2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を進める必要がある。 また、世帯構成の変化等を踏まえ、将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通を促進するため、特例の対象となる住宅の床面積要件を緩和する必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「地球温暖化対策計画や「住生活基本計画（全国計画）」（令和8年3月27日閣議決定。以下「住生活基本計画」という。）において、ZEHの更なる普及拡大に向けた支援策等を講じることとされている。 （政策評価体系における位置付け） 政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標 32 住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI）
		政策の達成目標	住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI） BEI 1.0（令和17年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和9年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI） BEI 約1.2（令和10年度）

果に 適用 税 これ 税 実 ま 績 で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績			
		政策目標の達成状況	住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI） BEI 1.3（令和5年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	<認定低炭素住宅（特定建築物を除く）> ・所有権保存登記 7,517件（令和9年度）、7,603件（令和10年度） ・所有権移転登記 212件（令和9年度）、248件（令和10年度） <特定建築物> 0件（令和9～10年度）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高度な省エネ性能を有する住宅の供給を促進するため、本特例措置を活用して認定低炭素住宅の取得に係る税負担を軽減し、当該住宅の選択・取得を促進していくことが有効である。これにより認定低炭素住宅の供給拡大が図られ、住宅ストックの質の向上につながることから、政策目標の達成に資するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・認定低炭素住宅に係る住宅ローン減税（租税特別措置法第41条第6項） ・認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第41条の19の4）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	個別の補助金の申請手続を求めて交付する手法と比較して、住宅取得等の際に生じる手続に着目した確実かつ簡素な負担軽減策であり、政策目的の達成に着実に貢献できる点で相当性が認められる。 なお、本特例措置は、適用の対象を自己の居住に供する家屋を取得等した場合に限定していることから、的確かつ必要最小限の措置である。
		租税特別措置の適用実績	<認定低炭素住宅> ・所有権保存登記 適用件数（見込数）※納付額 令和4年度 8,673件（2,885件）※94,746,600円 令和5年度 6,468件（2,815件）※91,303,800円 令和6年度 7,111件（1,721件）※164,611,100円

		・所有権移転登記 適用件数（見込数）※納付額 令和４年度 115 件（50 件）※1,362,700 円 令和５年度 129 件（49 件）※2,011,900 円 令和６年度 131 件（21 件）※2,101,300 円 （法務省「登記統計」より） <特定建築物> 令和４年度～令和６年度 0 件 ※令和４年度・令和６年度要望時の適用件数については、括弧内のとおりである。 ※令和４年 10 月の認定基準引き上げ及び共同住宅における住戸認定の廃止により、過去実績に基づく推計が困難となり、適用見込み件数と実績に乖離が生じた。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	認定低炭素住宅の件数は着実に増加してきている。本特例措置は、認定低炭素住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。
	前回要望時の達成目標	・家庭部門のＣＯ２排出量 約 43.1%（令和７年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストック 約 22%（令和７年度）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	現在集計中のため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難だが、家庭部門のＣＯ２排出量は 2013 年度（平成 25 年度）比 29.9%削減（令和 6 年度）、省エネ基準に適合する住宅ストックの割合は 20%（令和 6 年度）であった。近年の建設資材や住宅価格の高騰により、住宅取得環境は一層厳しい状況となっており、認定低炭素住宅はの更なる普及に当たっては、取得時の負担軽減を通じた後押しが引き続き重要である。
これまでの要望経緯		平成 24 年度 創設 平成 25 年度 特定建築物を適用対象に追加 平成 26 年度 2 年間延長 平成 28 年度 2 年間延長 平成 30 年度 2 年間延長 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長 令和 6 年度 3 年間延長

要望内容と自己点検の関係

措置名：認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムの指標【新築住宅着工数に対する低炭素住宅の認定件数の比率】（対象期間：～令和12年度・目標値：前年度より増加）については、令和4年度2.4%、令和5年度0.6%、令和6年度0.6%と前年比減であることから目標を達成していない。
- 一方、認定低炭素住宅に係る所有権保存登記の適用件数は、令和4年度8,673件、令和5年度6,468件、令和6年度7,111件であり、所有権移転登記の適用件数は、令和4年度115件、令和5年度129件、令和6年度131件と、一定の実績が存在している。
- 短期アウトカムを達成できなかった要因としては、令和4年10月以降、認定基準の引き上げに伴い、共同住宅における認定単位が住戸から住棟へ変更されたことや、令和4年度に認定基準見直し前の駆け込み申請があったこと等が考えられる。
- また、中期アウトカムの指標【省エネ基準に適合する住宅ストックの割合】（対象期間：～令和12年度・目標値：30%）について、令和4年度18%、令和5年度19%、令和6年度20%と増加傾向にある。本特例措置は、一般住宅に比べて取得費用が高くなる傾向にあるZEH水準の省エネ性能を備え、低炭素化に資する措置が講じられた住宅について、住宅取得時の税負担を軽減する点からの寄与が認められる。
- 長期アウトカムの指標【住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI）】（対象期間：～令和17年度・目標値：BEI1.0）については、令和5年度時点でBEI1.3であり、達成途上である。
- 以上より、本特例措置については、令和7年4月に認定制度パンフレットの改訂、令和8年6月にHP更新を行い、改めて利用者への周知を行ったところであり、引き続き本特例措置の活用を促すことで更なる政策効果の発現が見込まれるため、本特例措置の適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長することを要望する。
- また、新たな「住生活基本計画」においては、住宅性能水準※や居住環境水準に示す水準を参考にした将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の促進を図ることとしており、床面積要件について必要な見直しを講じるとともに、令和10年1月1日以降に土砂災害等の災害レッドゾーン内で新築された住宅は適用対象外とする。
※ 住宅性能水準では、「今後の住宅ストックの充実に当たって供給・流通を促していく住宅の規模は（略）、2050年に向けて増加が見込まれる単身世帯が都市居住に当たってゆとりのある住生活を営むことができる規模及び、2人世帯、3人世帯若しくは夫婦と2人の未就学児等からなる世帯が生活を営むことができる規模を考慮して、40㎡程度を上回る住宅とする」とされている。

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室）

項 目 名		沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長	
税 目		石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 4 の 3、租税特別措置法施行令第 48 条の 11）	
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （▲3,000 百万円） （ — 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 沖縄は、電力需要が小さいことや地理的・地形的制約から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的不利性を抱えていることから、本措置により、電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現を図る。 【関係条文】 ○沖縄振興特別措置法（平成 14 年 3 月 31 日法律第 14 号） （課税の特例） 第 64 条 電気事業法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する発電事業者が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等（石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 2 条第 3 号に規定するガス状炭化水素であって関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 2711・11 号に掲げる天然ガスに該当するもの及び同条第 4 号に規定する石炭をいう。）については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。 (2) 施策の必要性 沖縄における電気事業については、 1) 地理的・地形的・需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料（主に石炭、LNG）に大きく依存せざるを得ない。 2) 本土の電力系統と連系されておらず、本土の電力会社との電力相互融通が不可能であり、高い供給予備力が必要等の理由から設備投資負担が大きい。 3) 多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要。（離島部門は構造的な収支不均衡） 等の容易に解決できない構造的不利性を有しており、本土と比べ電気料金が割高となっている。事業者においても電気料金の維持、上昇抑制に努めつつ、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、化石燃料依存度低減に取り組んでいるものの、事業者の自助努力のみで構造的不利性を克服するには限界があるため、政策的支援が必要となる。 今後も、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進により、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めていくものの、技術開発等の課題もあり、発電燃料の構造転換はすぐに実現できるものではない。 加えて、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入拡大には多額の設備投資等が必要であり、県民生活や産業活動に支障が生じないようエネルギー政策の基本的視点である S+3E※を大前提に進めていく観点からも相応の時間を要する。 ※（安全性（Safety）、安定供給（Energy security）、環境性（Environment）、経済性（Economic efficiency）） よって、当面の間は石炭等の化石燃料による火力発電が基幹電源としての役割を担うことが見込まれることから、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のためには、本措置が必要不可欠である。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																																												
		政策の達成目標	電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。																																												
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間の延長）																																												
		同上の期間中の達成目標	電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。																																												
	政策目標の達成状況	本措置により、令和3年度から令和7年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.43円の電気料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じることが必要である。 <電気料金に与える影響> （単位:百万円、円/kWh） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>3,203</td><td>3,305</td><td>2,966</td><td>3,492</td><td>3,319</td></tr><tr><td>影響単価</td><td>0.42</td><td>0.44</td><td>0.40</td><td>0.45</td><td>0.43</td></tr></table> ※沖縄電力(株)及び電源開発(株)による実績報告をもとに算定 <電気料金（単価）の推移> （単位:円/kWh） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>沖縄電力(株)</td><td>20.87</td><td>24.24</td><td>24.38</td><td>25.38</td><td>24.16</td></tr><tr><td>9社平均</td><td>16.68</td><td>23.16</td><td>21.88</td><td>22.03</td><td>21.49</td></tr><tr><td>単価差</td><td>4.19</td><td>1.08</td><td>2.50</td><td>3.35</td><td>2.67</td></tr></table> ※算出方法:各社の電灯・電力料収入÷各社の販売電力量 ※出典:各社有価証券報告書から作成 ※令和4年度については、ウクライナ情勢による燃料費高騰の影響により、一時的に格差が縮小						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	適用額	3,203	3,305	2,966	3,492	3,319	影響単価	0.42	0.44	0.40	0.45	0.43		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	沖縄電力(株)	20.87	24.24	24.38	25.38	24.16	9社平均	16.68	23.16	21.88	22.03	21.49	単価差	4.19	1.08	2.50	3.35
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度																																										
適用額	3,203	3,305	2,966	3,492	3,319																																										
影響単価	0.42	0.44	0.40	0.45	0.43																																										
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度																																										
沖縄電力(株)	20.87	24.24	24.38	25.38	24.16																																										
9社平均	16.68	23.16	21.88	22.03	21.49																																										
単価差	4.19	1.08	2.50	3.35	2.67																																										
有効性	要望の措置の適用見込み	沖縄電力(株)、電源開発(株)の2社																																													

相 当 性	要望の措置 の効果見込み(手段としての有効性)	本措置による免税分は、電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和8年度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では、年額約2,208 円の負担軽減の効果がある。 ＜電気料金に与える影響＞ （単位:百万円、円/kWh） <table><tr><td></td><td>R8 年度</td><td>R9 年度</td><td>R10 年度</td><td>R11 年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>3,533</td><td>3,361</td><td>3,144</td><td>3,535</td></tr><tr><td>影響単価</td><td>0.46</td><td>0.44</td><td>0.42</td><td>0.46</td></tr></table> ※沖縄電力(株)及び電源開発(株)の計画をもとに算定		R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	適用額	3,533	3,361	3,144	3,535	影響単価	0.46	0.44	0.42	0.46
		R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度												
	適用額	3,533	3,361	3,144	3,535												
	影響単価	0.46	0.44	0.42	0.46												
	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置（地方税：固定資産税） ・ 沖縄の産業イノベーション促進地域旧産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（国税：法人税等、地方税：法人事業税等） ・ 沖縄の産業イノベーション促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置（地方税：事業所税）															
予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	本措置によって、構造的不利性に伴う供給コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての的確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。 また、本措置による免税分については電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっている。															

租税特別
措 置 の
適用実績

適用件数：2社（沖縄電力(株)、電源開発(株)）

○適用量

適用量：石炭

(単位:千 t)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
石炭消費量	2,023	2,085	1,779	2,158	2,049
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
石炭消費量	2,247	2,055	1,817	2,139	2,128

※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取

※令和3年度～令和7年度は実績値、令和8年度～令和12年度は見込み値を記載（以下の免税額についても同様）

適用量：LNG

(単位:千 t)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
LNG消費量	233	242	285	288	275
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
LNG消費量	244	293	352	325	325

※数値は沖縄電力(株)より聴取

※令和3年度～令和7年度は実績値、令和8年度～令和12年度は見込み値を記載（以下の免税額についても同様）

○免税額

免税額：石炭

(単位:百万円)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
免税額	2,770	2,855	2,436	2,956	2,807
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
免税額	3,079	2,816	2,489	2,930	2,915

※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取

免税額：LNG

(単位:百万円)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
免税額	433	450	530	536	512
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
免税額	454	545	655	605	605

※数値は沖縄電力(株)より聴取

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本措置が存在しない場合、需要家の電気料金に免税されない 分が上乗せされることになり、沖縄県内の一般家庭及び産業界 に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要 である。
	前回要望時 の達成目標	沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	目標に関しては概ね達成している。
これまでの 要望経緯	平成 15 年度 創設 平成 17 年度 2 年間の延長 平成 19 年度 5 年間の延長 平成 24 年度 3 年間の延長及び免税対象への LNG の追加 平成 27 年度 5 年間の延長 令和 2 年度 2 年間の延長 令和 4 年度 2 年間の延長 令和 6 年度 3 年間の延長	

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期・中期・長期アウトカム共通で他地域（9社平均）との電気料金の格差を指標として設定した。加えて、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和2年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和2～4年度（3年間）】：未達成
- 長期【令和2～6年度（5年間）】：（電気料金の格差）未達成
（一人当たりの県民所得）実績不明

○短期・中期・長期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

現時点においては未だ割高な電気料金とはなっているものの、当該措置による免税分については電気料金原価に反映されており、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっており、沖縄における電気の低廉で安定的かつ適正な供給の確保が図られ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与していることから、本措置を引き続き継続する必要がある。

（中小企業庁金融課）

項 目 名	銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	【措置の概要】 研究開発税制、中小企業経営強化税制、賃上げ促進税制その他各種中小企業向け税制の適用対象となる中小企業者については、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を同一の大規模法人に所有されている法人等は除外されている（措令 27 の 4 ⑪）。 このため、銀行等の投資専門子会社が事業再生又は事業承継等を目的として中小企業へ出資を行う場合であっても、当該出資先企業が中小企業にもかかわらず大企業による出資や役員支配により実質的に大企業の影響下にあると判断される企業（「以下、みなし大企業」という。）に該当し、中小企業向け税制措置の対象外となる場合がある。 【要望の内容】 事業再生又は事業承継支援等を目的として銀行等の投資専門子会社から出資を受けた企業について、中小企業向け税制措置の適用対象となる中小企業者の判定において、当該投資専門子会社を大規模法人に該当しないものとして取り扱うよう所要の措置を講ずることを要望する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲19 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 地域の中小企業においては、経営者の高齢化や後継者不足の進展により、事業承継及び事業再生の必要性が高まっている。他方、事業再生や事業承継の局面では財務基盤が脆弱化しやすく、金融機関による融資のみならず、資本金資金の供給を通じた経営基盤の強化が重要となっている。 このため、銀行等の投資専門子会社によるリスクマネー供給を促進し、地域企業の事業価値向上、雇用維持及び地域経済の持続的発展を図ることを目的とする。 また、事業再生及び事業承継に取り組む中小企業について、中小企業向け税制措置の継続的な活用を可能とすることにより、生産性向上投資、設備投資及び賃上げを促進し、持続的な成長を実現することを目的とする。 なお、株式会社商工組合中央金庫については、コロナ以降の中小企業の事業再生ニーズに応えるため、業務範囲を銀行法と同等になるよう株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）を改正した（2025 年 6 月改正法施行）。2026 年 4 月～組織再編を行い、5 つの事業本部制に移行したが、そのうちの一つに「ターン・アラウンド事業本部」という事業再生を専門で行う部署を設置した。中小企業の伴走支援とあわせて、エクイティサイドの支援を行うことにより、中小企業の事業再生支援を強化していく方針。 (2) 施策の必要性 銀行等の投資専門子会社による出資は、一般事業会社による支配的な投資とは異なり、一定期間における企業価値向上及び事業再生・事業承継等の実現を目的としたものである。 しかしながら、現行制度では、銀行等の投資専門子会社が一定割合以上出資した場合、出資先企業が「みなし大企業」に該当し、研究開発税制、中小企業経営強化税制、賃上げ促進税制等の中小企業向け税制措置を活用できなくなる場合がある。 事業再生又は事業承継に取り組む企業にとって、これらの税制措置は経営改善や成長投資を支える重要なインセンティブであり、その適用除外は再生・承継支援の効果を減殺するおそれがある。 このため、銀行等の投資専門子会社による事業再生会社及び事業承継会社等への出資については、「みなし大企業」判定における大規模法人の適用対象から除外し、出資先企業が中小企業向け税制措置を継続して活用できるような制度を見直すことが必要不可欠である。 「成長投資を促進するための金融戦略」（令和 8 年 7 月 21 日）（抜粋） 中小企業へ一定以上の出資を行う場合、出資先が「みなし大企業」に該当し、中小企業向けの税制優遇が非適用となる取扱いについて、銀行等による事業再生・承継支援に係る出資を促進する観点から、見直しを検討する。
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	銀行等の投資専門子会社による資本供給を通じて、事業再生企業の経営改善や事業承継企業の事業継続などを実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度 204件 令和10年度 204件 令和11年度 204件 （注）令和8年度実績を記載。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、事業再生又は事業承継支援等を目的として銀行等の投資専門子会社から出資を受けた企業について、中小企業向け税制措置の継続的な活用が可能となることで、経営基盤の強化と成長投資が促進される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	銀行等の投資専門子会社による出資は、一般事業会社による事業支配を目的とする投資ではなく、企業価値向上及び地域経済の維持を目的とするものである。

			そのため、「大企業に実質的に支配される企業を中小企業税制の対象外とする」という現行制度の趣旨との整合性を損なうものではない。 したがって、事業再生又は事業承継等を目的とした銀行等の投資専門子会社による出資については、「みなし大企業」判定における大規模法人から除外する措置を講ずることが政策手段として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	
担当部局（課）及び担当者		—	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課）

項 目 名	生命保険料控除制度の拡充の恒久化等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	令和 8 年・9 年分所得税において講じられた、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する 2 万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （－ 百万円） （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。 (2) 施策の必要性 人生 100 年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 990 万人（※） （出典：国税庁「令和 5 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 5 年分申告所得税標本調査」（直近の公表数値は令和 6 年分であるものの、令和 6 年に措置された定額減税の影響を大きく受けるため、令和 5 年版の数値を使用）） ※生命保険料控除適用者数に、制度拡充後（見込）の影響を加味した数字を記載
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた遺族保障の充実に繋がる見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、子を扶養する国民が加入している死亡保険金額は平均 1,322 万円であり、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考える死亡保険金額 2,224 万円に比べて 6 割程度に留まっている（※）。

			このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。 (出典：生命保険文化センター「令和7年度 生活保障に関する調査」) ※扶養する子どもの有無を加味した金額を記載																																																																																										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※(％)) <table><tr><td></td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>74.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>69.7</td><td>69.5</td><td>69.1</td><td>68.3</td><td>65.5</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>51.3</td><td>50.0</td><td>53.0</td><td>52.2</td><td>54.3</td><td>56.1</td><td>57.0</td><td>55.7</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>17.9</td><td>17.8</td><td>17.6</td><td>17.0</td><td>16.9</td><td>16.5</td><td>16.2</td><td>16.6</td></tr><tr><td>全体</td><td>77.2</td><td>76.7</td><td>77.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.2</td><td>70.8</td></tr></table> (出典：国税庁「民間給与実態統計調査」) (一人当たりの保険料控除額※(万円)) <table><tr><td></td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>4.0</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.8</td><td>3.7</td><td>3.6</td><td>3.6</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.2</td><td>3.2</td><td>3.2</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>4.4</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td></tr><tr><td>全体</td><td>6.8</td><td>6.7</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td></tr></table> (出典：国税庁「民間給与実態統計調査」) ※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	一般生命	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3	65.5	介護医療	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0	55.7	個人年金	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2	16.6	全体	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2	70.8		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	一般生命	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6	介護医療	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	個人年金	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	全体	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																																																				
	一般生命	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3	65.5																																																																																				
	介護医療	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0	55.7																																																																																				
個人年金	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2	16.6																																																																																					
全体	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2	70.8																																																																																					
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																																																					
一般生命	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6																																																																																					
介護医療	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2																																																																																					
個人年金	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3																																																																																					
全体	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8																																																																																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																																																																												
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約6割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答(※)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。 (※) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果 <table><tr><td>質問</td><td>回答</td><td>回答割合</td></tr><tr><td rowspan="3">仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td><td>新規加入・増額をしたい</td><td>7.6%</td></tr><tr><td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td><td>22.2%</td></tr><tr><td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td><td>25.7%</td></tr></table> (出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2026」) 生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。	質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	7.6%	新規加入・増額を前向きに検討したい	22.2%	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	25.7%																																																																																		
質問	回答	回答割合																																																																																											
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	7.6%																																																																																											
	新規加入・増額を前向きに検討したい	22.2%																																																																																											
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	25.7%																																																																																											

	前回要望時の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。 本制度の拡充については、平成 27（2015）年度税制改正より継続して要望しており、令和 6 年度要望においては、子育て世帯に対する控除を手厚くするよう要望したところ、令和 6 年度税制改正では手当されず、税制改正大綱において、令和 7 年度税制改正で検討し結論を得ることとされ、令和 7 年度税制改正では、令和 8 年中の 1 年間の時限的な措置とされた。 令和 8 年度要望においては、恒久的な措置とするよう要望したところ、令和 8 年中とされていた適用期限を 1 年延長することとされた。